

官報

号
国会会議録

令和八年六月三十日

○第二百二十一回
会衆議院会議録 第二十九号

令和八年六月三十日(火曜日)

議事日程 第二十五号

令和八年六月三十日

午後一時開議

第一 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国旗の損壊等の処罰に関する法律案(松野博一君外十六名提出)

○本日の会議に付した案件

情報監視審査会会長の情報監視審査会令和七年
年次報告書についての発言日程第一 予防接種法の一部を改正する法律案
(内閣提出)日程第二 国旗の損壊等の処罰に関する法律案
(松野博一君外十六名提出)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○議長(森英介君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまメキシコ合衆国のケニア・ロペス・ラ
バダン連邦下院議長御一行が外交官傍聴席にお見
えになっておりますので、諸君とともに心から歓
迎申し上げます。

(起立、拍手)

情報監視審査会会長の情報監視審査会令和七
年次報告書についての発言○議長(森英介君) 情報監視審査会会長から、去
る二十五日、議長に提出された情報監視審査会令
和七年年次報告書について発言を求められており
ます。これを許します。情報監視審査会会長船田
元君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(船田元君登壇)

○船田元君 情報監視審査会は、去る二十五日、
審査会規程に基づき、令和七年年次報告書を取り
まとめ、森議長に提出いたしました。

以下、その概要を御報告いたします。

今回の報告書の対象期間は、令和七年五月一日
から本年五月三十一日までであります。

まず、調査の経過について申し上げます。

令和七年五月、重要経済安保情報保護活用法の
施行に伴い、当審査会は、特定秘密に加え、重要
経済安保情報に係る行政運用の常時監視を行うこ
ととなりました。同年六月、政府から特定秘密に関する国会報告
を受領し、十一月に小野田国務大臣から同報告の
説明に加え、重要経済安保情報保護活用法の施行
状況についても概括的に説明を聴取いたしまし
た。また、十二月、内閣情報調査室及び内閣府から
それぞれ補足説明を聴取し、質疑を行い、独立公
文書管理監から独立公文書管理監報告及び重要経
済安保情報に係る検証・監察の実施状況等につい
て説明を聴取し、質疑を行いました。その後、特定秘密を指定している各行政機関に
対し質疑を行うとともに、先行的、試行的調査と
して、重要経済安保情報を指定している行政機関
に対しても質疑を行いました。これらの調査を踏まえ、当審査会は、特定秘密
及び重要経済安保情報の指定の在り方、特定秘密
に関する情報保全の徹底、独立公文書管理監によ
る検証・監察の質の向上の三項目四件について、
政府に対する意見を取りまとめました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第一 予防接種法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、予防接種法の一部
を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長大串
正樹君。予防接種法の一部を改正する法律案及び同報告
書

(本号末尾に掲載)

(大串正樹君登壇)

○大串正樹君 ただいま議題となりました予防接
種法の一部を改正する法律案について、厚生労働
委員会における審査の経過及び結果を御報告申し
上げます。本案は、近年における医薬品技術の高度化を踏
まえ、ワクチンと同様に使用により免疫の効果が

長期間にわたり期待される抗体製剤を予防接種法に基づく予防接種に用いることができることとしようとするものであります。

本案は、去る六月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日上野厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、二十六日、質疑を行った後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立総員。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国旗の損壊等の処罰に関する法律

案(松野博一君外十六名提出)

○議長(森英介君) 日程第二、国旗の損壊等の処罰に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山下貴司君。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山下貴司君登壇〕

○山下貴司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を設けるものであります。

本案は、去る六月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日、提出者松野博一君から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入りました。二十五日は参考人から意見を聴取し、翌二十六日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 上野賢一郎君
国務大臣 木原 稔君

○議長の報告

〔議決通知〕

一、去る二十六日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

〔通知書受領〕

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

〔報告書受領〕

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和七年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

令和七年度第四・四半期における予算使用の状況(ただし出納整理期間を含みます。)

令和七年度第四・四半期における国庫の状況

(常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員		議長運営委員	
辞任 大空 幸星君 古川 直季君 大島 敦君 塩川 鉄也君 伊藤 聡君 こうらい啓一郎君 坂本竜太郎君 吉田 宣弘君 山本 左近君 山本 左近君 畑野 君枝君 厚生労働委員 辞任 田野瀬太道君 田宮 寿人君 阿部 圭史君 豊田真由子君 渡辺 勝幸君 辻 秀樹君 新田 章文君 田宮 寿人君 阿部 圭史君 豊田真由子君	補欠 坂本竜太郎君 伊藤 聡君 吉田 宣弘君 畑野 君枝君 こうらい啓一郎君 山本 左近君 大空 幸星君 大島 敦君 古川 直季君 塩川 鉄也君	辞任 大空 幸星君 塩崎 彰久君 三ッ林裕巳君 川松真一朗君 高橋 祐介君 大空 幸星君 三ッ林裕巳君 塩崎 彰久君 補欠 川松真一朗君 山田 基靖君 高橋 祐介君	沖縄及び北方問題に関する特別委員
特別委員辞任及び補欠選任 一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治改革に関する特別委員 辞任 岩崎 比菜君 加藤 貴弘君 山下史守朗君 山本 左近君 今 洋佑君 永田磨梨奈君 渡辺 勝幸君 補欠 渡辺 勝幸君 勝幸君 世古万美子君 今 洋佑君 永田磨梨奈君 山下史守朗君 加藤 貴弘君 山本 左近君 岩崎 比菜君		(議案受領) 一、去る二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 主要農作物の優良な品種を確保するための公的 新品種育成の促進等に関する法律案 (議案付託) 一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案(加藤勝信君外十一名提出、衆法第二八号) 政治改革に関する特別委員会 付託 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案(築和生君外七名提出、衆法第二十七号) 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託	
(議案送付) 一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通 によって発生する権利侵害等への対処に関する 法律の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した 次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 (質問書提出) 一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 看護・介護・保育分野における有料職業紹介手 数料の透明化及び上限規制に関する質問主意書 (長妻昭君提出) 一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は 次のとおりである。 筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナ ウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉 サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化 に関する質問主意書(山本ジョージ君提出)			

令和7年 年次報告書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、令和7年5月1日から令和8年5月31日までである。

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、表現上の工夫を加えている。

はじめに

令和 7 年 5 月の重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、当審査会は、特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、重要経済安保情報保護活用制度の運用についても併せて監視することとなりました。令和 8 年 2 月に行われた衆議院議員総選挙を経て、会長に選任される中、自らに課せられた職責の重さを深く感じるところです。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は更に厳しさを増し、外交・防衛といった伝統的領域だけでなく、経済や技術なども含む幅広い分野にも安全保障の領域が拡大しています。こうした厳しい安全保障環境においては、関係国と緊密に情報共有を行いつつ、我が国の情報保全の一層の充実を図ることが不可欠となっています。

それには、安全保障上の情報保全が確実に実施されるとともに、特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度についても適切に機能していることが大切です。当審査会は、特定秘密保護制度の運用状況について、積極的な調査を行うことにより、果たすべき常時監視という責務を遂行してまいりました。

また、重要経済安保情報保護活用法の施行状況についても、政府から報告書が提出されるのに先立ち、小野田国務大臣から概括的な説明を聴取するとともに、重要経済安保情報を指定している行政機関に対して、先行的・試行的な調査に鋭意取り組みました。

当審査会が引き続き国民の期待と信頼に応え、政府における特定秘密及び重要経済安保情報の指定等に係る運用の透明性を確保し、制度全般の信用が損なわれることがないよう、今後もその役割を十分に果たしてまいります。本報告書を通じて、国民の皆さまが、当審査会の活動についてご理解をより深めていただければ幸いです。



衆議院情報監視審査会
会長

船田 元

目次

はじめに

第 1 情報監視審査会の活動概要等

1 報告書の趣旨及び対象期間	2
2 審査会の概要	2
(1) 構成	2
(2) 任務及び権限	3
(3) 保護措置	4
3 審査会の主な活動経過	6

第 2 調査の経過及び結果

1 調査の手法	10
(1) 特定秘密について	10
ア 調査対象	10
イ 調査方法	10
ウ 資料提出及び資料要求	11
(2) 重要経済安保情報についての先行的・試行的な調査	15
2 調査の概要	16
(1) 特定秘密の指定等に関する国会報告等に係る調査	17
ア 国会報告の概要	17
イ 内閣官房（内閣情報調査室）からの説明聴取及び質疑	34
(2) 特定秘密の指定等に関する独立公文書管理監報告等に係る調査	39
ア 独立公文書管理監報告の概要	39
イ 独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑	42
(3) 特定秘密保護制度の運用状況に係る調査	49
ア 国家安全保障会議	49
イ-① 内閣官房（国家安全保障局）	50
イ-② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）	53
イ-③ 内閣官房（内閣情報調査室）	54
ウ 内閣府	60
エ 警察庁	61

オ 総務省	66
カ 法務省	68
キ 出入国在留管理庁	69
ク 公安調査庁	72
ケ－① 外務省（大臣官房）	73
ケ－② 外務省（総合外交政策局）	84
ケ－③ 外務省（アジア大洋州局）	85
ケ－④ 外務省（北米局）	87
ケ－⑤ 外務省（欧州局）	90
ケ－⑥ 外務省（領事局）	92
ケ－⑦ 外務省（国際情報統括官組織）	93
コ 経済産業省	97
サ 海上保安庁	98
シ－① 防衛省（防衛政策局）	100
シ－② 防衛省（大臣官房）	108
シ－③ 防衛省（整備計画局）	110
シ－④ 防衛省（統合幕僚監部）	113
ス 防衛装備庁	114
(4) 令和6年「政府に対する意見」への政府の対応状況	120
(5) 重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に係る調査	135
ア 内閣府からの説明聴取及び質疑	136
イ 独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑	145
ウ 経済産業省からの説明聴取及び質疑	146
3 政府に対する意見	148
(1) 政府に対する意見	148
(2) 政府に対する意見の理由及び背景	150
第3 審査の経過及び結果	153

参考資料	
I 関係法規	
(1) 国合法（昭和29年法律第9号）	157
(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）	157
(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）	162
(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）	163
(参考) 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣府資料）	168
(5) 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）	181
(6) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（閣議決定：令和7年12月26日）	182
(参考) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（令和7年12月26日閣議決定）（内閣府資料）	188
(7) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）	194
(参考) 重要経済安保情報保護活用法の概要（内閣府資料）	195
(8) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）	211
(9) 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）	212
II 国会報告（令和7年6月17日閣議決定）の概要	218
III 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和7年末現在）	223
(内閣官房資料）	228
IV 独立公文書管理監報告のポイント（令和7年6月27日）	231
V 防衛省における特定秘密に係る情報保全事業について（令和7年12月26日）	232
VI 提示を受けた特定秘密一覧	239
VII 会長及び委員一覧	240
VIII 委員派遣・海外派遣一覧	244
IX 参考人一覧	246
X 活動経過	247

〈表一 覧〉

《表1-1》 特定秘密の指定(行政機関等)に対する要求資料一覧 (令和7年6月20日) …	11
《表1-2》 情報保全監察室に対する要求資料一覧 (令和7年6月27日) ……	14
《表1-3》 内閣情報調査室、内閣府、外務省及び防衛省に対する要求資料一覧 (令和8年4月7日) ……	15
《表2-1》 各行政機関の特定秘密指定件数 (令和6年末時点) ……	20
《表2-2》 特定秘密の指定状況と該当分野 (令和6年末時点) ……	25
《表2-3》 令和6年中に指定が解除又は一部解除された特定秘密一覧 ……	27
《表2-4》 令和6年中の特定秘密の適性評価の実施状況 ……	27
《表2-5》 特定秘密文書の保有状況、特定秘密の適性評価実施件数及び特定秘密の 取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表 (令和6年) ……	28
《表2-6》 令和6年中に廃棄された特定秘密文書 (保存期間1年以上) ……	29
《表2-7-1》 令和6年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数 (ガイドラインの類型) ……	31
《表2-7-2》 令和6年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数 (平成29年提出資料の類型) ……	32
《表2-8》 行政文書不存在的特定秘密件数 (令和6年末時点・行政機関別) ……	33

凡 例

年次報告書で使用している略称等の意味は、以下のとおりである。
一部説明の都合上、略称を用いなくて記載する場合がある。また、※の略称について
は、特定秘密保護法と重要経済安全保障情報(保護活用)法のどちらに因するものか文脈
上明らかな場合には、() 以下を省略している。

(略称等は、50音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準 (重要経 済安全保障情報) ※	「重要経済安全保障情報の指定及びその解除、適性評価の実施並び に適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」 (令和7年1月31日閣議決定)
運用基準 (特定秘 密) ※	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統 一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定) 〔巻末 参考資料Ⅰ(9)〕
ガイドライン	「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日 内閣総理大臣決定)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文 書の取扱いについて示す指針 〔巻末 参考資料Ⅰ(6)〕
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の 適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書 (保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一 の集合物にまとめたもの
行政文書ファイル 管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うため に、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の 満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その 他の必要な事項を記載した帳簿
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書
公文書管理法	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に 関する報告」。政府は特定秘密保護法第19条の規定に基づき、 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況につい て、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するものとさ れている。 〔巻末 参考資料Ⅱ〕
指定管理簿	特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、特定秘密の保 護に関する法律施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事

略 称 等		概 要
指定行政機関		項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準 (特定秘密) Ⅱ 3 (5)) 当審査会は、各年末時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号は、例えば国家安全保障会議であれば「安-1」のように記載し、冒頭の略称は以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、内＝内閣府、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、出＝出入国在留管理庁、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁
指定書 (重要経済安保情報) ※		重要経済安保情報指定書。行政機関の長は、重要経済安保情報の指定をしようとする際には、当該指定をしようとする情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者に命じて、指定をしようとする情報に関する重要経済安保情報指定書を作成させるものとされている。(運用基準 (重要経済安保情報) 第2章第3節4)
指定書 (特定秘密) ※		特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準 (特定秘密) Ⅱ 3 (2))
重要経済安保情報保護活用法		「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(令和6年法律第27号)
情報保安監察室		〔参 考 資 料 Ⅰ (7)〕 内閣府情報保安監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務 (大臣官房公文書
略 称 等		概 要
情報保安諮問会議		管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。)を行う。 「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた調査を行う者」(特定秘密保護法第18条第2項)として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に附随する会議。特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。
適合事業者 (重要経済安保情報) ※		重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者等であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの (重要経済安保情報保護活用法第10条第1項)
適合事業者 (特定秘密) ※		物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの (特定秘密保護法第5条第4項)
適性評価 (重要経済安保情報) ※		その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価 (重要経済安保情報保護活用法第12条第1項)
適性評価 (特定秘密) ※		その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価 (特定秘密保護法第12条第1項)
特定行政文書ファイル等		行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの (運用基準 (特定秘密) V 1 (3))
特定秘密		行政機関の長が、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏れいか我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿す

略 称 等	概 要
	ることが必要であるとして指定するもの（特定秘密保護法第 3 条第 1 項）
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書
特定秘密保護法	「特定秘密の保護に関する法律」（平成 25 年法律第 108 号） 〔巻末 参考資料 1（4）〕
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。内閣府に設置されており、特定秘密保護法附則第 9 条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準 V 5（1）オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年 1 回、内閣総理大臣に報告することとされている。 〔巻末 参考資料 IV〕
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法の規定に基づき、内閣情報官が掌理することとなっている。
内閣保全監視委員会	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会（運用基準（特定秘密） V 1（2））
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、毎年 1 回、会長から議長に提出する報告書。調査及び審査の経過及び結果を記載している。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書（公文書管理法第 2 条第 6 項）

第 1 情報監視審査会の活動概要等

1	報告書の趣旨及び対象期間	2
2	審査会の概要	2
3	審査会の主な活動経過	6

第1 情報監視審査会の活動概要等

1 報告書の趣旨及び対象期間

衆議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を作成し、会長から議長に提出することとしており、議長は、同条第3項の規定に基づき、当該報告書を公表している。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置を講じた上で調査を行っており、その会議録を非公開としている（審査会規程第29条、第30条）。報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報は記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、従来、可能な限り「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行っており、本報告書もこの方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとってわかりやすい形で編集を行った。

本報告書は、令和7年5月1日から令和8年5月31日までを対象期間としている。この期間中に、当審査会は12回開会した。

2 審査会の概要

(1) 構成

会長	船田元君（自由民主党・無所属の会）
伊藤信太郎君（自由民主党・無所属の会）	
盛山正仁君（自由民主党・無所属の会）	
大塚拓君（自由民主党・無所属の会）	
藤丸敏君（自由民主党・無所属の会）	
濱地雅一君（中道改革連合・無所属）	
藤田文武君（日本維新の会）	
長友慎治君（国民民主党・無所属クラブ）	

（令和8年5月31日現在^{2）}）

^{1）} 本報告書4頁参照
^{2）} 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料Ⅶ 240頁参照

(2) 任務及び権限^{3）}

審査会は、①行政における特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の運用を常時監視するため、両制度の運用状況について「調査」し、②委員会等からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」するために設置された常設の機関である。

なお、特定秘密及び重要経済安保情報に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる（審査会規程第9条）。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおり。

ア 特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示要求

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を求めたときは、その提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない（国会法第102条の15及び第102条の17）。

イ 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度又は重要経済安保情報保護活用制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる（国会法第102条の16第1項）。勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる（同条第2項）。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密又は重要経済安保情報を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる（同法第102条の17第5項）。

^{3）} 重要経済安保情報保護活用法の成立及びそれに伴う国会関係法規の改正に伴い、令和7年5月16日より特定秘密に加え、重要経済安保情報に係る行政運用の常時監視を行うこととなった。

(3) 保護措置

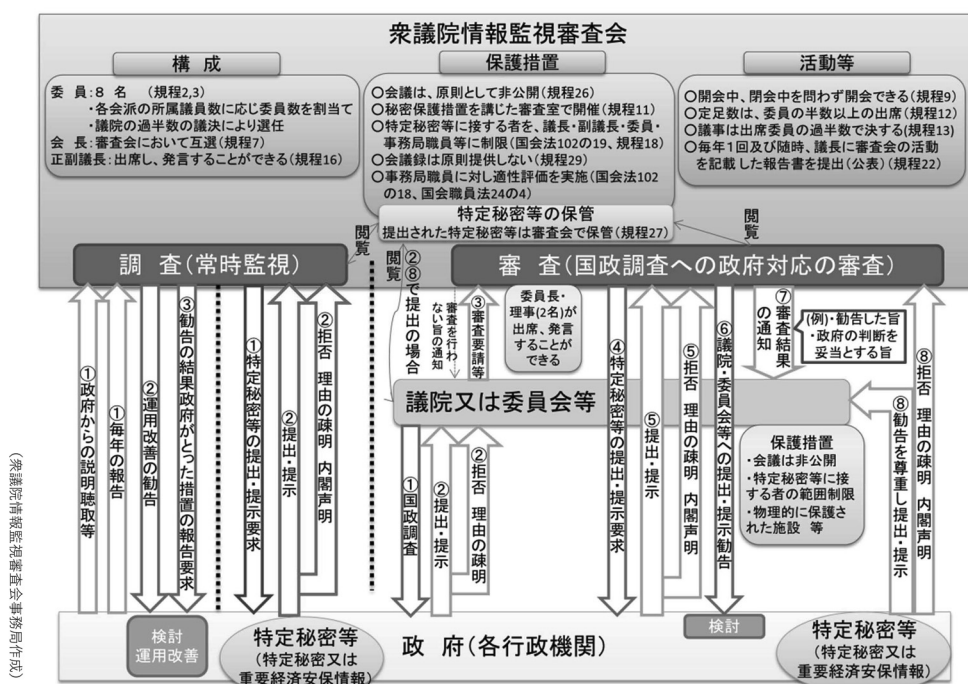
審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密又は重要経済安保情報等の提出・提示を受けるに当たり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

なお、政府による特定秘密又は重要経済安保情報の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。

＜審査会の保護措置に関する規定＞

- ・本会議の議決による委員の選任（審査会規程第3条）
- ・特定秘密及び重要経済安保情報等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第4条）
- ・特定秘密又は重要経済安保情報等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（審査会規程第11条）
- ・必要な保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第26条）
- ・会議の原則非公開（審査会規程第29条）
- ・会議録の原則不提示（審査会規程第29条）
- ・会議録の閲覧制限（審査会規程第30条）
- ・特定秘密又は重要経済安保情報の保管（審査会規程第27条）
- ・特定秘密又は重要経済安保情報の閲覧制限（審査会規程第28条）
- ・審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の4、第24条の5）
- ・審査会に提出された特定秘密又は重要経済安保情報の利用等・知得者の制限（国会法第102条の19、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の4）

＜参考＞衆議院情報監視審査会の概要



3 審査会の主な活動経過

国会 回次	年月日	主な経過
第二百十七回国会	令和7.5.13	審査会 ⁴
	6.3	審査会 令和6年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議長 額賀福志郎君 副議長 玄葉光一郎君 審査会後、会長から令和6年年次報告書を議長に提出した。
	6.10	会長は、本会議において、令和6年年次報告書についての報告を行った。
	8.1	第218回国会(臨時会)召集 (会期5日間 8.5まで)
	10.21	第219回国会(臨時会)召集 (会期58日間 12.17まで)
第二百十九回国会	11.18	審査会 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省
	11.27	審査会 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)及び重要経済安保情報 の保護及び活用に関する制度の概要等について、小 野田国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議長 額賀福志郎君 副議長 玄葉光一郎君 国務大臣 小野田紀美君
	12.2	審査会 1 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実 施の状況に関する報告等について政府参考人から 説明を聴取した後、質疑を行った。

⁴ 手紙を行うために開催した。

国会 回次	年月日	主な経過
第二百十九回国会	12.12	審査会 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況に 関する件について、政府参考人から説明を聴取した 後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省及び防衛省
	令和8.1.23	第220回国会(常会)召集 (会期1日間 1.23解散)
	2.18	第221回国会(特別会)召集
第二百二十一回国会	2.20	本会議において、情報監視審査会委員の選任を行った。
	2.20	審査会 会長を互選した。 会長 細田 元君
	3.26	審査会 1 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実 施の状況に関する報告等について政府参考人から 説明を聴取した後、質疑を行った。 2 重要経済安保情報に係る保護及び活用に関する制度の運 用状況について、政府参考人から説明を聴取した 後、質疑を行った。 3 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文 書ファイル等の管理について独立公文書管理監等 がとった措置の概要に関する報告」及び重要経済 安保情報に係る検証・監察の実施状況及び今後の 進め方について、政府参考人から説明を聴取した 後、質疑を行った。

国会 回次	年月日	主な経過
		4 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、内閣府、独立公文書管理監及び外務省
	4. 7	審査会 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房及び国家安全保障会議
	4.16	審査会 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、警察庁、総務庁、法務省、出入国在留管理庁及び公安調査庁
	4.28	審査会 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣府、経済産業省、海上保安庁及び防衛装備庁
	5.19	審査会 1 行政における特定秘密の保護に係る制度の運用状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 行政における重要経済安保情報の保護及び活用に係る制度の運用状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 経済産業省及び防衛省

第2 調査の経過及び結果

1 調査の手法	10
2 調査の概要	16
3 政府に対する意見	148

第2 調査の経過及び結果

1 調査の手法

(1) 特定秘密について

ア 調査対象

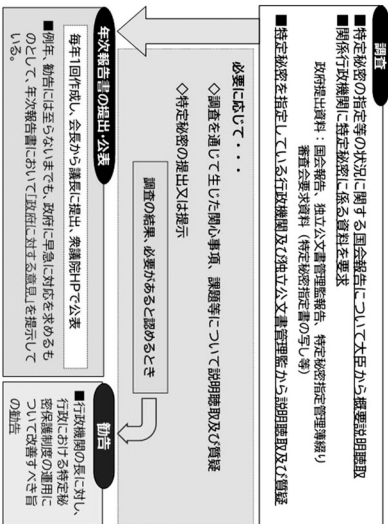
当審査会は、特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する20行政機関（指定行政機関）⁷及び適性評価実施行政機関に対して調査を行った。まず、これらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち実際に特定秘密の指定を行っている13行政機関から説明を聴取した。

《説明聴取の対象とした行政機関》

国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

イ 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。



⁷ 具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁の20行政機関である（令和6年末現在）。
⁸ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

ウ 資料提出及び資料要求

(7) 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿の提出

令和7年6月17日、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）⁷が提出された。
また、運用基準Ⅴ5(3)イに基づき、審査会に対して特定秘密指定管理簿⁸が提出された。

(4) 政府に対する要求資料

a 指定行政機関等に対する資料要求（令和7年6月20日）

令和7年6月20日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表1-1》特定秘密の指定行政機関等に対する要求資料一覧（令和7年6月20日）

要求事項（資料名等）
(1) 特定秘密の指定・解除等に関する資料
① 特定秘密指定書の写し（令和6年末時点）
② 特定秘密指定書及び特定秘密指定管理簿の記載事項について、各年末時点における前年からの変更点一覧表（令和2年末以降）
③ 特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に不開示情報（黒塗り）が含まれる場合は、その判断となった理由
④ 特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料
ア 令和6年中に指定された特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び令和6年中に指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由
イ 令和6年中に指定を解除又は指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定を解除した又は指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から他の秘密区分へ変更したものの有無
※ 秘密区分を変更した場合、具体的な区分についても記載
(2) 適性評価に関する資料
⑤ 令和6年中に対象となった行政機関の職員等の内訳及びその合計数
※ 部署別及び役職別の件数並びに該当者なしの場合にはその旨を記載
⑥ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数

⁷ 参見 参考資料Ⅱ 223頁参照

⁸ 運用基準Ⅴ5(3)イでは、同院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

要求事項 (資料名等) の行政機関ごとの一覧表 (令和 6 年末時点) ⑦適性評価の対象となった従業者が存在する各適合事業者 (令和 6 年末時点) についての以下の資料 ア 各適合事業者の名称 イ 令和 6 年中従業者に対して実施した適性評価の件数 ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業者の数 (令和 6 年末時点) (3) 特定秘密文書関係 (廃棄関係を含む) ⑧令和 6 年末時点における特定秘密が記録された文書等の名称の一覧 (指定された特定秘密ごと) ⁹ * 文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容について説明する資料 ⑨令和 6 年末時点における複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密 (他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない) ごとに定たる特定秘密を記載した資料 ⑩各行政機関が指定する特定秘密について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料 (令和 4 年末、令和 5 年末及び令和 6 年末時点) * ⑩を付したもののについては、複製を含む件数についても記載 ア 文書件数全体⑩ イ 保存期間別 (1 年以上、1 年未満) 内訳⑩ * 保存期間 1 年以上のもので前年より文書件数が減少しているものがある場合にはその理由を、特定秘密文書件数は 0 件であるが、物件として保有している特定秘密についてはその旨を記載 ウ 保存期間 1 年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳 エ について、作成から 30 年を超えるものの該当・非該当別内訳 オ 廃棄件数総計 (保存期間別及びその合計) ⑪他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密について、提供元の行政機関ごとにまとめた識別番号及び件数の一覧 (令和 6 年末時点) * 複製を含む件数についても記載 ⑫作成から 30 年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料 ⑬令和 6 年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料 ア 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料 イ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定) において「保存期間を 1 年未満とすることができる」ものとして例示されている類型のうち、「①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理	要求事項 (資料名等) 由で行われたものの名称を記載した資料 ⑬本資料提出時点における、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由 * 廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察及び内閣府との廃棄協議の双方が終了済みで廃棄準備中の資料がある場合は今後の廃棄予定等 ⑮特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間 1 年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和 6 年中に廃棄又は移管されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料 ⑯令和 6 年中に適合事業者に提供した特定秘密についての以下の資料 ア 特定秘密の提供を受けた適合事業者の名称 イ 当該特定秘密の識別番号及び特定秘密文書件数 (適合事業者ごと) ウ 各指定行政機関が適合事業者に提供した特定秘密文書の総数 (4) 特定秘密に関連する内閣関係 ⑰特定秘密の管理に係る内閣及び新旧対照表 ⑱適性評価の実施に係る内閣及び新旧対照表 ⑲特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表 * いずれも令和 6 年 8 月 29 日 (前回提出) 以降に当該内規の改正があった場合に限り
---	--

⁹。特定秘密の文書リストのうち、提出可能な文書名のみ提出された。

- ｂ 情報保全監察室に対する資料要求（令和7年6月27日）
- 特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和7年6月27日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧（令和7年6月27日）

要求事項（資料名等）
(1)各年度中における検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度） ＊書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載
(2)各年度中における説明聴取及び実地調査の各行別回数の内訳（令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度）
(3)各年度中における検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度）
(4)(3)の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 ＊「特定行政文書ファイル等」にすべきものの存在」に関する検証・監察を行った特定秘密文書については、当該文書が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において保存期間を1年未満と設定することのできる7類型のうちどれに該当するものであったかを記載
(5)各年度中における検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度）
(6)各年度中における独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度）
(7)令和6年度中、独立公文書管理監が受けた特定秘密の不適切管理に係る各報告及び通報処理に係る各報告の、①各報告を受けた時期、②その概要 ＊「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）V3(2)ア(イ)及び同V4(2)ア(イ)の規定に基づき、独立公文書管理監が各指定行政機関の長から受けた各報告の時期及びその概要を記載

- ｃ 内閣情報調査室、内閣府、外務省及び防衛省に対する資料要求（令和8年4月7日）
- 令和8年3月26日の審査会において、外務秘文書¹⁰の漏えいに対する罰則内容及び根拠法に関する質疑の際に、特定秘密及び重要経済安保情報報告を故意又は過失により漏えいした者又は不適正に取り扱った者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分の処分量定について、各府省庁において統一した基準に基づき対応となっているか質疑が行われた。
- また、外務省が外務秘に、防衛省が秘にそれぞれ指定している情報を故意又は過失により漏えいした者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表1-3》内閣情報調査室、内閣府、外務省及び防衛省に対する要求資料一覧（令和8年4月7日）

要求事項（資料名等）
(内閣情報調査室及び内閣府に対して) ①特定秘密及び重要経済安保情報報告を故意又は過失により漏えいした者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分の処分量定及び根拠法令
②特定秘密及び重要経済安保情報報告を故意又は過失により不適正（例：金庫に入れるべき特定秘密文書を執務机の引き出しで不適正に保管した事実）に取り扱った者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分の処分量定及び根拠法令
(外務省及び防衛省に対して) ③外務省が外務秘に、防衛省が秘に、それぞれ指定している情報を故意又は過失により漏えいした者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分の処分量定及び根拠法令

- (2) 重要経済安保情報についての先行的・試行的な調査
- 重要経済安保情報に関する調査については、「第2 2(5)重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に係る調査」を参照。

¹⁰ 外務省は、令和7年10月より、特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち、秘密保全の必要が薄く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書等を、極秘文書及び秘文書を含む概念である「外務秘文書」として管理している。（第113回公文書管理委員会（令和7年4月28日）配布資料、外務省行政文書管理規則第29条（令和7年5月16日外務省訓令第11号））

2 調査の概要

令和 7 年 6 月 17 日、当審査会は、国会法第 102 条の 14 等¹¹の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理等級¹²を受領した。

11 月 27 日、小野田国務大臣から、特定秘密保護制度の運用状況に係る調査のため、当該国会報告について説明を聴取するとともに、重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に係る調査のため、重要経済安保情報保護活用法の施行日である令和 7 年 5 月 16 日から 11 月 1 日までの同法の施行状況について概括的に説明を聴取した。12 月 2 日、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府の政府参考人からそれぞれ補足説明を聴取し、質疑を行った。

また、同日、独立公文書管理監から特定秘密の指定等に関する独立公文書管理監報告等並びに重要経済安保情報に係る検証・監察の実施状況及び今後の進め方について説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、特定秘密保護制度の運用状況に係る調査のため、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、同月 12 日以降、各行政機関から順次説明を聴取し、質疑を行った。

加えて、重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に係る調査のため、令和 8 年 5 月 19 日、先行的・試行的な調査として経済産業省から説明を聴取し、質疑を行った。

なお、令和 7 年 11 月 27 日、小野田国務大臣から、令和 4 年から令和 7 年にかけて提出された国会報告に記載の数値（①年間の適性評価の実施件数、②年末時点における適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数）に誤りが判明したこと¹³について説明を聴取した。

(1) 特定秘密の指定等に関する国会報告等に係る調査
ア 国会報告の概要¹³

〔報告の趣旨〕

特定秘密保護法第 19 条及び運用基準の規定に基づき、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を政府が取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

〔対象期間〕

令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間

〔特定秘密保護法における行政機関〕（対象期間末時点）

28 機関（網掛けは特定秘密の指定権限を有する 20 機関）		
国家安全保障会議	内閣官房	内閣府
国家公安委員会	警察庁	金融庁
総務省	消防庁	法務省
公安調査庁	外務省	財務省
厚生労働省	農林水産省	水産庁
資源エネルギー庁	国土交通省	気象庁
環境省	原子力規制委員会	防衛省
		消費者庁
		出入国在留管理庁
		文部科学省
		経済産業省
		海上保安庁
		防衛装備庁

〔特定秘密の指定・解除の状況等〕（後掲《表 2-1》《表 2-2》《表 2-3》《表 2-5》参照）

- 令和 6 年中、8 行政機関において 48 件の特定秘密を指定した。指定件数の最も多い行政機関は防衛省 26 件であり、次いで内閣官房 11 件、警察庁 5 件となっている。
- 同年中に指定の有効期間が満了した件数は、2 行政機関 10 件であった。
- 同年中に指定の有効期間を延長した件数は、11 行政機関 388 件であった。
- 同年中に指定を解除した件数は、1 行政機関 1 件であった。そのほか、2 行政機関 2 件の特定秘密の指定が一部解除された。
- 政府全体における特定秘密の総指定件数は、13 行政機関 788 件であった。指定件数が最も多い行政機関は防衛省 448 件であり、次いで内閣官房 127 件、警察庁 57 件となっている。

¹¹ 国会法第 102 条の 14 のほか、特定秘密保護法第 19 条、運用基準（特定秘密）V.5(3)

¹² 内閣官房 HP「国会への報告」参照

¹³ 参考 参考資料 II 223 頁参照

● 指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号に関する情報が116件、情報収集衛星に関する情報が114件、武器等の仕様、性能等に関する情報が79件である（なお、暗号に関する情報と情報収集衛星に関する情報に重複するものが34件ある。）。 ● 令和6年末時点において、特定秘密文書が記録された行政文書は、政府全体で744,774件であり、前年末と比べ61,933件増加している。 ● 令和6年中に通報窓口に寄せられた通報件数は1件であった。 〔適性評価の実施状況等〕（後掲《表2-4》《表2-5》参照） ● 令和6年中、26行政機関で35,839件の適性評価を実施した（このうち適当事業者の従業者は4行政機関841件）。実施件数が最も多い行政機関は防衛省32,302件であり、次いで警察庁1,029件（都道府県警察の職員分を含む。）、内閣官房677件となっている。 ● これらのうち、7件については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった。 ● 評価対象者が実施に同意をしなかった件数は、全体で14件であった。 ● 令和6年末時点において適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で141,723名である。 〔不適正事案の発生及び対応の状況〕 ● 護衛艦における適性評価の未実施事案等の発覚を発端に、令和6年中に防衛省で全省的な点検を行った結果、類似事案が多数確認され、複数の不適正事案も判明した。 ● 同省は、衆参両院による勧告を踏まえ、保全教育の技術的改善、関連制度の改正、ヒューマンエラーを防ぐシステムの構築等の再発防止策を取りまとめた。また、他機関でもこれらの反省教訓事項を生かした諸対策を推進した。 〔独立公文書管理監への対応〕 ● 独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。 〔情報監視審査会への対応〕 ● 令和5年年次報告書における政府に対する意見について、政府の対応を審査会で説明した。	〔独立公文書管理監からの意見〕 ● 特定秘密を取り扱う者に対して、特定秘密保護法等の内容を十分に理解させ、その責務について再認識させることにより、法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。 〔有識者からの意見〕 ● 制度の運用一般について、重要経済安保情報保護活用法やサイバー対処能力強化法¹⁴との関連性、情報・通信技術の利用と制約、通報制度の周知や通報者の保護などに関する意見が示された。 ● 不適正事案について、組織の緩みと緊張感の不足、現場実態に即したミスを防止対策、文書管理のプロセスの確認・点検、定期検査の見直しなどに関する意見が示された。 ● 国会報告文書の構成や内容について、管理体制や有効期間の満了、指定の一部解除、文書の誤廃棄等に関する説明の補足などに関する意見が示された。
---	--

¹⁴ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）

《表 2-1》 各行政機関の特定秘密指定件数（令和 6 年末時点）

※ 赤字は令和 6 年中に指定されたものを含む情報（括弧内は新規件数）

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新規
国家安全保障会議	○国家安全保障会議の議論に関する情報	11 (1)
	計	11 (1)
内閣官房	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報	3 (1)
	②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報	1 (0)
	③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報	1 (0)
	④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報	4 (0)
	⑤内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	11 (1)
	⑥領域保全の措置及び方針に関する情報	2 (0)
	⑦内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報	11 (1)
	⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	23 (1)
	⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報	14 (2)
	⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	22 (2)
	⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	34 (3)
	⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報	1 (0)
	計	127 (11)
内閣府	○日米秘密軍事情報保護のための秘密保持の措置に関する協定により、アメリカ合衆国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報	1 (0)
	計	1 (0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新規
警察庁	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特務工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	7 (1)
	②外国の政府又は国際機関との情報協力業務に関する情報	11 (1)
	③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11 (0)
	④警察の人的情報源等となった者に関する情報	5 (0)
	⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報	1 (0)
	⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	4 (1)
	⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	18 (2)
	計	57 (5)
総務省	○在日米軍が使用する周波数に関する情報	10 (0)
	計	10 (0)
法務省	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1 (0)
	計	1 (0)
出入国在留管理庁	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1 (0)
	計	1 (0)
公安調査庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務に関する情報	1 (0)
	②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	5 (0)
	③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報	4 (0)
	④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	11 (1)
	⑤人的情報収集に関する情報	4 (0)
	⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	11 (1)
	計	36 (2)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新報
外務省	①拉致問題に関する情報	1 (0)
	②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報	1 (0)
	③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報	1 (0)
	④我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容に関する情報	1 (0)
	⑤東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報	1 (0)
	⑥北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報	1 (0)
	⑦内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	4 (0)
	⑧大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報	1 (0)
	⑨北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報	1 (0)
	⑩外国の政府又は国際機関から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	11 (1)
	⑪内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報	4 (0)
	⑫日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報	1 (0)
	⑬内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11 (0)
	⑭公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報	3 (0)
	⑮国際テロリズムに関して外国の政府又は国際機関から総合外交政策局に対し提供のあった情報	1 (0)
	⑯国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報	1 (0)
	計	44 (1)
	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	4 (0)
経済産業省	計	4 (0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新報
海上保安庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2 (0)
	②外国の政府との情報協力業務に関する情報	11 (1)
	③内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報	1 (0)
	④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11 (0)
	計	25 (1)
防衛省	①防衛止動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報	1 (0)
	②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報	1 (0)
	③自衛隊の運用計画等に関する情報	40 (1)
	④国家安全保障戦略に基づく指針・施策等を実施していくための検討の内容に関する情報	2 (2)
	⑤自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用能力に関する情報	2 (1)
	⑥内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	1 (0)
	⑦自ら収集した電波情報等の情報	77 (9)
	⑧外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報	55 (8)
	⑨宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報	2 (0)
	⑩日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報	1 (0)
	⑪電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報	10 (1)
	⑫外国の政府又は外国軍隊等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	10 (1)
	⑬防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見振り等に関する情報	21 (2)
	⑭防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見振り等に関する情報	5 (0)
	⑮防衛力の整備に関する見振り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報	1 (0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
		うち	新報
※	⑩防衛の用に供する暗号に関する情報	14	(0)
	⑪武器等の仕様、性能等に関する情報	2	(0)
	⑫イヌエルから提供された武器等の仕様、性能等に関する情報	1	(1)
	⑬外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報	1	(0)
	⑭自衛隊の運用計画等に関する情報	39	(0)
	⑮電波情報、画像情報等に関する情報	31	(0)
	⑯防衛力の整備計画等に関する情報	10	(0)
	⑰防衛の用に供する通信網の構成に関する情報	1	(0)
	⑱防衛の用に供する暗号に関する情報	63	(0)
	⑳武器等の仕様、性能等に関する情報	57	(0)
計		448	(26)
防衛装備庁	①オーストラリアから提供される共同開発・生産に係る調査のための情報	1	(0)
	②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見張り等に関する情報	2	(0)
	③防衛の用に供する暗号に関する情報	1	(0)
	④自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報	12	(0)
	⑤イギリス等外国の政府との間の共同研究等において提供される情報	5	(0)
	⑥次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のためにアメリカから提供された情報等の情報	1	(0)
	⑦戦車の能力向上の検討のためにドイツから提供された情報	1	(1)
計		23	(1)
合 計		788	(48)

※ 特定秘密保護法附則第 5 条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。国会報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」448 件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間未時点 で 201 件であった。

（国会報告（令和 7 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第 1 号 (防衛関連)	第 2 号 (外交関連)	第 3 号 (特定経済活動に 関する事項)	第 4 号 (科学技術振興)
国家安全保障会議	11		11		
内閣官房	127		126		1
内閣府	1		1		
警察庁	57			35	22
総務省	10		10		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	36		6	19	11
外務省	44		42		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	25		25		
防衛省	448	448			
防衛装備庁	23	23			
合計	788	471	227	54	36

（国会報告（令和 7 年 6 月閣議決定）より抜粋）

〈参考〉 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
第1号（防衛に関する事項） ※ 旧自衛隊法別表第4に相当	第2号（外交に関する事項）
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途	イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号（特定有害活動の防止に関する事項）	第4号（テロリズムの防止に関する事項）
イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号	イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(内閣官房資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表2-3》 令和6年中に指定が解除又は一部解除された特定秘密一覧

行政機関名	識別番号	特定秘密の概要	解除又は一部解除	解除又は一部解除の理由
内閣官房	官-38	情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	一部解除	当該暗号を用いる人工衛星の運用が終了したため。
警察庁	警-18	海外との連絡に用いる暗号に関する情報	一部解除	対象情報を適切に管理であるよう期間を区切るため、暗号が全て廃棄され、その暗号技術を他の暗号へ応用しないことを確認したため。
外務省	外-4	公電の抄写等に用いる暗号に関する情報	解除	

なお、令和6年中に指定の有効期間が満了した特定秘密は10件であった。

(国会報告(令和7年6月閣議決定)及び特定秘密指定管理簿綴り(令和6年末時点)を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表2-4》 令和6年中の特定秘密の適性評価の実施状況

項目	件数等
○実施機関数	26機関
○実施件数	35,839件
行政機関の職員等	34,998件
適合事業者の従業員等	841件
○評価対象者が同意しなかった件数	14件
行政機関の職員等	14件 (外務省1件・防衛省13件)
適合事業者の従業員等	0件
○同意を取り下げた件数	0件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	7件
行政機関の職員等	7件
適合事業者の従業員等	0件
○苦情件数	0件

(国会報告(令和7年6月閣議決定)を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-5》 特定秘密文書の保有状況、特定秘密の適性評価実施件数及び
特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表（令和 6 年）

行政機関名 （又は特定秘密の 指定制度を有する機関）	特定秘密 指定件数	特定秘密が 記録された 行政文書数 ^{※1}	令和 6 年中的 適性評価実施件数 ^{※2} （うち行政機関の職員等）	特定秘密の取扱いの 業務を行うことが できる者の数 ^{※3} （うち行政機関の職員等）
国家安全保障会議	11	0	0	0
内閣官房	127	178,260	677	2,269
内閣法制局	—	0	1	2
内閣府	1	3	113	181
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	57	53,903	1,029	3,842
警察庁 警務部	—	53,800	261	726
警視庁	—	71	768	3,116
都道府県警察 （行政文書を重複して保有）	—	32	—	—
金融庁	0	1	9	11
消費者庁	—	0	6	10
総務省	10	67	59	139
消防庁	0	0	14	24
法務省	1	0	7	20
出入国在留管理庁	1	3	16	49
公安調査庁	36	35,375	68	289
外務省	44	166,157	368	1,461
財務省	0	30	131	335
文部科学省	—	0	9	60
厚生労働省	0	0	14	32
農林水産省	—	1	30	65
水産庁	—	0	46	46
経済産業省	4	11	62	175
資源エネルギー庁	0	0	11	14
国土交通省	—	3,876	96	156
気象庁	—	0	5	12
海上保安庁	25	30,710	234	988
環境省	—	0	9	11
原子力規制委員会	0	0	15	36
防衛省	448	275,603	32,302	127,921
防衛装備庁	23	774	508	3,575
合 計	788	744,774	35,839	141,723

（国会報告（令和 7 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

※ 1 特定秘密が記録された行政文書の毎年末時点における保有件数（令和 2 年～ 6 年）より抜粋

※ 2 行政機関別の適性評価の実施件数（令和 2 年～ 6 年）より抜粋

※ 3 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和 2 年～ 6 年）より抜粋

《表 2-6》 令和 6 年中に廃棄された特定秘密文書（保存期間 1 年以上）

保有省庁	内閣官房
廃棄された特定秘密文書（特定行政文書ファイル等）の数	540 文書（特定行政文書ファイルは 12 ファイル）
廃棄された特定秘密文書（特定行政文書ファイル等）に係る特定秘密の概要	・ 国家安全保障会議の議論の結論に関する情報 ・ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報 ・ 外国の政府等との情報協力業務 ・ 内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 ・ 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報
廃棄理由	・ 国家安全保障局が作成し、1 年未満の文書として外務省及び防衛省に交付後に回収し、その後、特定行政文書ファイル化し保管していたが、国家安全保障局が別途原本を保有しており、今後使用する予定がないため。 ・ 他の特定秘密管理者が収集・整理した情報が記載されている文書を、所掌事務に係る情勢把握のために必要なものとして提供を受けたものであり、現用を終えているため。また、それら全ての文書は、別途正本・原本が保存されている行政文書の写しであることから歴史公文書等に当たらないと判断したため。 ・ 情報収集衛星システムの不具合発生時に迅速に対応するため及び不具合事象の検証に使用するため、元データの一部を紙媒体で管理しているものであるが、不具合対応の終了に伴い、当該文書は今後使用の見込みがないため。また、内閣官房行政文書管理規則に基づき、歴史公文書等に当たらないと判断したため。

保有省庁	公安調査庁
廃棄された特定秘密文書（特定行政文書ファイル等）の数	8文書（特定行政文書ファイルは2ファイル）
廃棄された特定秘密文書（特定行政文書ファイル等）に係る特定秘密の概要	・外国の政府等との情報協力業務
廃棄理由	【不開示情報】

保有省庁	防衛省
廃棄された特定秘密文書（特定行政文書ファイル等）の数	2,755文書（特定行政文書ファイルは389ファイル）
廃棄された特定秘密文書（特定秘密文書ファイル等）に係る特定秘密の概要	・我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報 ・部隊の運用計画等に関する情報 ・電波情報、画像情報等に関する情報 ・電波情報、画像情報等の情報を分析して得られた情報 ・防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見張り等に関する情報 ・防衛力の整備計画等に関する情報 ・防衛の用に供する通信網の構成に関する情報
廃棄理由	・防衛、警備等計画等に関する文書であり、いずれも複製物であって、原本が引き継ぎ継ぎ保管されているものであるため。 ・海上幕僚監部において防衛・警備等計画を作成するに当たって、海上幕僚監部内の関係課へ意見照会を行った際に配布した資料であり、検討過程が記録された資料は別途保管されているため。

→「2(3)ゾー② 防衛省（大臣官房）」参照

（審査会要求資料及び国会報告（令和7年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表2-7-1》令和6年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数
（ガイドラインの類型）

ガイドラインの類型	廃棄件数
1 別述、正本・原本が管理されている行政文書の写し	787,286
2 定型的・日常的な業務連絡、日程表等	9,916
3 出版物や公表物を編集した文書	0
4 ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	522
7 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものと して、業務単位で具体的に定められた文書	366
8 新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0

合計 798,090 件

（注1）保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、国土交通省、防衛省及び防衛装備庁の7機関であった。
（注2）平成29年12月、「行政文書の管理に関するガイドライン」が改正され、保存期間を1年未満と設定することができる文書の類型（ガイドラインの類型）が示された。本表は、当該類型に基づき各年中に廃棄した特定秘密文書の件数であり、平成30年年度報告書以降、掲載している。

（審査会要求資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-7-2》 令和 6 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数
(平成 29 年提出資料の種類)

類型	文書の廃棄を 問題なしとする理由		廃棄時期	
	該当部署			
別途 1 年以上の保存 期間で正本・原本が 文書の写し	別途 1 年以上の保存期間で正 本・原本が管理されている行 (1) 政文書の複製・音図の複製を 伴わない複製文書	複製	内閣官房 警察庁 外務省 防衛省 防衛装備庁	18,507
	別途 1 年以上の保存期間で正 本・原本が管理されている行 (2) 政文書の複製・音図のみが変 更された文書	媒体・音図の変更であ り、元となる行政文書は 存在する	内閣官房 公安調査庁 防衛省	10,761
	別途 1 年以上の保存期間で正 本・原本が管理されている行 (3) 政文書の内容の全部又は一部 が転記された文書	他の行政文書に複製した 行政文書の内容が含まれ る	内閣官房 防衛省	751,862
	他の行政機関が引き続き保管 (4) している文書	他の行政機関に行政文書 が存在しており、複製し た行政文書の内容を把握 できる	内閣官房 警察庁 外務省 国土交通省 防衛省 防衛装備庁	6,120
別途 1 年以上の保存 期間で正本・原本が 文書の素材	別途 1 年以上の保存期間で正本・ 原本が管理されている行政文書に 吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から復 製した文書の内容を把握 できる	防衛装備庁	10,474
暗写関係	一定の期間ごとに作成・変更され 暗号化及び暗号の解除に必要な 情報を記録する文書	数字の暗号であり、行政 文書前科に照会性がない	防衛装備庁	366
合計 798,090 件				

(注) 本表は、平成 29 年の当審査会への提出資料において内閣情報調査室が作成した類型
(平成 29 年提出資料の種類) に基づく各年中に廃棄した特定秘密文書の件数であり、平
成 29 年次報告書以降、掲載している。

(審査会要求資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-8》 行政文書不存在の特定秘密件数 (令和 6 年末時点・行政機関別)

行政機関名	件数	備考
内閣官房	18	
法務省	1	
外務省	1	
経済産業省	4	
防衛省	108	うち物件として保有しているもの76件
防衛装備庁	3	うち物件として保有しているもの 1 件

(審査会要求資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

イ 内閣官房（内閣情報調査室）からの説明聴取及び質疑
令和7年12月2日及び令和8年3月26日、アの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問1. 特定秘密保護法の運用基準の見直しに関する今後の見通し如何。
[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 運用基準の見直しに向けて、有識者の意見及び審査会の指摘等を踏まえながら見直し内容を構成し、パブリックコメントを含め必要な手続を進めている。
- 閣議決定により運用基準の見直しを行うこととなる。年内の閣議決定に向けて手続を進めている状況である。¹⁵

問2-1. 情報保全諮問会議¹⁶は、年1回しか開催されていない。
現在の開催頻度で同会議の役割は十分に機能していると言えるか。
業務実態も併せて説明されたい。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 会議としては、年1回の開催となっている。
- 同会議は内閣総理大臣等も出席するため、正式に開催するとなるとかなり時間的にタイトになる。このような実情を踏まえ、有識者からは、説明聴取・意見陳述の機会を適宜設けるよう要望されている。
- 例えば、今般の運用基準の見直しについては、会議を開催するといふより、有識者一人ひとりに対して内閣情報調査室が説明を行い、意見を聴取するという形をとっている。

¹⁵ 当該運用基準の見直しは令和7年12月26日に閣議決定された。

¹⁶ 同会議の所掌事務は、①特定秘密を指定する行政機関の決定について意見を述べること、②運用基準の策定・変更の際に意見を述べること、③特定秘密の指定・削除及び適性評価の実施の状況について内閣総理大臣の報告を受けること、④特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況の同会報告に当たり、意見を述べることとされている。（内閣官房 HP「特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組について」参照）

- 不適正事案についても適宜説明を行っており、問題が生じた際や審査会からの意見についてもフィードバックを行っている。実質的に平素から接触して有識者とのコミュニケーションを図っている。
 - 審査会での意見等を踏まえながら、今後、より一層有識者の意見を引き出すような取組について検討したい。
- 問2-2. 防衛省は、当審査会による勧告を受けて情報保全業務体制に外部の意見を取り込むため有識者会議を新設し、これが有用であったと評価している¹⁷。
内閣情報調査室においても同様に、情報保全諮問会議を活用し、有識者に各行政機関における情報保全業務体制の実態を確認してもらい意見を求める必要性如何。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 指摘のような形になるよう、これまでも留意して進めてきているところである。
- 防衛省の不適正事案についても、例えば、艦船内における執務環境等を十分踏まえ、違反が起らないようにするための措置を講ずるべきといった有識者からの意見を聴取し、これらの意見を各行政機関とも共有しながら、運用基準の中に盛り込んでいく形で対応している。
- 不適正事案の防止に向けて、有識者の意見を引き出すのみならず、各行政機関ともしっかりと情報共有することに注力したいと考えている。

¹⁷ 防衛省は、特定秘密漏えい事案を受けた当審査会による勧告（令和6年7月17日）を機に、令和7年1月、有識者会議を設置した。これに関し同省は、有識者に業務実態を確認してもらい幅広い意見や知見を得たことは、今後の改善指図にとって非常に有効なものであった旨答弁している（令和6年年度次報告書128頁参照）。

問 3. 令和 6 年中の通報は 1 件のみであり、あまりにも少ないのでは
ないかとの疑問がある。
内閣情報調査室の現状認識如何。

[令和 7 年 12 月 2 日 審査会]

〔答弁概要〕

- 背景事情として、特定秘密はかなり厳格な取扱いをするものであることから、違反やその疑いの絶対数は必ずしも多いわけではないことが考えられる。
- 通報するということは、一種、内部通報ということになるので、意識的にもかなりしづらいところがあるかもしれない。
- 有識者や審査会からは、通報を業務の適正化に生かすものとして活性化すべきとの指摘を受けている。
- これまでの運用基準では、通報を受け付ける範囲を絞っているかのような記載があったため、今般の運用基準の見直しにより、あらゆる通報を受け付けるよう改正を行う。
- 通報制度が業務の改善に資するものであることや通報者保護の徹底がなされていることを周知していくことが大事だと考えている。

問 4-1. 令和 6 年中、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった
件数は 14 件、同意が取り下げられた件数は 0 件であった。
適性評価の実施に同意しないことは認められるのか。

[令和 8 年 3 月 26 日 審査会]

〔答弁概要〕

- 適性評価制度では、プライバシーに関わる質問が予定されるため、必ず評価対象者の同意を得た上で評価を行うこととなっている。
- 評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった件数について、令和 6 年中は 14 件と比較的多かった。令和 5 年中も 23 件であったが、それ以前は件数が少なく、ここ数年は比較的多くなっている。
- 同意しない理由については確認することになっていないため、把握していないが、同意しなかった評価対象者の多くは近年特定秘密をめぐる不適切事案が多く判明している防衛省職員であった。

問 4-2. 令和 6 年中、特定秘密を漏らすおそれがないとは認められな
かった件数は 7 件であった。

評価対象者本人に思い当たる事情があればそもそも適性評価の
実施に同意しないと考えるが、当該 7 件につき、適性が認められ
なかった理由如何。

[令和 8 年 3 月 26 日 審査会]

〔答弁概要〕

- (当該 7 件において適性が認められないとの判断がなされた理由につ
いて説明を受けた。)

¹⁸ 通報窓口においては、当該通報に限らず、特定秘密の漏えい、各行政機関が定める保護措置に係る違反行為その他の特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び関連規程に違反する行為に関する通報を広く受け付けるものとする。(運用基準(特定秘密) V 4 (1))

問5. 特定秘密の指定の在り方について、例えば令和6年中、国家安全保障会議は複数回開催されたが、指定された特定秘密は「国家安全保障会議の議論の結論に関する情報」1件のみであった。指定件数が1件であったこと及び指定の対象情報が議論の結論に関する情報に限られていることに対する内閣情報調査室の見解如何。

[令和8年3月26日審査会]

〔答弁概要〕

- 特定秘密保護制度を所管する立場から説明する。一般的に指定の対象情報とはいわゆる一つのハコであり、このハコの中に様々な文書等のより細分化されたものが入っていく形になる。
- このため、指定の対象情報のハコの件数と文書の件数には、ずれが生じることがある。
- 国家安全保障会議の結論に至るまでの事象をどのような形で指定するのかということについては、それぞれの行政機関においてそれを指定する権限を有しているので、国家安全保障会議のセッションで確認してほしい。

(2) 特定秘密の指定等に関する独立公文書管理監報告等に係る調査

令和7年12月2日及び令和8年3月26日、独立公文書管理監から特定秘密の指定等に関する独立公文書管理監報告等並びに重要経済安保情報に係る検証・監察の実施状況及び今後の進め方について説明を聴取した。

→重要経済安保情報に係る検証・監察の実施状況及び今後の進め方については、本報告書145頁参照

ア 独立公文書管理監報告の概要¹⁹

〔報告の趣旨〕

特定秘密の運用基準の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要について、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものである。

〔対象期間〕

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

〔検証・監察の結果等〕

○特定秘密の指定

令和7年3月12日に、防衛装備庁が令和4年に指定した特定秘密1件に関し、指定に係る情報の範囲を広げる目的で指定書の対象情報の記述を変更したことにについて、不適正と判断し、是正を求めた。同月13日に、同行からは是正をした旨の報告を受けた。

また、令和6年中に指定された特定秘密48件について、適正と認めた。

○特定秘密の指定の有効期間の延長

特定秘密の指定の有効期間の延長57件について適正と認めた。

○特定秘密の指定の解除

特定秘密の指定の解除3件（一部解除2件を含む。）について適正と認めた。

○特定秘密の記録とその表示

令和7年3月12日に1件、外務省に対して、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。同月17日、同省からは是正をした旨の報告

¹⁹ 巻末、参考資料IV 231頁参照

を受けた。
また、検証・監察を行った44部署のうち、是正の求めに至った外務省の1部署を除く43部署による記録とその表示を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存

令和7年3月12日に1件、防衛省に対して、立入り制限については正を求めた。同月17日、同省から是正をした旨の報告を受けた。

また、検証・監察を行った44部署のうち、是正の求めに至った防衛省の1部署を除くそれ以外の検証・監察を行った43部署による保存を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

内閣官房4件、公安調査庁2件、防衛省894件及び防衛装備庁3件の特定行政文書ファイル等（計903件）について、廃棄が妥当である旨通知した。

○特定行政文書ファイル等に関するもの存否

令和6年10月24日に1件、防衛省に対して、特定行政文書ファイル等に関するもの存否については是正を求めた。

また、検証・監察を行った15部署のうち、是正の求めに至った防衛省の1部署を除くそれ以外の14部署について、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間1年以上と設定すべきものはないと認めた。

○不遵守事案への対応

海上自衛隊の護衛艦及び陸上自衛隊の部隊で発生した特定秘密漏えい事案²⁰に関して、独立公文書管理監は、関連部署に対する検証・監察を実施し、当該事案に関連する特定秘密文書の管理状況、当該事案を踏まえた再発防止策等について確認を行った結果、特定秘密保護法違反等の問題は認められなかった。

このほか、防衛省の不適切事案²¹及び警察庁における誤廃棄事案²²の判明を受け、当該事案が発生した部署に対して検証・監察を実施した。その結果、いずれの部署においても、特定秘密保護法違反等の問題

²⁰ 同事案の詳細は、令和6年次報告書105頁脚注39を参照

²¹ 独立公文書管理監報告（令和7年6月）16-17頁

²² 同上17頁

は認められなかった。

〔検証・監察に関する定量的指標〕

説明聴取、実地調査等の回数は124回である。確認した特定秘密を記録する文書等の件数は5,478件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ13,061件である。

〔通報²³への対応〕

独立公文書管理監の窓口に対して、特定秘密の漏えいに関する通報が1件あった。所要の調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。

〔情報監視審査会への対応〕

独立公文書管理監報告（令和6年6月）について、各委員に個別に資料を配付し説明する機会を設けたほか、審査会において説明及び質疑応答を行った。令和6年次報告書において示された政府に対する意見のうち、独立公文書管理監に関するもの²⁴に対しては、今後、その趣旨を踏まえて必要な対応を真摯に検討していく。

〔今後の展望〕

特定秘密保護法の施行から令和6年12月で10年が経過し、令和元年12月に延長された多数の特定秘密の指定の有効期間が再度延長されたことから、その検証・監察をおおむね1年以内に完了させることを目指すなど、これまでに確立させてきた検証・監察の手法について、実効性を確保しつつより効率的なものとすべく更なる改善に取り組み、計画的に業務を推進していきたい。

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自治作用を促進して、適正な運用の確保に貢献していきたい。

²³ 取壊業務等では、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると、思料するときは、行政機関の長が設置した窓口又は内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができると。内閣府独立公文書管理監に対する通報は、各行政機関で調査を行わない旨の通知又は調査結果の通知を受けた後でなければ、原則行うことができないが、行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。（運用基準（特定秘密）V4(2)）

²⁴ 本報告書132頁参照

イ 独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑

令和7年12月2日及び令和8年3月26日、アの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

一重要経済安保情報に係る質疑については、本報告書145頁参照

問1-1. 独立公文書管理監は、令和6年度中、特定秘密の指定の検証・監察を48件実施し適正と認めている。特定秘密の指定の検証・監察に当たり、特定秘密文書の確認をどのように行っているのか。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 特定秘密の指定の検証・監察に当たっては、当該行政機関から指定書を取り寄せた上で説明を聴取し、指定の3要件（別表該当性、非公開性及び特段の秘匿の必要性）が満たされているか、かつ、指定書に記載された一定の情報が特定されて明確になっているかどうかを確認することになる。
- 個別の指定の検証・監察に関して、場合によっては指定の対象となる文書の確認も行っているが、必ずしも当該特定秘密文書の確認を要するわけではなく、指定内容の確認が中心となる。

問1-2. 特定秘密文書を直接確認せずに、別表該当性、非公開性及び特段の秘匿の必要性の3要件を満たしているか判断できるのか。外形的な判断をしているのか。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 特定秘密の指定の対象は、指定書²⁵に記載された一定の範囲の情報であり、その情報がどういった情報なのかは、当然、検証・監察の対象である。

²⁵ 行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面等により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように、その概要を具体的に記述し、当該情報の指定の理由を記すとともに、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにする旨規定されている。（運用基準（特定秘密）II3(2)及び同3）

- 指定の検証・監察に当たっては、指定された情報が法の要件に従っているか等の判断を行うに当たり、特定秘密文書又は同電磁的記録の確認が必須とは考えていない。

問1-3. 「特定秘密の指定の検証・監察」について、仮の事例を用いて、具体的な内容を説明願いたい。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 特定秘密の指定の検証・監察がどのように行われるか、一例として「令和6年度中にA省が外国の情報機関との間でやり取りした情報」が、A省によって特定秘密として指定される場合を説明する。
- 「特定秘密の指定の検証・監察」に当たっては、「令和6年度中にA省が外国の情報機関との間でやり取りした情報」が指定の対象となる旨として記載された指定書が提出されるので、これで情報の範囲はある程度確定できることになる。これを踏まえて、当該行政機関から説明を聴取し、3要件を満たしているか確認している。

問1-4. 当該行政機関が特定秘密に指定し、保有している文書について、非公開性が認められなかった場合には、どのような判断を行うのか。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 当該文書には、特定秘密として記載すべき内容が記載されていないかといった旨の判断を行うこととなる。
- これは当該文書における特定秘密の記載の有無に係る判断であり、「特定秘密の記録と表示の検証・監察」に該当する。
- これに対し、「特定秘密の指定の検証・監察」は、指定書に記載された一定の範囲の情報が本当に特定秘密として保護すべきものかどうかということ判断している。

問2-1. 審査会への提出資料である「各年度中における検証・監察を行った代表的事例数件についての経過」²⁶⁾に記載された一つの事例について具体的に説明されたい。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 本事例は、情報保全監察室が行っている7種類の検証・監察²⁷⁾のうち、「特定秘密の記録とその表示の検証・監察」及び「特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察」についての経過を記載したものである。
- 本事例では、対象となる特定秘密文書を確認したところ、特定秘密である情報が記録されている頁に特定秘密の表示²⁸⁾をしていなかったことから、表示を行うよう是正の求めを行った。その後、当該行政機関から当該表示を行った旨の報告を受けている。
- 「特定秘密の記録とその表示の検証・監察」及び「特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察」の対象は具体的な文書又は電磁的記録としているが、「特定秘密の指定の有効期間の延長の検証・監察」、「特定秘密の指定の解除の検証・監察」及び「特定秘密の指定の検証・監察」は指定書で指定されている情報自体が法律の定めによって情報の範囲が特定されて指定、延長及び解除がなされているかどうかを検証するものであり、文書等の存在が必ずしも前提ではなくその対象が異なっている。

問2-2. 情報保全監察室が行っている7種類の検証・監察における過程で、場合によっては、特定秘密文書の内容を1枚ずつ確認しているという理解でよいのか。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 7種類の検証・監察のうち、「特定秘密の記録とその表示の検証・監察」の対象とされた特定秘密文書の内容は全て確認している。

²⁶⁾ 本報告書 14 頁参照

²⁷⁾ 巻末 参考資料IV 231 頁参照

²⁸⁾ 巻末 参考資料 1(5) 187 頁参照

問3. 防衛装備庁の特定秘密について、2つに分割するよう是正を求めた旨説明があった。

例えば、防衛装備庁においては研究開発を進める過程で開発の対象が膨らむことや、特定の装備品を調達するときに追加で周辺のもの調達することも考えられる。そのようなときには1つの特定秘密で管理することも考え方としてあり得ると思う。

今般の是正の内容及び新たに特定秘密を指定するよう求めた理由について説明されたい。

[令和8年3月26日審査会]

〔答弁概要〕

- 本件の検証・監察の対象となった特定秘密は、日英伊3か国による戦闘機関関連技術開発プロジェクトに関する情報である。
- 是正の求めに至った経緯として、防衛装備庁から、当該特定秘密の指定書の記述内容を変更した旨の連絡を受けて、当該指定書の内容を精査したところ、変更前の記述と比較して、対象となる情報の範囲が拡大していたことを確認した。
- 具体的には、本プロジェクトは当初、日英伊の3か国が主体となつて開発を進めていたが、令和6年12月、本プロジェクトに関わる国際機関「GIGO」²⁹⁾が設立され、そこで知的財産に関する権利等を統合する形で進めることとなった。その後、当該国際機関において生じた情報を特定秘密として指定する必要が生じたが、新たな指定を行うのではなく、従前の特定秘密を広げる形での指定書の記述変更により対応したものである。
- 本件は、本プロジェクトの枠組み等の変更の中で、情報を特定秘密とする際の手続に誤りがあったものであり、明らかにすべき情報を組織的に隠蔽しようとする意図があったとは考えていない。
- 当該変更により対象情報に加えたこととした情報については、新たに特定秘密を指定して保護することとした。

²⁹⁾ 本報告書 39 頁参照

³⁰⁾ グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約（令和5年12月署名）に基づき設立され、GCAPを管理する国際機関

問4. 令和6年度中、独立公文書管理監の窓口に対して、特定秘密の漏えいに関する通報が1件なされている。この通報に伴う独立公文書管理監による調査の詳細如何。 また、当該行政機関への調査の結果、漏えいはなかったとのことだが、通報者の誤認という理解でよいか。 [令和7年12月2日審査会] 〔答弁概要〕 ● (通報内容及び通報を受けての調査の詳細について説明を受けた。) ● 防衛省に対して通報内容確認のため、必要な資料及び説明聴取、その精査並びに現地に赴いての関係者からの事情聴取及び関係資料の閲覧といった調査を行った。 ● 調査を行った結果、漏えいかなかったとの判断に至った。 ● 通報は匿名で行われ、通報の意図については解明できなかった。 問5-1. 当審査会は、情報保全監察室による特定秘密文書の確認件数を増やすこと及び同室の体制強化を求めている³¹が、具体的な取組状況如何。 [令和7年12月2日審査会] 〔答弁概要〕 ● (文書確認件数及び廃棄対象文書件数並びにその割合について説明を受けた。) ● 令和5年度末から令和6年度末にかけて、実地調査回数及び文書確認件数が減少したのは、「特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察」における対象文書件数が減少したことによる。 ● 実地調査に先立って行う説明聴取の方法を、可能な範囲で電話やメールでの聞き取りにする、複数の実地調査に関する説明聴取をまとめて実施する等、効率化の工夫を行っている。 ● 通常の検証・監察のほか、不適切事案に関する事案の背景や適切な再発防止措置が実施されているかどうかについても、聴取を実施している。 ³¹ 本報告書132頁参照 ● 実地調査や対象文書は、直近の検証・監察を受けた時期、文書の件名、作成取得時期、文書のポリシー等の要素を考慮し決定しており、単純に件数のみで比較することは困難ではあるが、審査会の意見を踏まえ、必要な確認を着実に実施していく。 ● 重要経済安保情報に係る検証・監察が新たに付与されたことを踏まえ、令和7年度から情報保全監察室の体制は20名から22名に拡充した。また、実地調査の回数及び参加人員を増やすとともに、首都圏以外に所在する特定秘密保有部署への実地調査を遺漏なく行えるよう、令和8年度予算につき増額要求している。 問5-2. 当審査会は令和6年審査意見³²において、政府全体の特定秘密文書件数に比して、検証・監察の件数が少ないことを指摘している。実際に令和5年末と令和6年末を比較すると、政府全体の特定秘密文書件数は増加しているが、確認件数は減少している。特定秘密文書の確認件数を増やすべく、事務の効率化等を行うとのことだが、効率化に当たり、これまで確認件数を増やせなかった原因を特定することが必要ではないか。今までの課題が何であり、今後効率化する上でどのように改善していくのか具体的に説明されたい。 [令和8年3月26日審査会] 〔答弁概要〕 ● 文書件数や体制的な問題、検証・監察を受け入れる行政機関にとって対応が負担になるという問題もあり、必ずしも思うように確認件数が増えていないというのは指摘のとおりである。 ● これまで蓄積した知見を活用し、検証・監察の結果を取りまとめる際の手続の改善として特定秘密文書を確認するためのチェックリストの処理の円滑化、書類作成の簡素化、また、実地調査及び説明聴取における手法の改善など効率化を進めることで、受検側の行政機関の負担を軽減しつつ、検証・監察の機会をより増やせるよう努めている。 ³² 本報告書132頁参照
--

○委員からの指摘事項等 ● 特定秘密保護制度に係る検証・監察は重要であるが、一方でそれによって行政に過大な負荷がかからないように留意すべきであるとも考える。 ● 防衛装備庁に対する是正の求めについて、独立公文書管理監の考え方にも一理あると思う一方、本プロジェクトは国際機関等を作ることとを前提に3か国で実施してきたことから、防衛装備庁としては全く同じ案件の延長線上にあるという理解で特定秘密の対象情報の範囲を広げたのではないか。防衛装備庁が当該特定秘密を2つに分割することに同意しているので、元に戻すべきとまでは言わないが、もう少し柔軟に解釈してもよいのではと考える。 ● 昨年の審査会意見²³⁾は、特定秘密文書の確認件数をむやみに増やせと指摘しているわけではない。政府全体で保有する特定秘密文書件数と比較し、確認件数が少ないとの考えに基づき指摘していることを踏まえ、更に確認件数を増やすべく、前向きな検討を求める。	(3) 特定秘密保護制度の運用状況に係る調査 本年次報告書の対象期間中、指定行政機関から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について説明を聴取し、質疑を行った。なお、質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。 ア 国家安全保障会議（令和8年4月7日審査会） 政府参考人からの説明概要 国家安全保障会議では、令和6年末時点で11件の特定秘密を指定している。令和6年中に新たに指定した特定秘密は1件である。 同年中、3件の特定秘密について指定の有効期間を5年間延長した。 なお、指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものもない。 適性評価の実施状況について、国家安全保障会議の議長及び議員は内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされていることから適性評価を行っていない。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。
--	--

²³⁾ 本報告書 132 頁参照

イ-① 内閣官房（国家安全保障局）（令和8年4月7日、4月16日審査会）
(7) 政府参考人からの説明概要

国家安全保障局では、令和6年末時点で9件の特定秘密を指定している。令和6年中に新たに指定した特定秘密は1件である。これは、令和4年12月に策定された国家安全保障戦略のフォローアップとして国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した政府の対応方針等の検討の内容である。

同年中、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年間延長した。なお、指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものもない。

内閣官房における適性評価は内閣情報調査室が一括して実施しており、国家安全保障局として適性評価は行っていない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 国家安全保障局で指定した特定秘密は、その指定書自体が極秘文書に指定され、同指定書に記述されている内容に不開示とされている部分が見受けられる。

しかし、同指定書の中で不開示とされ極秘に指定されている記述部分は、その中身を踏めば、国家安全保障会議が開催され議論が行われているであろうということは誰しもが当然に推測できる内容である。

そうした内容が極秘に指定されているのはなぜか。また、具体的にどの部分が秘匿すべき情報なのか。

〔令和8年4月7日審査会〕

〔答弁概要〕

- （当該指定書の中で不開示とされ極秘に指定されている記述部分の具体的な内容及びそれが漏えいした場合、当該内容が推察され、他国との関係に影響を及ぼすおそれがある旨、同指定書を極秘文書に指定している理由について説明を受けた。）

問1-2. 一部の指定書が、極秘とされる理由は理解できるが、一方で他の極秘とされている指定書には、特定の国名が記載されているわけでもなく、特定の国との何かが推察されることはないと考え。
官-102の指定書には一般論のようなことしか書いていないが、具体的にどの部分が公知になることでどのような問題が生じるのか。
極秘に指定することにより、一般論のような内容も口外してはならないか。

〔令和8年4月7日審査会〕

〔答弁概要〕

- 官-102は、令和4年に策定された国家安全保障戦略等の策定に係る検討を念頭において指定されたものである。
- 指定書に記載された内容が漏えいした場合、当該検討の内容等が推察されるおそれがあり、政府として適切ではないとの観点から、極秘の指定を行っている。
- （このほか、官-102の対象情報について説明を受けた。）

問 1-3. 仮に官-102 の指定書に記載された内容が漏えいすることにより、安全保障に関する企画立案の基本的な考え方が明らかに
なると考えて、同指定書を極秘に指定しているのであれば、同指
定書の記述は詳細である必要はなく、大枠にとどめるべきである。
一般論のような内容を極秘に指定することで、何をもって秘密
を漏えいしたかが判然としなくなり、かえって極秘情報を守れな
くなる。あるいは、外部で一般論も話せなくなるおそれがあると
考えるが、国家安全保障局の見解如何。

[令和 8 年 4 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

●官-102 に指定されている国家安全保障局における検討の内容は、四
大臣会合の議論に供され、又はその議論の結果に基づき検討を行っ
たものであり、四大臣会合の議論の内容そのものと極めて密接な関
係を有している。

●そのため、国家安全保障局における検討の内容についても、四大臣
会合の議論の内容と同様に、他に類を見ないほど機密性が高いもの
として取り扱っていることが、同指定書を極秘文書に指定している
背景としてある。

○委員からの指摘事項

●国家安全保障会議の議論の内容は機密性が高いものであることは理
解しているが、国家安全保障局の指定書については、果たしてその
記述内容が極秘に指定すべき内容であるのか、一般的な内容なの
ではないか、あるいは、そもそも極秘に指定する必要のない記述にす
ればよいのではないか。よく検討してほしい。

Ⅳ-② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和 8 年 4 月 7 日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和 6 年末時点
で 2 件の特定秘密を指定している。いずれも領域の保全のために我が国
の政府が講ずる措置又はその方針に関して指定したものである。これら
はいずれも平成 26 年 12 月末までに指定したものであり、その後現在ま
で新たに指定した特定秘密はない。

これら 2 件の特定秘密について、令和 6 年中に指定の有効期間を 5 年
間延長し、必要な保全上の措置を講ずることとした。

同年中、特定秘密の指定を解除又は指定の有効期間を満了したものは
ない。

内閣官房における適性評価は、事態対処・危機管理担当を含め、内閣
情報調査室が一括して実施している。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等につ
いて詳細な説明がなされた。

イ-③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和8年4月7日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣情報調査室では、令和6年末時点で116件の特定秘密を指定している。

令和6年中に新たに指定した特定秘密は、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力関係で指定した1件、外国の政府等との情報協力関係で指定した2件、人的情報収集関係で指定した2件、情報収集衛星の撮像可能な地理的範囲関係で指定した2件及び情報収集衛星の暗号関係で指定した3件の計10件である。

同年中に指定の有効期間の満了時期を迎えた特定秘密は56件である。56件全てについて、指定の対象情報に係る諸情勢に変化がなく、今後も少なくとも5年以内に変化することはないと判断し、指定の有効期間を5年延長した。指定の有効期間を満了したものはない。

同年中に指定を解除・一部解除した特定秘密は1件である。具体的には、情報収集衛星リーダー備機に係る暗号の鍵に関する情報を一部解除した。当該情報収集衛星の運用が終了し、現在運用中のほかの暗号が推察されるおそれなくなっことを確認したためである。なお、これまでも運用を終了した衛星の暗号については同様の措置を講じている。

また、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは57件である。指定の有効期間を延長した56件及び一部解除した1件の特定秘密について、指定の有効期間の追記、有効期間の満了年月日の変更などを行った。

内閣官房における適性評価は、国家安全保障局及び事態対処・危機管理担当を含め、内閣情報調査室が一括して実施している。内閣官房では、令和6年中に内閣官房の職員等に対して498件、適当事業者の従業者に対して179件、計677件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はいずれも0件であった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 令和6年中に指定された特定秘密である官-117の対象情報は、令和6年中ではなく、令和7年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力関係の情報となっている。翌年の情報を指定することとした理由如何。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

●（令和6年中に指定した特定秘密である官-117について説明を受けた。）

問2-1. 運用を終了した情報収集衛星は、破壊されない限り軌道上を周回し続けるが、運用終了後は一切アクセスしないのか。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

● 情報収集衛星は運用を終了した時点で基本的に通信ができなくなる。
● 最終的には大気圏に突入するなりして破壊されることになる。

問2-2. 各情報収集衛星の暗号及び暗号の鍵はそれぞれ異なるのか。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

● 情報収集衛星の暗号は号機ごとに指定し、それぞれ運用している。

問2-3. 運用を終了した情報収集衛星の暗号などは、全て廃棄するのではなく、特定秘密から他の秘密区分への変更を行った上で保有し続けるのか。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

●（運用を終了した情報収集衛星の暗号の秘密区分及び保有状況について説明を受けた。）

問 3-1. 令和 6 年中に特定秘密の指定の一部解除がなされた「情報収集衛星レーダー予備機に係る暗号のアルゴリズム及び鍵の配送方式」について、暗号が推察されるおそれなくなったとの説明があったが、暗号方式が全く異なるものに変更されたという意味か。過去に傍受された電波情報と突合されるリスクも懸念されるが、それも含めて物理的に暗号が推察されるおそれがないという状態なのか。

[令和 8 年 4 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- (令和 6 年中に特定秘密の指定を一部解除した「情報収集衛星レーダー予備機に係る暗号のアルゴリズム及び鍵の配送方式」について説明を受けた。)

問 3-2. 当該情報収集衛星の暗号の鍵を生成する装置自体は使用しなくなったとしても、同様の思想で開発された装置、アルゴリズムによる暗号生成は継続している可能性はあるのではないか。その暗号生成に何らかの癖がある可能性を考慮すれば、特定秘密の指定を解除しないほうがよいのではないか。

[令和 8 年 4 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- (当該情報収集衛星の暗号の鍵及び暗号である情報の特定秘密の指定状況について説明を受けた。)

問 4. 情報収集衛星で撮像された画像は、その数が膨大である一方で、その時、その瞬間の地理的情報には歴史的価値が出てくる可能性があり、後世に残すべきと考え。当該画像は歴史的な公文書として保存されるべきものと考え、内閣情報調査室の見解如何。

[令和 8 年 4 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- 衛星画像に基づき評価を加えた報告書については、歴史的な公文書になり得るものと考えている。
- 他方、画像そのものに対する評価を加えなければ情報の意味が出てこないため、画像それ自体が歴史的な公文書に該当するとの解釈はしていない。
- 重大な事案が生じた場所に関する画像であっても、その画像を含めた報告書という形でそれを歴史的な公文書として保管するのがよいと考えている。

問 5. 民間事業者が運用する衛星による収集情報が提供された場合、政府は当該情報をどのように管理しているのか。
また、当該民間事業者における情報保全について、政府はどのような措置を講じているのか。

[令和 8 年 4 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- 民間事業者が保有する衛星関係の情報については、公知性の観点から、民間事業者が保有している段階で特定秘密に指定されることはない。
- (民間事業者が運用する衛星による収集情報が提供された際の管理及び当該民間事業者における情報保全について説明を受けた。)

問6. 官-118 及び官-119 は、内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報として特定秘密に指定されている。当該特定秘密の指定の在り方について、同室からは対象情報の記載等が適切であることを確認した旨の説明³⁴がなされたが、当該対象情報の範囲はやや広いように思える。これ以上限定することがない理由如何。
当該特定秘密の対象情報の範囲を決めることで、どのようなことが特定されてしまうのか。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

- 外国政府等との情報協力業務に関しては、様々な分野、地域あるいは相手がある。
- 特定秘密の指定に当たっては、対象情報を限定しすぎてその内容が露呈することを選ける一方で、必要な区切り方をしして過不足がないようにしなければならぬ。
- 特定秘密に指定したものの当該対象情報が存在しない場合、後から指定を解除するといった運用をしているため、例えば、「西側諸国との情報協力」や「非西側諸国との情報協力」といった指定をすると、どの程度情報を持っているのかということが露呈してしまう。
- そのような配慮を重ねる中で、当該特定秘密については対象となる国や分野によって区切るのではなく、年ごとに期間を区切ることによって、できるだけ対象情報の範囲を狭めるといった運用をしている。
- 外国政府等との情報協力業務に関する情報であることを明示することとで、当該業務の性質上、特定秘密に該当する情報と該当しない情報を峻別できる状態となっており、これ以上詳細に区切らずとも情報を峻別できるとの観点から、現在の指定の在り方としている。

問7. カウンターステリジェンス・センター³⁵は、内閣官房の適合事業者に対し、カウンターステリジェンスの観点から研修や指導を行っているのか。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

- 同センターは、外国政府等による様々な諜報活動に係る情報を収集、集約し、各行政機関に対して事例等の情報提供を行うとともに、カウンターステリジェンス関係の研修に係る助言等を行っている。
- 各適合事業者に対しても情報提供を行い、注意喚起等を行っている。

問8. 近年、意思決定や作戦立案にもAIが関与することがあるが、どのような情報を読み込ませるかによってAIの精度に影響が出るものと承知している。特定秘密等の情報をどの程度AIに読み込ませてよいか等を定めた規則のようなものは既に存在するのか。

[令和8年4月7日審査会]

〔答弁概要〕

- AIは情報収集あるいは分析において有効な手段であり、内閣情報調査室においてもAIを導入している。
- (内閣情報調査室におけるAIの活用状況について説明を受けた。)

³⁴ 本報告書122頁参照

³⁵ 政府においては、外国情報機関の情報収集活動に対抗して政府の重要な情報を保護することを「カウンターステリジェンス」と称している。(第186回国会参議院決算委員会議録第5号(平成26年4月21日))
内閣府情報官をセンター長とするカウンターステリジェンス・センターが内閣府情報調査室に附かれ、カウンターステリジェンス機能の強化に関する基本方針の施行に関する連絡調整、国内外の情報機関による情報収集活動から我が国の重要な情報や職員を保護する活動を行っている。(内閣官房HP)

ウ 内閣府 (令和 8 年 4 月 28 日審査会)

政府参考人からの説明概要

内閣府において、令和 6 年末時点で指定している特定秘密は 1 件である。これは、日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定によってアメリカ合衆国防総省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報である。特定秘密保護法の指定の 3 要件である別表該当性(第二号ハ)、非公知性を満たすとともに、米国軍用GPSシステムに関する詳細な情報等を含むため特段の秘匿の必要性を満たしていることから令和 4 年に指定を行った。

令和 6 年中に新たに指定した特定秘密はなく、指定を延長及び解除したものもない。

同年中の適性評価の実施件数は 113 件であり、全て内閣府職員に対するものである。特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者の数は、令和 6 年末時点で 181 名である。

エ 警察庁 (令和 8 年 4 月 16 日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

警察庁では、令和 6 年末時点で 57 件の特定秘密を指定している。

令和 6 年中に指定した特定秘密は 5 件である。これら 5 件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であって、1 年ごとに期間を区切って指定をしているものである。その内訳は、①警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、②特定有害活動(スパイ活動等)に関する情報、③外国の政府等との情報協力業務等に関する情報、④国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報、⑤国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報となっている。

同年中、1 件の特定秘密について指定の一部解除を行った。これは、海外との連絡に用いる暗号に関する情報である。令和 5 年の衆議院情報監視審査会からの政府に対する意見³⁰を踏まえて検討した結果、対象情報を適切に管理できるよう期間を区切るために指定の一部を解除した。

同年中、指定の有効期間の満了を迎える特定秘密は 28 件あり、個別に検討した結果、指定の一部解除を行った海外との連絡に用いる暗号に関する情報の指定の有効期間を 3 年間延長したほか、24 件の指定の有効期間を 5 年間延長した。指定の有効期間の延長を行わず満了したものは、警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報 1 件及び国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報 2 件の計 3 件である。

同年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 261 件、都道府県警察が 768 件、計 1,029 件である。

令和 6 年末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、警察庁が 726 名、都道府県警察が 3,116 名、計 3,842 名である。なお、不開示情報として、同年末時点における特定秘密の取扱いの業務を実際に行っている者の実数についても説明を受けた。

³⁰ 令和 5 年年度報告書 129 頁参照

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 適性評価の実施状況について、特定秘密の取扱いの業務ができる者の人数と、特定秘密の取扱いの業務を実際に行っている者の人数に差が生じている理由如何。

〔令和8年4月16日審査会〕

〔答弁概要〕

- 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の人数は、過去に適性評価を受け、現在でも特定秘密の取扱業務に従事することが可能な職員の合計数である。
- 特定秘密の取扱いの業務を実際に行っている者の人数は、まさに今現在、特定秘密の取扱いができる者として指定書の中で定めている者の人数である。
- 適性評価の有効期間は5年間であるが、期間内に部署を異動する者もいる。このため、適性評価を実施済みであるものの、もはや特定秘密の取扱業務に従事していない者も一定数発生しており、この部分が差分となっている。

問1-2. 人事異動に伴い差分が生じているとのことだが、特定秘密に関係する業務と関係しない業務においてかなり横断的に人事を行っているように思える。キャリアパスの観点から無駄は生じていないのか。

〔令和8年4月16日審査会〕

〔答弁概要〕

- 警察としては、特定秘密の取扱業務に連続して従事する者もいれば、時々ほかの政策的な業務にキャリアパスを移して再び戻ってくるなど、それぞれの職員を育成する過程で様々なキャリアパスを踏ませている。
- 特定秘密の取扱業務を専門としながら、より高度な行政判断ができるよう、広い視野を身に付けるための業務に従事させることも当然あるうかというふうに考えている。

問2-1. 特定秘密の取扱業務の中には様々な種類の業務があると思うが、具体的にどのような業務に各々何人ずつ配置されているのか。都道府県警察も含む内部如何。

〔令和8年4月16日審査会〕

〔答弁概要〕

- 警察庁が指定する特定秘密の中には、いわゆる我々の人的情報源についての情報、要するに特定の人物が警察の人的情報源である事実に関する情報がある。
- 当該特定秘密について、都道府県警察が保有しているものがある。人的情報源を持っている都道府県警察は当該特定秘密を保有しており、当然、当該特定秘密の取扱者には当該都道府県警察に所属する職員を指定している。
- 他方、諸外国との情報協力業務は、都道府県警察ではなく警察庁が行っているため、当該業務において入手する情報に係る特定秘密については警察庁の方で保有している。
- そうした意味において、業務の類型ごとの警察庁及び都道府県警察の役割分担としては、国を代表する業務は警察庁で、それに関連する特定秘密の取扱者も警察庁に多いことになる。
- 都道府県警察の現場で収集する情報に係る特定秘密の取扱者には都道府県警察の職員が指定されていることになる。

問2-2. 都道府県警察には外国政府等との協力関係がないということでは理解した。このほか、警察庁が指定する戦術・運用関係、特定有害活動関係、国際テロ関係、国内テロ関係の特定秘密について、それぞれ警察庁及び都道府県警察における役割分担如何。

〔令和8年4月16日審査会〕

〔答弁概要〕

- 先程、人的情報源の説明は行ったが、国際テロや国内テロ、特定有害活動についても、都道府県警察が直接特定秘密に該当する情報を入手することは可能性としてはあると思う。
- ただ、やはり都道府県警察が収集する様々な情報を警察庁が集約し、

分析することによって出現した情報が特定秘密に該当するということが圧倒的に多い。

- そのため、まず警察庁において特定秘密を作成、保有するのが基本である。その上で、必要に応じて当該特定秘密を都道府県警察に提供することはある。

問2-3. 都道府県警察について、令和6年末時点における特定秘密の取扱いの業務を実際に行っている者の人数のうち、警視庁等の人数の内訳如何。

[令和8年4月16日審査会]

〔答弁概要〕

- 都道府県警察ごとの特定秘密の取扱いの業務を実際に行っている者の人数を明らかにすると、警察当局の人的情報源がどの都道府県警察にどれくらいあるのかということを明らかにしてしまうことになる。
- （その上で、令和6年中に都道府県警察が実施した適性評価について、適性評価実施件数が多かった都道府県警察及びその件数について説明を受けた。）

問3. 令和6年審査会意見³⁷においては、政府に対し、例えば作成から30年を超えている特定秘密文書の中に国民へ開示すべきものがないか改めて検討するよう求めた。これに対し、警察庁は「現時点においても、これらの情報を公にした場合、警察による情報収集活動等に支障が生じるおそれがあるため、開示すべきではないと判断した」と回答している。

当該回答を一見すると、特定秘密の内容そのものが開示できないというより、情報収集活動の手法が明らかになるおそれがあることを理由に開示しないこととしているように思えるが、事実関係について詳しく説明されたい。

[令和8年4月16日審査会]

³⁷ 本報告書125頁参照

- 〔答弁概要〕
- 作成から30年を超える当該文書については、業務上参照する必要があることから、文書の有効期間を延長したものがある。
 - （当該文書の有効期間を延長した理由及び当該文書を開示した場合の情報収集活動への支障について、当該文書の具体的な内容も含めて説明を受けた。）

オ 総務省（令和8年4月16日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和6年末時点において、総務省が指定している特定秘密は10件であり、全て在日米軍が使用する設備ごとの周波数に関する情報である。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされている。その上で、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米国政府がシークレットに分類している文書を特定秘密に指定している。

これらの特定秘密については、特定秘密保護法別表（第二号イb）に該当するとともに、その機密性の高さから、公にする情報の範囲を限定している。また、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指名する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。

令和6年中、新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したものもない。

同年中に指定の有効期間の満了を迎える特定秘密4件について、特段の秘匿の必要性の要件を満たしていることを確認し、有効期間を延長した。

同年中、適性評価を実施した職員の数は59名、適合事業者の従業員数は0名であり、適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名、苦情の申出件数は0件である。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問、自衛隊が使用する周波数に関する情報の取扱いについて、総務省と防衛省との関係如何。

〔令和8年4月16日審査会〕

〔答弁概要〕

- 総務省は自衛隊の使用する周波数についても防衛省から情報提供を受けているが、提示される資料の格付については防衛省において判断するものと認識している。
- 過去に総務省が防衛省から受領した情報に特定秘密に該当する情報はない。

カ 法務省（令和 8 年 4 月 16 日審査会） (7) 政府参考人からの説明概要 法務省が指定する特定秘密は 1 件である。令和 6 年中に新たに指定又は解除した特定秘密はない。 同年中、当該特定秘密の有効期間を 5 年間延長した。運用基準の規定に従い、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案した結果、当該諸情勢が少なくとも 5 年以内に変化することはないと判断したためである。 当該特定秘密が記録された文書について、同一の情報を保有する出入国在留管理庁と調整した結果、利用の必要が生じた場合には同行から提供を受けることのできる体制が整ったことから、令和 6 年 3 月、当該文書を提供元である内閣官房に返却した。 このため、現時点において、法務省は特定秘密文書を保有していないが、当該特定秘密の内容を了知している職員がいることなどから、関係省庁とも調整の上、当該特定秘密の指定は維持している。 同年中に適性評価を実施した法務省の職員は 7 名であり、適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。また、令和 6 年末時点における特定秘密の取扱業務を行うことができる者は 20 名である。 (4) 主な質疑及び答弁の概要 問、法務省は同省独自に指定した特定秘密を有していないという理解でよいか。 〔令和 8 年 4 月 16 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 法務省が独自で指定した特定秘密は保有しておらず、内閣官房あるいは出入国在留管理庁と共に指定している 1 件のみである。	キ 出入国在留管理庁（令和 8 年 4 月 16 日審査会） (7) 政府参考人からの説明概要 出入国在留管理庁が指定している特定秘密は令和 6 年末時点で 1 件であり、文書件数は 3 件である。 当該特定秘密は令和元年 12 月及び令和 6 年 12 月に有効期間をそれぞれ 5 年間延長した。有効期間の延長に当たっては、特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する要件を満たすかどうかを改めて検討し、同要件を満たすと判断したため、延長を決定した。 令和 6 年中に指定又は解除した特定秘密はない。 同年中に適性評価を実施した出入国在留管理庁の職員は 16 名であり、適合事業者の従業者は 0 名である。また、同年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は 49 名である。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。 (4) 主な質疑及び答弁の概要 問 1、令和 6 年中に出入国在留管理庁が適性評価を実施した人数は 16 名である旨の説明があった。これは業務量の急増によるものなのか、理由如何。³⁸ 〔令和 8 年 4 月 16 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 人事異動に即した結果であり、業務の増加に付随しているものではない。特段情勢に変化はない。
---	---

³⁸ 出入国在留管理庁において令和 5 年中に適性評価を実施した出入国在留管理庁の職員は 10 名であり、適合事業者の従業者は 0 名であった。（令和 6 年年度報告書 57 頁参照）

問2. 出入国在留管理庁が指定している特定秘密の取扱いの業務を実際に行っている者の数について説明を受けたが、実際に当該特定秘密に関連する内容に係る訓練を行う場合の関係者の数はもっと多いと考える。当該訓練を行う上で、説明を受けた人数で支障はないのか。

[令和8年4月16日審査会]

〔答弁概要〕

- 当該特定秘密の内容は一定のオペレーションに関するものである。
- (具体的事案が発生した場合のオペレーションのイメージが示され、当該特定秘密の取扱者数で必ずしも実務に影響は生じない旨の説明を受けた。)
- オペレーションに係る様々な訓練は個別に実施しており、実際に発生した場合には状況に合わせたオペレーションで現場は動くため、当該取扱者数で訓練上の支障もないと考えている。

問3. 同庁が保有するいわゆるフラッグリスト³⁹の中には、外国政府から入手した該当者の名前等も含まれていると考える。こうした情報について、特定秘密に指定するべきという意見を有しているわけではないが、指定していない理由は何か。

[令和8年4月16日審査会]

〔答弁概要〕

- 同庁が保有するテロ関連情報は、基本的に他の省庁と若干異なり、個々の外国人の上陸審査等に資するための情報である。
- 具体的には特定の外国人Aを入国させるか否かという、非常に限局された情報であり、そのため当該情報は安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関するものではない。
- テロに関連する外国人は入国させないというのは公知の事実だが、その1名の入国の可否が、安全保障に著しい支障を与えるかどうか

³⁹ 出入国在留管理庁は、過去の審査において「一般論として、いわゆるフラッグリスト情報を保有しており、関係機関から様々な情報の提供を受け、それに基づき上陸審査を行っている。」旨を答えている。(令和4年年次報告書37頁参照)

という点、そこまではないと考えられることから、特定秘密保護法の指定の要件である特段の秘匿の必要性に該当するかには、若干の疑義があり得る。

● いずれにせよ、いわゆるフラッグリスト情報は重要な個人情報には該当し、決して明らかにってはいけない事実であるため、国家公務員法上の秘密として、厳正な管理を行っている。

ク 公安調査庁 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和 6 年中に新たに 2 件の特定秘密を指定した。当該特定秘密は令和 6 年中に外国の政府から提供を受けた情報であり、特定有害活動の防止に関するものが 1 件、テロリズムの防止に関するものが 1 件である。

同年中、14 件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たしている状況に変化はなかったため、有効期間を 5 年間延長した。

同年中、指定を解除した特定秘密はない。

同年中、適性評価を実施した職員の数は 68 名である。適性評価対象者による不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも 0 件であり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者はいなかった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減等を含めた保有状況等について説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 外国の政府から特定有害活動又はテロリズムに関して提供を受けた情報に係る特定秘密文書の件数の変動は、どのような事情によるものか。

〔令和 8 年 4 月 16 日 審査会〕

〔答弁概要〕

- (当該特定秘密文書の件数の変動の背景について説明を受けた。)
- 当該特定秘密文書の件数の変動は、特定秘密保護法の指定の 3 要件の該当性に従い厳密に取り扱った結果である。

問 1-2. 政府内の業務分担の変更等により、当該特定秘密文書の件数が変動したということはないか。

〔令和 8 年 4 月 16 日 審査会〕

〔答弁概要〕

- (本質問と特定秘密文書件数の変動との関係について説明を受けた。)

ケー① 外務省 (大臣官房)

(令和 7 年 11 月 18 日、12 月 12 日、令和 8 年 3 月 26 日 審査会)

(7) 特定秘密の指定の在り方に関する審査会意見等の検討結果の報告

(令和 7 年 11 月 18 日)

外務省は、令和 6 年審査会意見において、対象期間を区切って指定していない特定秘密について、期間を区切って指定することができないか改めて検討の上、審査会に報告できるようにすることを求められていた⁴⁰。当該意見を受けて外務省として再検討した結果、令和 5 年末時点において指定している 44 件の特定秘密のうち、対象期間を区切って指定していない特定秘密 8 件については、審査会からの指摘を踏まえ、令和 7 年末を対象情報の期間を区切った上で、令和 8 年以降、新たな指定を行う場合は対象情報の期間を年ごとに区切って指定することとした。

なお、全 44 件のうち、31 件は期間を区切った指定であり、残りの 5 件は特定秘密保護法の趣旨に照らして期間を区切らなくともよいと解されるものである⁴¹。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 期間を区切って指定する形に改めることは審査会として指摘したことであり評価する。今後の特定秘密に関する委員の判断に関わるため、今後の判断に至った経緯を教えてください。

〔令和 7 年 11 月 18 日 審査会〕

⁴⁰ 外務省は令和 7 年 4 月 17 日の審査会において、保有する前定の期間を区切っていない特定秘密 8 件について、以下の観点から改めて精査を行うとしていた。①期間を区切ることの可否を再度確認し、可能なものがあれば適切な指定へ改める。②区切ることができない場合、当該特定秘密に係る説明を工夫すること、理解を促されるよう努める。③当審査会の場においては、特定秘密の内容だけでなく、文書件数の削減等についての説明も行う。(令和 6 年 年次報告書 71 頁参照)

これを受けて、令和 6 年審査会意見では、速やかに検討を行い、審査会の場で報告を行うことがきる状態にすることを求めていた。(本報告書 121 頁参照)

⁴¹ 特定秘密保護法第 14 条の運用基準においては、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述等は期間を区切るなどとして、適切に管理できるよう記すものとされている。(運用基準 (特定秘密) II 3 (3))

〔答弁概要〕

- 当該8件の特定秘密は、年ごとに期間を区切った場合、相手方とのやり取りの時期や頻度等が明らかとなる等の懸念があるため、期間を区切らずに指定してきた。
- 他方、委員からは、そうした対応は国民の知る権利や審査会の意義とのバランスの観点から問題がある旨指摘を受けていた。
- 審査会の指摘を重大に受け止め、省内で議論をした結果、今般、このような判断としたところである。

問1-2. 案件にもよるが、交渉相手国との対応といった手の内が分かってしまうおそれがあったとしても、期間を区切った指定をして管理すると理解してよいか。

〔令和7年11月18日審査会〕

〔答弁概要〕

- 案件ごとに判断したいと考えている。
- 当該8件の特定秘密については、特定秘密に該当する情報が出現した場合には基本的に期間を年ごとに区切って管理していくことになる。

問2-1. 今後は期間を区切った指定とすることについては評価したい。ただし、これまでに指定した特定秘密は期間が区切られていないままである。その中から特定秘密でなくなる文書が出てくる可能性もあるが、その実態は不明瞭である。過去に遡って年度ごとに細分化して指定することは考えなかったのか。

〔令和7年11月18日審査会〕

〔答弁概要〕

- 現時点ではこれまで指定した特定秘密についてはこのままとしたい。
- ただし、今後の指定の解除あるいは公開の可能性という観点から言えば、行政文書の作成又は取得から30年以上が経過したものの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として特に重要なものは、い

わゆる外交記録公開の対象になるため、指定の解除された特定秘密も外交記録公開の対象となり得る。

- そうした中で情報公開や国民の知る権利との関係にはできるだけ配慮していきたいと考えている。

問2-2. 特定秘密文書の作成された年は明らかであるから、物理的に期間を区切ることが可能である。過去の特定秘密についても期間を区切る方が分かりやすいのは間違いないので、次回の審査会までに検討してほしい。

〔令和7年11月18日審査会〕

〔答弁概要〕

- 引き取らせていただく。

→「17-①(ウ)主な質疑及び答弁の概要」(令和7年12月12日審査会)で改めて回答

問3. 過去の審査会の議論では、期間を区切ることができない場合、当該特定秘密に係る説明を工夫することで、理解を得られるよう努めること、また、文書件数の増減等についての説明も行うこと⁴²となっているが、期間の区切りのない過去の特定秘密の説明については今後どのように工夫するのか。

〔令和7年11月18日審査会〕

〔答弁概要〕

- 今後の審査会の場において、文書数の増減等も含め、外務省全体の状況は大臣官房から、詳細は各部局から丁寧に説明する。
- 委員の指摘を踏まえ、期間を区切ることのできない特定秘密についてどのような説明が可能か検討する。

⁴² 附注40②、③参照

(7) 政府参考人からの説明概要 a 外務省全体（令和 7 年 12 月 12 日、令和 8 年 3 月 26 日審査会） 外務省は、令和 6 年末時点において 44 件の特定秘密を指定している。令和 6 年中に新たに指定した特定秘密は 1 件であり、国際情報統括官組織が指定したものである。 同年中に指定を解除した特定秘密は 1 件であり、大臣官房が指定する公衆網の秘匿用暗号に関するものである。 有効期間を延長した特定秘密は 33 件であり、有効期間を満了した特定秘密はない。 外務省全体では、同年中に 368 件の適性評価を実施した。その内訳は、職員が365 件、適合事業者が 3 件である。評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は 1 件であり、同意の取下げ及び苦情の申出はそれぞれ 0 件であった。 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は 1,461 名である。その内訳は、職員が 1,424 名、適合事業者の従業者が 37 名である。 また、外務省における特定秘密の指定や管理の在り方に対するの審査会の指摘等を踏まえた当省における特定秘密の今後の扱い全般について説明する。 まず、制度面として、秘密区分の見直しを実施中である。重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、従来の秘密区分（特定秘密・極秘・秘）に重要経済安保情報が加わったことから、秘密情報をより万全に管理するため、極秘及び秘を廃止して外務秘に一本化し、特定秘密・重要経済安保情報・外務秘の 3 区分に改定した新制度の試行を開始している⁴⁹。なお、外務秘を取り扱うための新たなクリアランス制度（外務秘適格性評価）について、申請の受付を既に開始しており令和 10 年の本格導入に向け準備を進めている。 加えて、ソフト面として、情報保全教育の拡充・徹底を行うとともに、年 2 回以上行っている保護状況の定期検査、年 1 回以上行っている指定理由の点検等の各種検査の拡充・徹底も引き続き図っていくこととしている。 ⁴⁹ 明注 10 参照	そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減を含めた保有状況等について詳細な説明がなされた。 b 大臣官房（令和 7 年 12 月 12 日審査会） 大臣官房が指定している特定秘密は令和 6 年末時点で 3 件であり、これらは全て暗号に関する情報である。令和 6 年中、当該特定秘密の指定の有効期間を 5 年間延長した。 同年中、公電の秘匿等に用いる暗号に関する特定秘密を 1 件解除した。これは、装置の運用を終了し、暗号が全て廃棄され、その暗号技術を他の暗号へ応用しないことを省内で確認したため、指定を解除したものである。 同年中、新たに指定した特定秘密はなく、有効期間の満了を迎えたものもない。 (1) 主な質疑及び答弁の概要 問 1. 前回の審査会において、期間の区切りのない特定秘密 8 件について、今後、当該特定秘密を指定する際には年ごとに期間を区切って指定する方法に改め、過去の特定秘密についても改めて期間を区切ることができるか検討するとの説明があったが、その検討状況如何。 [令和 7 年 12 月 12 日審査会] 〔答弁概要〕 ●（今後の当該特定秘密の期間の区切り方の検討状況について説明を受けた。） ● そのような状況を踏まえ、引き続き検討課題とさせていただきたい。 問 2. 期間の区切りのない特定秘密について、前回の審査会において少なくとも今後は年ごとに区切って指定すると答弁していた。今回の検討状況についての説明は全く受け入れられないが、外務省の見解如何。 [令和 7 年 12 月 12 日審査会]
--	---

〔答弁概要〕 ● 今後、年ごとに区切って指定するかどうかからないと申し上げているつもりはない。 ● (今後の当該特定秘密の期間の区切り方の検討状況について説明を受けた。) ● 今後についてはしっかり検討し対応する。 問3. 特定秘密の指定の期間を区切ることにより生じる懸念について、委員の理解に資するよう、架空の事例を用いて具体的に説明してほしい。 〔令和7年12月12日審査会〕 〔答弁概要〕 ● (特定秘密の指定の期間を区切ることで生じる懸念について、具体的な説明を受けた。) 問4. 外務省の一部の特定秘密は、指定書の記載等を確認してもどのような情報が指定されているのか判別できない状況であると指摘してきた。特定秘密の指定全体の話では分りにくく、審議が形骸化してしまう懸念があるため、個々の特定秘密の内容を説明することは可能か。 〔令和7年12月12日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 各部署のセッションにおける議論の際には、各部署から可能な限り丁寧に個別の特定秘密について説明し対応する。	問5. 当審査会は昨年の意見において、「特定秘密の概要」の記載等が具体性に欠けるものについて、具体的な内容がある程度想起されるように説明する旨指摘している⁴⁴。一方で、公表の仕方には工夫の余地があり、想起されてはならない内容もあると思う。 外務省の特定秘密は外国政府及び国際機関を「外国の政府等」と整理しているものが多いが、国に準ずる組織も含め「外国の政府等」としているのか。 特定秘密を別途指定するよりも同一の特定秘密のハコに入れる方が、国に準ずる組織の場合はハレーションが起きないと考えるが、外務省の見解如何。 〔令和8年3月26日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 概要の記載を具体的な内容がある程度想起されるような記述に改めるようにし、これが困難な場合、審査会の場で各部署から内容について可能な限り丁寧に説明していきたい。 ● (「外国の政府等」と記述する場合の考え方について説明を受けた。) 問6-1. 作成から30年を超える特定秘密文書が解除されずに指定の有効期間を延長しているが、延長するに当たっての省内における判断の仕組み如何。 〔令和7年12月12日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 毎年最低1回以上、指定の理由が3要件に合致しているか点検している。 ● 特に指定の延長等の際には、大臣まで決裁を上げて意思決定する仕組みとなっている。
--	--

⁴⁴ 本報告書121頁参照

問6-2. 外交に関する秘密文書の公開の是非については、省令に基づき第三者も入れて判断している。特定秘密の指定の有効期間の延長や特定秘密に指定されていた情報の公開については、どのような規定に基づき判断しているのか。

〔令和7年12月12日審査会〕

〔答弁概要〕

- 例えば外交記録公開は、省令に基づき政務レベルの省や外部有識者が入って決める仕組みがある。
- 特定秘密の運用については政府の統一的な運用基準があり、それに基づいて保護状況の定期検査、指定理由の点検を行い、その結果を大臣まで決裁を上げて意思決定している。

問6-3. 日露平和条約交渉に係る特定秘密については、交渉が継続している間は秘匿するという考え方に賛同する一方で、政策的に公開すべきとなるタイミングも出てくるかもしれない。公開する場合、どのような整理で公開することになるのか。指定の3要件との関係をどのように整理するのか。

〔令和8年3月26日審査会〕

〔答弁概要〕

- 外務省内において、特定秘密の指定の継続について定期的に検査しており、指定の3要件に該当するかどうかを厳しく判断している。判断に当たっては、外交上秘匿しなければ国益を損ないかねない情報は保全すると同時に、当該情報を継続して特定秘密に指定しておくことが適切なのかどうかの見直しも不断に行っている。

問7. 特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法には罰則規定がある⁴⁵。他方、今回新設された外務秘の罰則及びその根拠法令如何。また、外務秘を新設するに当たっての考え方如何。

〔令和8年3月26日審査会〕

〔答弁概要〕

- 外務秘の漏えいの罰則は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金としている。根拠法令は国家公務員法第109条に該当する。
- （外務秘を新設するに当たっての手続及び考え方について説明を受けた。）

問8-1. 外務省だけに聞くことではないが、特定秘密や重要経済安保情報を故意又は過失により漏えいした者又は不適正に取り扱った者に対する罰則及び懲戒処分処分量定について、各省庁間で整合性が取れているのか。また、それらは明文化されているのか。

〔令和8年3月26日審査会〕

〔答弁概要〕

- 外務省のみならず全政府的な取組として、漏えいや不適正な取扱いが起きた場合の罰則等の平仄を取りつつ、それぞれの秘密や秘匿度のレベルに応じて横串を通した対応をしていくことは非常に重要であると、外務省としては認識している。

問8-2. 特定秘密や重要経済安保情報を故意又は過失により漏えいた者又は不適正に取り扱った者に対する罰が刑事罰となるのか行政罰となるのか、処分量定を決定するにあたっての判断基準は、特定秘密管理者として処分を受ける場合も含めて明確にしておくべきではないか。

〔令和8年3月26日審査会〕

⁴⁵ 例えば、特定秘密の取扱いの業務に従事する者が特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑又は倍率により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処し（特定秘密保護法第23条第1項）、重要経済安保情報取扱いの業務に従事する者が重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（重要経済安保内閣府用法第23条第1項）とされている。

〔答弁概要〕 ● 例えば刑事罰としての拘禁刑あるいは罰金が必要な場合と、そこまで至らないが行政的な措置として、戒告あるいは減給が相当か、減給であれば何か月の減給が相当なのか、職務停止が必要なのかといったところについて、それぞれの秘密情報の秘匿度に応じて各省庁の横串を通した対応を取っていくことは非常に重要だと考えている。 ● 外務省では厳しい運用をしているが他省庁はそうではない、またはその逆も起こり得る状況だと政府全体の情報管理体制に穴が生じ情報漏えい等が起きかねないので、行政的な措置についても横串を通していくことが非常に重要だと考えている。 問9. 外務秘の新設により、これまで極秘に該当していた秘匿度の高い情報はどのように整理されたのか。極秘の中には重要経済安保情報よりも秘匿度の高い情報があり得ることだが、重要経済安保情報に整理されるものと特定秘密に整理し直したものはあるのか。 〔令和8年3月26日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 極秘のうち、重要経済安保情報で区分けされる情報もあると思われるし、かつては極秘で扱っていたが重要経済安保情報でも特定秘密でもない情報については、外務秘として扱うものと思われる。 問10. 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる職員の数と実際に特定秘密の業務を行っている職員の数に差がある理由如何。 〔令和7年12月12日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 特定秘密を取り扱う資格を持っている者の数と実際に特定秘密を取り扱っている部署に配属されている者の数は異なるため、差が生じている。	問11. 評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった場合のその者の取扱い如何。 〔令和7年12月12日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 適性評価を受けることに対する不同意であるから、その者は特定秘密を取り扱うことはできない。 ● 適性評価を受ける際には、借入れの状況等かなり立ち入った質問事項や面談があることから、評価対象者は適性評価を受けないと断ることはできる。ただし、資格は得られないので特定秘密を取り扱う業務はできない。 ○委員からの指摘事項等 ● 特定秘密文書について、重要な部分は丁寧に説明されるべき旨指摘がなされた。 ● 期間の区切りのない特定秘密を過去に遡って区切ることに対する外務省の見解について確認がなされた。 ● 外務省には、特定秘密の概要の具体性を引き続きより明確にする努力を求める。 ● 期間の区切りのない特定秘密8件について、今後は期間を区切るという方向感が示されたことから、その実現のために知恵や工夫をこらして対応してほしい。 ● 過去の特定秘密に関しても期間を区切ることができるかももう一度精査を行い、その上で区切ることが難しいのであれば、より分かりやすい形で当審査会へ説明するよう努力を求める。そうした形で過去の特定秘密の期間を区切ることについて、引き続き検討を求める。 ● 特定秘密及び重要経済安保情報を故意又は過失により漏えいした者又は不適正に取り扱った者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分の処分量定について、各府省庁において統一的な基準に基づき対応となっているか、審査会の課題として政府に対し回答を求める⁴⁶。
--	--

⁴⁶ 本報告書15頁参照

ケー② 外務省（総合外交政策局）（令和 7 年 12 月 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和 6 年末時点で 4 件である。その内訳は、①我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議に関する情報、②平成 28 年中に国際テロリズムに関して総合外交政策局の情報源になった者などに関する情報、③平成 28 年中に国際テロリズムに関して外国の政府又は国際機関から提供された情報に関する情報、④我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報である。

同局が指定する特定秘密のうち、期間を区切っていない①については、審査会からの指摘を踏まえ、令和 7 年末で対象情報の期間を区切った上で、令和 8 年以降、新たな指定を行う場合は、基本的に対象情報の期間を年ごとに区切って指定することとした。

令和 6 年中、①の指定の有効期間を 5 年間延長した。

同年中、新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したもの、有効期間の満了を迎えたものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減を含めた保有状況等について説明がなされた。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問. 令和 6 年中、総合外交政策局は「我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議に関する情報」の指定の有効期間を 5 年間延長した。延長期間を 5 年とした理由如何。

〔令和 7 年 12 月 12 日審査会〕

〔答弁概要〕

- 当該特定秘密がいつまで有効か不明確である等、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を 5 年とするとの運用基準の規定⁴⁷に従い、5 年とした。

⁴⁷ 運用基準（特定秘密）11 4 (2)

ケー③ 外務省（アジア大洋州局）（令和 7 年 12 月 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和 6 年末時点で 3 件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、②拉致問題に関する情報、③東シナ海の領域保全に関する情報である。

当該 3 件の特定秘密については、審査会からの指摘を踏まえ令和 7 年末で対象情報の期間を区切った上で、令和 8 年以降、新たな指定を行う場合は対象情報の期間を年ごとに区切って指定することとした。

令和 6 年中、当該 3 件の特定秘密の指定の有効期間を 5 年間延長した。

同年中、新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したもの、有効期間の満了を迎えたものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減を含めた保有状況等について詳細な説明がなされた。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 令和 6 年 12 月に、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で出入境管理に関する協力覚書⁴⁸が交わされた。

同覚書により、台湾を経由し、日本に入国する外国人について、有事の際に日本国内の治安に悪影響を及ぼすおそれがある人物等がいまいかさクリーニングできるようになる旨報じられている。同覚書に関する外務省の見解如何。また、同覚書に基づき、外務省はどのような立場で情報共有するのか。

〔令和 7 年 12 月 12 日審査会〕

〔答弁概要〕

- 両協会の間で交わされた協力覚書は承知している。本件について、一義的に回答するのは、出入国在留管理庁が適当と考える。
- その上で、同覚書は、日本の出入国在留管理庁と台湾の移民署が法令に基づいて実務的な協力を行うために作成したものと承知している。

⁴⁸ 「出入境管理に係る事項に関する情報共有に関する協力覚書」（令和 6 年 12 月 18 日署名）なお、同覚書の内容は非公表。（日本台湾交流協会 JHP）

- 出入国在留管理庁から協力要請があった場合には、外務省として必要な協力を行う性質のものと理解している。

問1-2. 外務省として、同覚書に積極的には関与しないという理解でよいのか。日本国内の治安に悪影響を及ぼすおそれのある人物等について、外務省が把握している情報を共有することはない、と解してよいのか。

〔令和7年12月12日審査会〕

〔答弁概要〕

- 一般論として、外務省は出入国在留管理庁との間で日頃から出入国管理について、様々な情報共有を行っている。その場合の窓口はアジア大洋州局のような地域局ではなく、領事局となる。
- 台湾という特殊性はあるものの、こうした一般的な枠組みの中で台湾も取り扱うことになると思われる。

ケー④ 外務省（北米局）（令和7年12月12日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和6年末時点で2件である。

その内訳は、①2007年8月10日に署名された日米 GSOMIA（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する情報、②日米安全保障協議委員会（「2＋2」）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報である。

当該2件の特定秘密については、審査会からの指摘を踏まえ令和7年末で対象情報の期間を区切った上で、令和8年以降、新たな指定を行う場合は対象情報の期間を年ごとに区切って指定することとした。

令和6年中、当該2件の特定秘密について、指定の有効期間を5年間延長した。その理由は、我が国を取り巻く安全保障環境の改善等に事情変更がなく、法別表に該当するとともに、公になることを前提としておらず、米国との信頼関係や我が国の情報保全体制への信用維持等の観点から特に秘匿することが必要であるためである。

同年中、新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したもの、有効期間の満了を迎えたものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減を含めた保有状況等について詳細な説明がなされた。

（1）主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 日米安保協力に関する検討、協議等に関する特定秘密の中に、日米合同委員会の議事録等は含まれているのか。

〔令和7年12月12日審査会〕

〔答弁概要〕

- 現時点において、特定秘密に指定されている日米合同委員会の合意は存在しない。

問1-2. 北米局が指定している2件の特定秘密について、それぞれ、どのような傾向の情報があるのか。具体的な内容がある程度想起されるように可能な限り説明されたい。 [令和7年12月12日審査会] 〔答弁概要〕 ● 日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する特定秘密には、日米 GSOMIA の下で米側から我が国に提供された情報等が含まれている。 ● 日米安保協力に関する検討、協議等に関する特定秘密には、日米間で定期的に行っている協議などに関する米国との機微なやり取りの身が含まれている。 ● 一例として、日米同盟のより円滑な運用のため、抑止力、対応力の強化を図るためのやり取りを行っている。 問2-1. 日米間の議論の中で非開示にするという双方の合意がなされ、特定秘密に指定された情報もあるのか。 [令和7年12月12日審査会] 〔答弁概要〕 ● 情報の内容の性質上、米国側が非常に高いレベルの情報保全を求めているものが多数存在する。 ● そうした情報について、指定の3要件に合致するかを確認し、特定秘密に指定している。 問2-2. 特定秘密の指定と米国が求める非開示の要請についての関係性如何。 [令和7年12月12日審査会] 〔答弁概要〕 ● 日本側は特定秘密について、特定秘密保護法に基づきその情報が3要件に該当するかについて、厳しく審査した上で特定秘密に指定している。	● 米国側でも同種の情報について、非常に厳しい情報保全を必要としているので、互いに同じレベルで秘密文書の保管をしている、と言える。 問2-3. 米国から提供された情報や米国との協議に関する特定秘密の解除及び開示時には、米国側と事前に協議し、明示的に合意しておく必要があるのか。 [令和7年12月12日審査会] 〔答弁概要〕 ● 同特定秘密の開示に当たっては、基本的にそうした手続が必要になる。
--	--

ケ-⑤ 外務省（欧州局）（令和7年12月12日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和6年末時点で1件であり、日露平和条約締結交渉に関する情報である。

当該特定秘密については、審査会からの指摘を踏まえ令和7年末で対象情報の期間を区切ることとした。

令和6年中、当該特定秘密について、指定の有効期間を5年間延長した。その理由は、この情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国が実施する施策や取組などに関する計画、方針及び措置などが露見し、対抗措置が講じられたり、交渉が不利になったり若しくは困難になるとともに、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあると考えられるためである。このため、引き続き、特定秘密の要件を満たしているものと考えている。

同年中、新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したもの、有効期間の満了を迎えたものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減を含めた保有状況等について詳細な説明がなされた。

（4）主な質疑及び答弁の概要

問1. 日露平和条約締結交渉の進捗状況及び同特定秘密文書の増減状況如何。

〔令和7年12月12日審査会〕

〔答弁概要〕

- ロシアによるウクライナ侵略に対し、我が国は欧米や同志国と連携して対露制裁を行った。これに対し、ロシア側が一方的に日露平和条約締結交渉を凍結する旨表明しているが、我が国としては様々な働きかけを行っている。
- （当該特定秘密文書の増減状況について説明を受けた。）

問2-1. 日本は、NATOやウクライナ、英国等の複数の欧州諸国と情報保護協定を結んでいる。同協定に基づき得られた機微な情報は、どのような秘密区分で整理されているのか。特定秘密の指定の枠組みは使用していないのか。

〔令和7年12月12日審査会〕

〔答弁概要〕

- 日本は、NATOや複数の欧州諸国から情報保護協定に基づき、日々情報提供を受けている。
- その中にはウクライナ侵略に関する情報など相当機微な情報が含まれており、外務秘の秘密区分に該当するものも含まれている。
- 他方、これまでに欧州局として、NATOや欧州諸国から特定秘密に指定すべき情報の提供は受けていない。
- 今後も、様々な情報提供を受けるので、その際は特定秘密の3要件と指定書に照らし、個別の文書単位で特定秘密への指定の可否を検討していく。

問2-2. ウクライナとの情報協力や英国等との戦闘機の共同開発も行われているにもかかわらず、特定秘密を新規指定していないことについて、欧州局はどのように考えるか。

また、近時、欧州諸国とは ACSA⁴⁹の締結もなされているが、同協定に基づく機微な情報のやり取りは生じていないのか。

〔令和7年12月12日審査会〕

〔答弁概要〕

- NATOや複数の欧州諸国との間で幅広い組織が協力関係にあり、軍事協力や情報協力を行っている。
- ACSA等の国際約束を締結するに当たっては、外務省の各地域局が主たる担当となって相手国と交渉を進める。しかし、ACSAに基づく実際の協力は、相当程度、防衛省と相手方の国防関係者との間で行われる。
- 各地域局としても、情報提供等がある場合にはなるべく判断する。

⁴⁹ ACSAとは、自衛隊と他国軍隊の間において、物品・役務を相互に提供する場合の枠組みを定める協定である。欧州諸国との間では、一例として日本とドイツの間で日・独物品役務相互提供協定（日独ACSA）が発効（令和6年7月12日）している。（外務省HP参照）

ケー⑥ 外務省（領事局）（令和 7 年 12 月 12 日審査会）

政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和 6 年末時点で 1 件である。これは、国外における武力紛争等の大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針に関する情報である。

当該特定秘密については、審査会からの指摘を踏まえ、令和 7 年末で対象情報の期間を区切った上で、令和 8 年以降、新たな指定を行う場合は対象情報の期間を年ごとに区切って指定することとした。

令和 6 年中、当該特定秘密の指定の有効期間を 5 年間延長した。その理由は、今後も関係国との協力方針が有効であり、引き続き当該特定秘密を秘匿する必要があるためである。

同年中、新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したもの、有効期間の満了を迎えたものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の増減を含めた保有状況等について説明がなされた。

ケー⑦ 外務省（国際情報統括官組織）（令和 7 年 12 月 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和 6 年末時点で 30 件である。その内訳は大きく分けると 3 種類あり、①外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供があった情報に関するものが 11 件、②衛星情報に関するものが 11 件、③内閣情報調査室から提供を受けた情報に関するものが 8 件である。

令和 6 年中に新たに指定した特定秘密は 1 件である。これは、①外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報に関するものである。これらの情報の漏えいが生じると、情報の提供元との信頼関係、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、情報協力の存続、進展に重大な支障が生ずることになるため、特に秘匿する必要があるからである。

同年中、22 件の特定秘密について、指定の有効期間を 5 年間延長した。有効期間が満了したため、改めて指定理由を点検したところ、引き続き指定要件を全て満たしていたためである。

新規指定及び指定延長した特定秘密の有効期間は、いずれも 5 年としている。指定要件を満たさなくなる場合というのは、例えば、提供元から当該情報について特定秘密としての取扱いを解除するよう要請を受ける、あるいは提供元において当該情報が公開されるといった状況が考えられるが、これらの時期を予断することができず、有効期間を年数により設定することが困難であるため、運用基準に従い、5 年と定めたものである。

同年中、当組織において、指定を解除した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 国際情報統括官組織は外国の政府等から提供があった情報や衛星情報に関する情報を指定している。当該特定秘密は、デジタルデータ及び紙媒体で保管しているのか。

[令和7年12月12日審査会]

〔答弁概要〕

- (国際情報統括官組織が保管している特定秘密文書の管理状況について説明を受けた。)

問1-2. 国際情報統括官組織は、デジタルデータ及び紙媒体、いずれも含めて、特定秘密の指定を解除したことがあるのか。特定秘密の指定を解除し、当該情報に係るデジタルデータを廃棄する場合の処分方法如何。

[令和7年12月12日審査会]

〔答弁概要〕

- デジタルデータ及び紙媒体、いずれも含めて、特定秘密の指定を解除したことはない。今後、デジタルデータを廃棄する必要が生じた場合は、保管時と同様の厳格な管理体制で適切に廃棄していくことになる。

問2. 外務省全体の指定に係る特定秘密の概要を確認したところ、例えば、欧州局には日露関係の特定秘密がなく、北米局やアジア大洋州局にはそれぞれカナダや豪州に関する特定秘密がない。米国以外の極めて重要な外交関係を結ぶ国々と特定秘密に該当する情報のやり取りがないように見受けられるが、これらの国々との情報協力状況如何。

[令和7年12月12日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房)

- 今後は各地域局においても諸外国との情報交換を本格的に強化、促進したいと考えており、外務秘の導入や、これまで特定秘密を取り扱ってこ

とのない部署に対する特定秘密制度に関する教育及び省内の横断の連携を強化して、外務省全体として情報分野での取組を一層高めてまいりたい。

問3. 我が国と相手国との間でやり取りされた特定秘密に該当する情報は、両国において同等レベルの取扱いがなされているか。

[令和7年12月12日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房)

- 同等のレベルで取り扱われるものと理解している。それぞれの国内法があり、我が国では特定秘密の指定の3要件に基づき該当性判断を行うこととなる。
- 原則論として、相手国で最高レベルとして取り扱われていれば我が国でも同等に最高レベルとして取り扱うという考え方は当然持っている。

問4. 令和6年中に国際情報統括官組織が新規指定した「外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報」について、情報提供元の国及びそれぞれの国から提供された情報の内容及び件数如何。例えば、情報保護協定を結ぶ欧州の国から提供された情報の有無、提供された情報があるのであれば、どのような内容であるのか説明されたい。

また、情報保護協定の締結が関係国との情報協力にもたらした効果如何。

[令和7年12月12日審査会]

〔答弁概要〕

- (具体的にどの国からどのような情報を提供されているかについては、先方との関係があるため答弁が困難であるとの前提の下、諸外国とのやりとりの概要について説明を受けた。)
- どのような情報がそれぞれ何件あるか詳細に申し上げることはできないが、世界的に関心を集める事項に係る情報が多い。
- 情報保護協定があることによって、提供した情報が日本側できちんと管

理されることが制度的に担保されていることが明確になるため、諸外国とのやりとりにおいて肯定的に作用している。

問5. 当審査会において外務秘をチェックすることは可能か。

[令和 7 年 12 月 12 日 審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房)

- 情報監視審査会の所掌は、特定秘密の適正な管理及び指定の管理ということで承知しているので、外務秘そのものをチェックすることにはなっていないものであると理解している。
- 一方で、特定秘密の適正な管理等を調査する審査会における質疑応答を通じて様々な説明を行う局面はあるのではないかと考えている。

ロ 経済産業省 (令和 8 年 4 月 28 日 審査会)
政府参考人からの説明概要

経済産業省において指定している特定秘密は、令和 6 年末時点で 4 件である。

これらはいずれも、平成 26 年の特定秘密保護法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報を指定したものである。それ以降、新たな特定秘密の指定や解除は行っていない。

当該特定秘密 4 件は令和 6 年中に指定の有効期間の満了時期を迎えるため、指定の理由の点検等を行った。その結果、当該特定秘密文書の原本を保有する内閣官房が指定を延長している中で経済産業省が指定を解除することは、当該特定秘密の内容を了知している同省職員の適切な情報管理の継続を難しくするため、指定の維持が必要であると認められ、令和 6 年中に指定の有効期間を 5 年間延長した。

また、これら特定秘密に係る特定秘密文書については令和 3 年中に全て廃棄しており、現時点においては保有していない。
令和 6 年中に実施した適性評価件数は 62 件であり、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は 0 件であった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

㏻ 海上保安庁（令和8年4月28日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

海上保安庁において、令和6年末時点で指定している特定秘密は25件である。その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が3件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が11件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が11件である。令和6年中に新たに指定した特定秘密は③の1件である。

令和6年末までに指定を解除した特定秘密はない。

令和6年中、18件の特定秘密について指定の有効期間を延長した。そのうち、14件の特定秘密は5年間、4件の特定秘密は3年間、それぞれ指定の有効期間を延長した。

同年中、指定書の記載事項の変更はなかった。

海上保安庁が同年中に実施した職員に対する適性評価の実施件数は、234件であり、適合事業者の従業者に対する適性評価の実施件数は0件である。同年中に、適性評価の対象者が同意をしなかった件数、同意を取り下げた件数、苦情の申出の件数はいずれも0件であった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問、海上保安庁は、シーガーディアアン⁹⁰を警戒監視及び犯罪捜査に活用している。犯罪捜査の中でシーガーディアアンが収集した情報についても、特定秘密の指定の3要件に該当すれば指定されると考えるが、これまでにそのような事例はあったか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- いわゆる無操縦者航空機のシーガーディアアンは、海上における密漁の取締りや海難発生時における捜索、災害発生時の状況確認等の業務に応じ、現場第一線で活躍する海上保安官に対し、各種情報をリアルタイムで共有して迅速かつ的確な業務遂行に寄与している。
 - シーガーディアアンが収集する主な情報には、監視対象船舶の動静や外観上の特徴等の断片情報等がある。
 - そうした個々の断片情報をもってその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるとまでは言えないとの判断から、現時点ではシーガーディアアンが収集した情報を特定秘密に指定していない。
 - 一方で、シーガーディアアンによる収集情報を蓄積し、ほかの断片情報等と突き合わせて分析することによって機密性の高い情報になり得るとの認識は持っている。
 - 今後、各情報の分析を行う中で、特定秘密として指定すべき情報が想定されれば、特定秘密の指定の方法を含めて検討していきたい。
- 委員からの指摘事項
- 海上保安庁の審査会への提出資料に記載された表記について、より正確な文言に改めるよう指摘がなされた。

⁹⁰ 機体は米シネラル・アトミクス社製の無操縦者航空機。我が国周辺海域の監視警戒業務・事業対応（海難・災害対応）等を飛行内容としている。就航可能時間が24時間以上と長く、最新鋭のレーダーやカメラなどの監視装置で取得したデータをリアルタイムで地上で確認できる。（海上保安庁資料「無操縦者航空機運用概要」及び「かいほシステム」92号（2023年春）参照）
同庁では令和4年10月から1機の運用を開始し、令和5年5月からは3機による24時間365日の海洋監視体制を構築した。令和8年3月からは新たに2機増強し、5機体制での運用を開始している。（海上保安庁HP「無操縦者航空機5機体制の運用開始について」参照）

シー① 防衛省 (防衛政策局) (令和7年12月12日、令和8年5月19日審査会) (7) 特定秘密に係る情報保全事業について (令和7年12月12日審査会) 令和6年12月の防衛省における特定秘密に係る情報保全事業の公表以降、新たに確認された情報保全事業について調査が終了したので、令和7年中に予定している公表に先立ち、事業の概要及び再発防止策等について報告する。 (特定秘密に係る情報保全事業の概要等) 今般調査が終了したのは、以下の7事案11件である。いずれの事案も特定秘密の部外者への漏えいは確認されていない。 ①陸上自衛隊第36普通科連隊及び第7特科連隊のそれぞれにおいて、適性評価の有効期限切れの者を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱った事案 ②航空自衛隊第11高射隊において、適性評価の有効期限切れの者など4名を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事案 ③航空自衛隊偵察航空隊第502飛行隊において、特定秘密の取扱いが認められている電子計算機(システム)から特定秘密文書を添付したメールを誤って特定秘密取扱職員に指定されていない者に送信した事案 ④情報本部において、特定秘密の取扱いが認められていないシステムで特定秘密の情報を含むデータを添付したメールを送信した事案 ⑤陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第109教育大隊及び航空自衛隊第1航空団のそれぞれにおいて、特定秘密文書の不適切な管理により所定の手続を経ることなく廃棄された事案 ⑥航空自衛隊第23高射隊及び第19高射隊において、特定秘密である暗号規約を機器の操作ミスにより消去した事案 ⑦海上自衛隊の潜水艦「せいりゅう」の隊員が特定秘密の内容を含む手書きの資料がつけられたフタイルを自宅に保管していた事案 →事案の概要等の詳細については、参考資料Ⅴを参照	このほか、調査に着手して間もない特定秘密文書の誤廃棄に関する事案が2件ある。海上幕僚監部及び海上自衛隊艦艇情報群作戦情報隊において、特定秘密文書を所定の手続を経ることなく廃棄していたことが判明したものである。全容が解明できたところを改めて報告する。なお、関係者への処分については、今後、本調査結果を踏まえ、厳正に行うこととしている⁵¹。 (今般の事案を踏まえた今後の再発防止策) 現在、防衛省において、令和6年末に策定した各種の再発防止策及び令和7年3月の特定秘密漏えい事案等に係る再発防止に因する有識者会議の中間提言を踏まえ、再発防止策を進めている。これまでの再発防止策への取組及び今般の事案を踏まえ、現在検討している再発防止策について説明する(【資料】参照)。 第一に、ヒューマンエラーを局限するため、令和11年度に予定している総合秘密保全システムの導入に先立ち、令和8年度より特定秘密取扱職員名簿を電子的に作成する機能を一部の機関において前倒しで運用できるよう所要の調整を行っている。これにより適性評価の有効期限切れの者を誤って特定秘密取扱職員に指名されることを防止する。 第二に、同中間提言を受け、事業の発生自体を予防するため、令和7年5月以降、現場の隊員が疑問点を相談できる窓口を順次設置している。これにより、事務手続などについて隊員が抱えている不安を払拭し、ミスや誤認を防止する。 第三に、情報保全教育の見直しとして、被教育者のレベルに応じた教育資料を作成して各部隊に配付するとともに、情報保全教育修了後は知識確認試験を実施することなどにより、秘密制度に対する正しい理解の浸透や厳格な規範意識の醸成を図っている。今般の事案や相談窓口へのこれまでの問合せ内容などを教育資料に反映させ、隊員の秘密制度への理解を更に徹底していく。加えて、隊員が手軽に視聴できる教育動画を現在制作しており、今後、情報保全教育の中で活用していく。 ⁵¹ これらの事案のうち密蔵手続が完了した事案について、令和7年12月26日時点で、合計19名(停職6名、減給2名、戒告5名、訓戒6名)の懲戒処分等が行われた。
--	--

このほか、適性評価の有効期間を記載可能とするための各機関の特定秘密取扱者名簿の様式の変更や、特定秘密文書等を保管する目的以外での可搬記憶媒体の使用の原則禁止など、所要の規則改正を行った。最後に、国防という重要な任務を担っているにもかかわらず、今回のような多数の事案が確認されたことを防衛者として重く受け止め、深くお詫び申し上げるとともに、情報保全について更に徹底を図っていく。

〔資料〕令和7年12月に公表した再発防止策

今後の事案を踏まえた今後の再発防止策

- 今回の事案の発生原因は、主に担当者等の理解や確認の不足及び不注意等によるものであったが、違法精神の欠如といえる事案もあった。
 - 今後も令和6年12月に策定した再発防止策を一つ一つ着実に進めるとともに、今回の事案を踏まえ、以下の取組を新たに実施。
 - ① 情報保全教育等
 - ・ 今回公表する事案が発生した要因や対策等を教育資料に反映
 - ・ 省全体で情報セキュリティを実施。制度の理解度が低い内容を把握
 - ・ 隊員が手軽に視聴できる教育動画を制作
 - ② 相談窓口
 - 令和7年5月以降に順次設置した相談窓口をさらに普及させ、現場の隊員が疑問点を気軽に問合せ、安心して保全業務に従事できるようサポート
 - ③ 適性評価等の状況管理機能
 - 適性評価の有効期限切れの旨を誤って取扱職員に届名することを防止するため、令和7年度より、システム上で適性評価の実施状況を管理する機能や期限切れに関するアラート機能を先行運用
 - 令和8年度より特定秘密取扱職員名簿を電子的に作成する機能を拡充するとともに、利用者を大幅に拡大
- （出所）防衛省「特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議（第7回会議）」（令和8年2月）

(1) 政府参考人からの説明概要（令和8年5月19日）

a 防衛省本省全体

防衛省においては、特定秘密保護法施行以降、令和6年末までの間に、特定秘密の指定を499件行い、このうち13件の指定を解除し、38件について指定の有効期間が満了している。

令和6年末時点では448件の特定秘密を運用している。このうち、令和6年中に指定した特定秘密は26件、指定を解除したものは0件、指定の有効期間が満了したものは7件、指定の有効期間の延長をしたものは225件、指定書の記載事項を変更したものは35件であった。

令和6年中における適性評価の実施件数は、防衛省の職員32,005件、適合事業者の従業者297件、計32,302件である。

同年中に防衛省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は13件、評価対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件であった。

令和6年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛省の職員が126,634名、適合事業者の従業者が1,287名の計127,921名であった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

b 防衛政策局

防衛政策局が令和6年中に指定した特定秘密は24件である。

このうち、令和6年度に情報本部が収集整理した通信信号等及び電波情報等に関する情報について説明する。これは、我が国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器等が発する電波及び当該電波を解析して得られた情報が対象となっている。ここで言う通信信号等とは、モールのように意思伝達のために送受信される信号である通信信号、レーダーのように通信目的以外で発射される信号である電子信号及び飛翔体から発射される信号であるテレメトリー信号などが該当する。また、電波情報とは、これら通信信号等を解析、分析した結果得られた情報全般を指す。本情報が公になることで、情報本部の情報収集対象及び情報収集能力等が明らかとなり、情報源の喪失や欺瞞行為等の対

抗措置が取られることによって情報収集能力の損失につながるおそれがあることから、特に秘匿する必要があると考え、指定した。

同年中、対象情報が指定の要件を引き続き満たすと判断し、指定の有効期間を延長したものは 92 件であり、延長した指定の有効期間はいずれも 5 年間である。

同年中、指定を解除したものは又は指定の有効期間を満了したものは 0 件であった。

指定書の記載事項を変更したものは 33 件であり、特定秘密を取り扱わせることができる官職の追加などの変更を行った。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 令和 6 年中に防衛政策局が指定した特定秘密である「我が国周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態への対応に係る防衛省、米国及びオーストラリアによる検討内容に関する情報」について、当該検討は初めて行われたものであり、画期的なことであると推察する。同特定秘密について可能な範囲で内容を説明されたい。

〔令和 8 年 5 月 19 日審査会〕

〔答弁概要〕

- 同特定秘密の対象情報は、具体的には、防衛省が作成した日豪の運用面の協力の役割・任務等に関する情報、豪州政府から取得した日豪の運用面の協力の役割・任務等に関する情報、日米豪の 3 か国で机上演習を行った際に米国政府から取得した日米豪の 3 か国の運用面での協力の役割・任務等に関する情報である。
- 緊急事態の具体的内容について詳細に説明することは難しいが、現在我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の中で、日米豪の特に運用面での協力として議論すべきような緊急事態を念頭に、机上演習なども含めて議論している。
- 実際に緊急事態が発生したときの具体的な協力を速やかに、かつ実効性のあるものとして行えるようにするための議論を保護するために指定したものである。

問 1-2. 当該情報は今回初めて指定されたのか。過去に日米豪の 3 か国による同様の情報が特定秘密に指定されたことはあるのか。

〔令和 8 年 5 月 19 日審査会〕

〔答弁概要〕

- このような形で指定したのは初めてである。これまでは日米の具体的な防衛協力の内容について個別に指定するのが中心であった。
- 他方、米国以外のオーストラリアなどの同盟国との連携が深まる中で、協力の深化に伴い秘匿性の高いやり取りが増えてきており、今回は日米豪の 3 か国での議論を念頭に指定した。

問 2. 令和 8 年度中に、自衛隊の宇宙作戦団が宇宙作戦集団に格上げされるようだが、宇宙作戦集団において新たに特定秘密を指定する可能性如何。

〔令和 8 年 5 月 19 日審査会〕

〔答弁概要〕

- 宇宙の領域の重要性の高まりを踏まえ、令和 8 年度中に航空自衛隊を航空宇宙自衛隊に改編する予定である。
- 内部部局においても、令和 8 年度中に宇宙関連の施策の推進体制を強化する観点から、整備計画局に宇宙関連の防衛力整備を担当する課長級のポストを設けるなど、宇宙分野における取組に注力しているところであり、これまでに指定した宇宙分野に関する特定秘密に加え、新たな指定を行う可能性はあると考えている。
- 特に、宇宙分野における自衛隊のアセット（装備品等）を今後増やしていく中で、例えば、そのアセットの能力や同盟国との連携について秘匿性の高い情報が出てくることも可能性としては十分あると思う。
- このような情報が出現した際に必要最小限の形で指定を行うことは考えているが、具体的なニーズが出てきたところで対応したい。

問3. 情報本部は防衛省の中央情報機関であり、防衛省全体の各種情報を集約していると思われるが、情報本部自体が特定秘密を指定したことはない。情報本部が特定秘密を指定していない理由は何。

[令和8年5月19日審査会]

[答弁概要]

- 情報本部については、防衛省の内部部局の防衛政策局が、情報本部の管理なども含めて責任を有している。このため、情報本部において特定秘密として保護すべき情報を入力した場合には、防衛政策局において必要な指定を行っている。
- 当然ながら防衛政策局が情報本部と意思疎通せず勝手に指定するわけではなく、情報本部において特定秘密として保護すべき情報を指定する必要性が認識されれば、防衛政策局に相談がなされる。逆に、防衛政策局から情報本部に対して問題意識をぶつけることもある。
- このようにお互い必要な情報を適切に保護するためのやり取りを行っているが、制度上は防衛政策局が特定秘密として指定することになっている。

問4. 特定秘密保護制度の制定時には、画像情報を指定する場合についても紙媒体を金庫に入れて管理するようなイメージを持っていた。画像情報は膨大であるが、実際にはどのような形で管理しているのか。
また、テレメトリー信号のような電子的な情報は紙媒体で管理することがイメージできないが、特定秘密として指定し得るのか。
指定している場合、実際にはどのような形で管理しているのか。

[令和8年5月19日審査会]

[答弁概要]

- 画像情報については、専門の分析官が付加価値的な分析を加えたものを含めて紙媒体で利用しているものが多いが、データベースとして蓄積しているものもある。制度上は、紙媒体のみならずデータも含めて特定秘密として保護できるようになっている。
- テレメトリー信号については、それ自体は目で見えるものではない

が、テレメトリー信号そのもの及び同信号から推察される分析内容を保護できるよう、紙媒体にできないものも含めて特定秘密として指定している。

- それをどのようにデータベース化しているのかを説明するのは難しいが、すぐに活用できるように防衛省内で適切に保管している。

シ-② 防衛省 (大臣官房) (令和 8 年 5 月 19 日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

(内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等)

資料を提出した令和 7 年 10 月 22 日時点において、独立公文書管理監による検証・監察を終え内閣府と廃棄協議を行っている特定行政文書ファイル等は 1,508 ファイル、文書にして 10,101 文書であり、文書の名称には「防衛・警備等計画」等がある。

これらはいずれも複製物であり、正本が別途保管されている文書であることから、保存期間満了後の措置を廃棄とした。

なお、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察及び内閣府との廃棄協議の双方が終了済みで廃棄準備中の資料はない。

(令和 6 年中に廃棄した特定行政文書ファイル等)

特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間 1 年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和 6 年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は、複製物と原議を合わせて 389 ファイル、文書にして 2,755 文書である。

これらのうち、384 ファイル、2,727 文書については、「防衛・警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛・警備等計画」などに関する文書であり、いずれも複製物であって、原本が別途保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄とした。

その他、原議である 5 ファイル、28 文書については、海上幕僚監部において防衛・警備等計画を作成するにあたり、海上幕僚監部内の関係課へ意見照会を行った際に配布した資料であり、防衛・警備等計画(作成の検討過程が記録された資料は、別途保管されていることから、保存期間満了時の措置を廃棄とした。

これら特定行政文書ファイル等 389 ファイル、文書にして 2,755 文書については、独立公文書管理監から当該措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣から廃棄同意が得られたことから、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

なお、令和 6 年中に国立公文書館へ移管した特定行政文書ファイルはない。

(特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す内規)

令和 7 年 5 月 16 日に防衛省行政文書管理規則の一部改正を行った。本改正は、重要経済安保情報保護法が施行されたことに伴い、重要経済安保情報を記録する文書の管理について、規定したものである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問、防衛省においては特定秘密文書の誤廃棄事業が過去に複数発生しているが、再発防止に向けた大臣官房における対応状況如何。

[令和 8 年 5 月 19 日審査会]

[答弁概要]

● 誤廃棄事業の発生を繰り返し国民の大きな不信を招く結果となったことは申し訳なく思っており、信頼を回復できるよう再発防止策に取り組んでいる。

● 文書管理を担う大臣官房として、具体的には、文書管理と秘密保全を一元化した教育等の実施、廃棄の手続の明確化、事業の事例紹介及び再発防止ポイントの周知等を講じている。このようにして、特定秘密文書を含む行政文書の適切な管理に努めていく。

シ-③ 防衛省（整備計画局）（令和8年5月19日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

整備計画局が令和6年中に指定した特定秘密は1件である。これは、イスラエル国政府から提供されるヘロンマークII無人機の機能及び性能に関する情報のうち同政府において特定秘密相当に指定されている情報並びに当該情報を防衛省・自衛隊において分析・解析することによって得られた情報のうち、防衛力整備に係る検討段階で得られた情報について指定したものである。

同年中、指定の有効期間が満了した特定秘密は7件である。これらの対象情報は、部隊間の通信を安全に行うために暗号化する場合に使用する規約であり、その運用が終了し、かつ、当該暗号規約が全て廃棄されたことを確認したことから、特段の秘匿の必要性がなくなつたものと判断し、満了とした。

同年中、指定の有効期間を延長した特定秘密は128件である。これらは指定の有効期間が満了する時点において、当該情報が引き続き指定の要件を満たすと判断し、延長した。延長した指定の有効期間は、1件の特定秘密が1年間、その他の特定秘密は全て5年間である。1年間とした特定秘密については、当該規約を使用する情報システムの見直しを検討されていることから、適切であると考えられる最も短い期間である1年間延長したものである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 能動的サイバー防御の運用が本年10月より開始される。現時点の準備段階で特定秘密に指定しておく方がよい情報もあるのではないかと考えるが、指定に係る現在の準備状況及び今後の指定の在り方如何。

〔令和8年5月19日審査会〕

〔答弁概要〕

- サイバー対応能力強化法及び同整備法²²に基づき自衛隊が行う通信防

²² 重要電子情報機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）

護措置やアクセス・無害化措置については、現在、関係省庁とともに準備しているところである。

- 現在のところ、準備段階において特定秘密に相当する情報は発生していない。

- 他方、アクセス・無害化措置については、その内容を明らかにすると自衛隊の手法が攻撃者に明らかとなつて対策を講じられる可能性があり、攻撃者を利用することにもつながるため、関連情報についても特定秘密に該当する部分があり得ると考えている。

- ただし、いかなる情報をどのような秘密区分とするか、それをどのようにに共有していくかという点については政府部内で検討中である。今後、施行準備を行い、10月以降に施行される中で適切な保全措置を講じていく。

問2. 令和6年中にヘロンマークIIに関する情報が特定秘密に指定されているが、そのほかに導入を検討中の無人機に関する情報を指定している事例は見受けられない。

無人機に限らず、様々な外国製の装備の導入を検討する際には踏み込んだ情報の提供を受けていると考えが、ヘロンマークIIについては特に秘密性の高い情報の提供を受けて検討しているということか。ヘロンマークIIに関する情報を特定秘密として指定した理由如何。

〔令和8年5月19日審査会〕

〔答弁概要〕

- 整備計画局が指定する特定秘密は暗号の規約に関するものが大半を占めている。一部、装備品の性能等に関するものもあるが、新たに指定した無人機に関する特定秘密はヘロンマークIIに関する情報のみである。
- 外国から提供される情報を特定秘密に指定するかどうかの判断の際の最も大きな要素は、提供元の国が特定秘密相当のものとして秘密指定しているかどうかである。
- ヘロンマークIIに関する情報は、イスラエル国政府において特定秘

密相当として取り扱っている情報が日本側に提供されたため、それに合わせて特定秘密に指定している。

● その他、装備品の性能に関して外国政府から提供された情報を特定秘密に指定しているものがある。これも多くの場合、提供元の国が特定秘密と同様の秘密区分に指定して保全措置を講じているため、整備計画局もそれに合わせて特定秘密に指定している。

シ-④ 防衛省 (統合幕僚監部) (令和8年5月19日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部においては、特定秘密保護法施行以降、令和6年末までの間に特定秘密の指定を14件行い、令和6年末時点では14件の特定秘密を運用している。

令和6年中に指定した特定秘密は1件で、自衛隊の運用関係で指定したものである。

同年中、5件の特定秘密について、当該特定秘密の有効期間の満了の際に対象情報が指定の要件を満たすと判断し、指定の有効期間を5年間延長した。

同年中、指定の解除を行ったものはなく、指定の有効期間を満了したもの、及び指定書の記載事項の変更を行ったものもない。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問. 令和6年中に指定した特定秘密は自衛隊の運用関係で指定したもののことだが、指定の仕方として、指定書でも自衛隊の運用関係と記載しているのか。あるいはもう少し具体的な内容が分かるように記載しているのか。

[令和8年5月19日審査会]

〔答弁概要〕

- (当該特定秘密の指定書における記載内容について説明を受けた。)

ヌ 防衛装備庁（令和8年4月28日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和6年末時点の特定秘密の指定件数は、23件である。令和6年中に新たに指定したものは1件であり、これは、10式戦車の能力向上の検討のためにドイツ政府から提供された戦車に関する情報のうち、グレイム若しくはシュートレンジグレイム又はこれと同等以上の秘密区分に相当する情報である。指定の有効期間はドイツ政府から秘密区分の解除時期を示されていないため、最長の5年とした。

同年中、指定の有効期間を延長又は満了したものはなく、指定を解除又は一部解除したものもない。

同年中、適性評価の実施件数は、防衛装備庁の職員が146件、適合事業者が362件、計508件である。評価対象者が同意をしなかった件数、同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

令和6年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛装備庁の職員が866名、適合事業者の従業者が2,709名である。

なお、防衛省本省の特定秘密漏えい事案に係る再発防止策⁵⁵の実施に当たっては、引き続き防衛省本省と協力、連携しながら一体となつて取り組んでいく。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について、説明がなされた。

⁵⁵ 再発防止策の一例として本報告書102頁を参照

（1）主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 適合事業者の従業者である民間人が、特定秘密を故意又は過失によって漏えいした場合の罰則規定は、公務員が漏えいした場合に比べて同等なのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 適合事業者の従業者に對する罰則の在り方については、公務員である防衛省職員と同等である。
- 省秘の漏えいであれば、1年以下の拘禁刑等を科されるところ、特定秘密の漏えいは10年以下の拘禁刑等とされており、罰則としてはかなり重いと認識している。

問1-2. 防衛省において、内部部局の文官と自衛官で、特定秘密を漏えいした場合の罰則の在り方が違うということはあり得るのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 内部部局の文官と自衛官の違いがあつても、課される罰則は同等であり、10年以下の拘禁刑等である。

問1-3. 特定秘密を漏えいした場合の罰則には、適合事業者という組織に対するものと従業者個人に対するものがあると考えるが、罰則の対象について確認したい。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 特定秘密保護法における罰則の対象は個人であり、組織に対する罰則はない。

問1-4. 組織に対する罰則はないとのことだが、極めて重要な情報漏えいがあった場合に適合事業者から外すという選択肢はないのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 適合事業者において罰則が科されるような漏えい等の違反行為があった場合には、組織側にも何らかの措置を取ってもらう必要があると考えている。
- 一例として、防衛装備庁においては、そういった不祥事が生じた適合事業者に対して、取引停止等の措置を講じることになると考えている。

問2. 審査会要求資料⁵⁴によると、適性評価の対象となった従業員が存在する適合事業者のうち、令和6年中に従業員に対して実施した適性評価の件数が、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業員の数よりも多い適合事業者が見受けられる。通常、特定秘密の取扱業務を行うことができる従業員数は累積していくため、令和6年中の適性評価の実施件数の方が多いというのは違和感がある。これは適性評価を実施した結果、秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者がいたということなのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 適性評価は、特定秘密を取り扱うことが想定される者を対象に行っており、適性評価を受けた従業員全員が、結果的に特定秘密を取り扱うことができる従業員として扱われるわけではない。
- 適性評価において秘密を漏らすおそれがないと認められなかったわけではなくても、例えば、特定秘密を取り扱う予定が生じなかったことなどにより、結果的に取り扱う必要がなくなった場合には、適性評価の実施件数よりも特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業員数は少ないということもあり得る。

⁵⁴ 本報告書11頁参照

- 通常であれば、適性評価の実施件数がそのまま特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業員の数に蓄積されていくことになる。本件は、結果的に適性評価を多く実施した事例ということである。

問3. 装-13は、米国政府から供与された特許技術に関する情報である。

通常、特許情報は公開されていると思うが、同情報は米国の秘密特許に相当する情報なのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 特許そのものは公開が前提であるが、同情報はいわゆる米国の秘密特許に相当するものであり、米国政府がシークレット又はトップシークレットの秘密区分に指定したものが提供されている。
- そのため、我々もしっかりと情報の保全を図るべく、特定秘密に指定し、必要な保全措置を行っている。

問4-1. 装-22は、戦闘機関連技術開発プロジェクトの実施のために英国政府及びイタリヤ政府から提供されたシークレット又はトップシークレットに相当する情報である。

当該プロジェクトに日本政府から提供した情報は、日本国内ではどのように取り扱われているのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 日本側からは、もともと特定秘密に指定している情報を提供しており、提供先の国でも日本と同等の保全制度を有しているため、特定秘密と同様の保全措置を講じてもらっている。

問4-2. 戦闘機関連技術開発プロジェクト実施のために日本政府から提供した情報は、どのような名称の特定秘密に指定されているのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 日本側から提供した特定秘密は防衛装備庁ではなく、防衛省において指定しているものが大半である。
- 一例として、搭載するミサイルの性能に関する情報であれば、防衛省と防衛装備庁の双方で特定秘密に指定しているものもあるが、航空自衛隊としての戦い方や対象となる国がどのような戦闘機を持っているかの情報については、防衛省が特定秘密に指定していることが多いと考えている。

問4-3. 日本側が戦闘機関連技術開発プロジェクトで提供した情報は、特定秘密であると理解してもよいか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 国際協力に当たっては、我々も相手国から提供されたシークレット又はトップシークレットを特定秘密に指定し、相手国も日本側の特定秘密をシークレット又はトップシークレットに指定している。

問5. 10式戦車の能力向上の検討のためにドイツ政府から提供された戦車に関する情報は、ドイツ政府から情報が提供されたこと自体も特定秘密として秘匿すべき情報ではないのか。それとも、それ自体は秘匿すべき情報ではないが、その内容が特定秘密として指定されているということなのか。

[令和8年4月28日審査会]

〔答弁概要〕

- ドイツ政府から提供された情報の内容が特定秘密である。

- ドイツ政府と共同で何かを行っているということ自体を公表するか、秘レベルで管理するのかというのは場合により異なるが、特定秘密に指定されている本件情報がドイツ政府から提供されたということ自体は、特定秘密に指定されていない。

(4) 令和 6 年 「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和 6 年年度報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目ごとに、順次記述する。

- 令和 6 年審査会意見の項目
- 1 指定の在り方
 - 2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱い
 - 3 独立公文書管理監関係
 - 4 通報制度

- 1 指定の在り方
- (1) 「特定秘密の概要」の記載等が具体性に欠けるものについては、当該記載等を具体的な内容がある程度想起されるような記述に改めること。それが困難な場合には、審査会に対し具体的な内容がある程度想起されるような丁寧な説明を行うこと。
 - (2) 対象情報の期間を区切っていない特定秘密については、期間を区切って指定できないか改めて速やかに検討を行い、審査会に報告できるようにすること。それが困難な場合には、審査会に対し調査対象期間中の特定秘密の文書件数の増減等を含め、状況の変化がわかるような丁寧な説明を行うこと。

（各行政機関における対応）

【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】

特定秘密の指定については、特定秘密保護法及び運用基準の規定に基づき、特定秘密の要件全てに該当するものであるか十分に精査した。

現在指定している特定秘密 2 件は、その作成時期を合わせて記述することにより、指定の対象情報を明確化している。

（令和 8 年 4 月 7 日 審査会）

【内閣情報調査室】

（制度全般を所管する立場としての対応）

特定秘密の指定に係る情報については、運用基準においても、当該情報の範囲が明確になるようにするとともに、継続的に収集する情報等については期間を区切るなど適切に管理できるよう記載することとしており、これまでも審査会からの指摘も受けて、改善に取り組んでいるところである。

審査会意見にあるとおり、「特定秘密の概要」について、引き続き、できる限り具体的な記載に努め、対象情報の期間を区切るべきものが不常に見直しとともに、そうした措置が困難な場合には、審査会に対し丁寧な補足的な説明をすることが重要と考えている。

こうした認識の下、特定秘密を指定している全ての行政機関において「特定秘密の概要」の記載の見直しの要否の点検を行っているが、審査会からの具体的な指摘も受け、目下、外務省において、継続的に収集する情報であって現時点で期間を区切った指定となっていないものについて見直しを行ったと承知している。特定秘密保護制度を所管する立場から、こうした見直しへの支援を行っていく。

（令和 7 年 12 月 2 日・令和 8 年 3 月 26 日 審査会）

(内閣情報調査室内における対応) (1)について 「特定秘密の概要」の記載等について、全ての記載等について確認し、具体的な内容がある程度想起されるような記述であることを確認した。 (2)について 内閣情報調査室による指定については既に期間を区切るなどして適切に指定がされており、問題ないことを確認した。 (令和8年4月7日 審査会) 【内閣府】 (1)について 内閣府において指定している特定秘密1件における記載について改めて確認を行い、問題は確認されなかった。引き続き、適切な運用に努めていく。 (2)について 内閣府にて指定している特定秘密1件の原議は、米国政府においてシークレットに指定されており、内閣府で主体的に条件設定できるものではないことから、対象情報の期間を区切るなどの対応は行っていない。 (令和8年4月28日 審査会) 【警察庁】 (1)について 警察庁において、審査会意見を踏まえつつ検討した結果、対象となる情報がより明確となるよう、部隊の戦術・運用関係、特定有書活動関係、国際テロリズム関係、国内テロリズム関係に係る指定書について、過去の指定も含め対象情報の記載を修正した。 (2)について 警察庁においては、全ての指定について、期間を区切って指定している。 (令和8年4月16日 審査会) 【総務省】 従前より、特定秘密の指定の範囲を明確にして適切に指定できているところ、引き続き適切に対応することとしたい。 (令和8年4月16日 審査会) 【出入国在留管理庁】 指定の在り方については、特定秘密指定書(延長決定書を含む。)の「特定秘密の概要」の記載が具体性に欠けていないか、また、特定秘密の有効期間について適切に設定されており、期間が区切られていることについて問題ないことを確認した。 (令和8年4月16日 審査会)	【公安調査庁】 (1)について 特定秘密が推察されないよう留意した上で、具体的な内容がある程度想起されるよう記述していることを確認した。 (2)について 公安調査庁が指定した特定秘密については、全ての対象情報の期間を区切って適切に指定していることを確認した。 (令和8年4月16日 審査会) 【外務省】 (1)について 当該審査会意見の背景には、外務省における特定秘密の指定・管理の在り方全般に対する問題意識があると受け止めている。特定秘密に該当する情報については、その内容のみならず、分野も含めて高度に秘匿すべきものであるという点は理解願いたい。指摘を真摯に受け止め、厳格な保護措置が確保された審査会の場においては最大限丁寧に説明していく。 (令和7年12月12日・令和8年3月26日 審査会) (2)について 外務省として再検討した結果、対象期間を区切っていない特定秘密8件について、全て令和7年末で一度期限を区切り、その上で令和8年度以降は、特定秘密文書が作成・入手され次第、基本的に年ごとに指定・保管する方法に改めることとした。 (令和7年11月18日・12月12日・令和8年3月26日 審査会) 【経済産業省】 (1)について 経済産業省が指定した特定秘密に係る「特定秘密の概要」の記載等については、具体的な内容がある程度想起されるような記述がされており、全て問題ないことを確認した。 (2)について 経済産業省が指定した特定秘密については、期間を区切って指定しており、全て問題ないことを確認した。 (令和8年4月28日 審査会) 【海上保安庁】 (1)について 海上保安庁では、「特定秘密の概要」の記載等について精査した結果、具体的な内容がある程度想起されるような記述となっていることを確認した。
---	---

2)について 海上保安庁では、全ての特定秘密について1年ごとに期間を区切って指定し、対象情報の範囲を明確にしている。 (令和 8 年 4 月 28 日 審査会) 【防衛省】 1)について 「特定秘密の概要」については、可能な限り他の指定と識別され分かりやすいものとなるよう表現の工夫を行うとともに、具体的に記載することが困難である場合には、必要に応じて、審査会に対し、非公開を前提として丁寧な説明を行っている。 2)について 特定秘密の指定に当たっては、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、期間を区切るなどとしている。 (令和 8 年 5 月 19 日 審査会) 【防衛装備庁】 1)について 指定書に記載した「対象情報」の内容について、当該記載により具体的な内容がある程度想起されるような記述であるか、改めて精査を実施し、適切な記載内容であることを確認した。 2)について 新たに情報を特定秘密に指定する際には、運用基準の規定を遵守し、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めており、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めている。 (令和 8 年 4 月 28 日 審査会)	2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱い 1) 現在保有している特定秘密が記録された文書について、例えば作成から30年を超えているものなどの中に国民へ開示すべきものがないか改めて検討すること。 2) 特定秘密の指定を解除せずに延長し、当該特定秘密が記録された文書の有効期間も延長した場合には、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。 3) 特定秘密の指定の延長又は解除等を行っていく中で、当該特定秘密が記録された文書を指定替えする場合についても、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。同文書を廃棄又は移管する場合には、フーキピスト等の専門的知見の活用を検討すること。 (各行政機関における対応) 【国家安全保障会議】 1)について 国家安全保障会議が指定する特定秘密を記録した文書について、現時点で作成から30年を超えているものはないが、個々の文書について、ハコの有効期間の延長を行う際などに、これらの文書の内容が、引き続き特定秘密の要件を満たしているかどうかについて確認を行っている。 (令和 8 年 4 月 7 日・16 日 審査会) 【内閣官房（国家安全保障局）】 1)について 国家安全保障局が指定する特定秘密を記録した文書について、現時点で作成から30年を超えているものはないが、個々の文書について、ハコの有効期間の延長を行う際などに、これらの文書の内容が、引き続き特定秘密の要件を満たしているかどうかについて確認を行っている。 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会) 【内閣官房（事態対応・危機管理担当）】 指定の対象情報に係る諸情勢に変化が生じておらず、これらの指定の対象情報が漏えいし、又は公になった場合、我が国の手の内が明らかとなり、外国政府により対抗措置が講じられ、当該領域への侵害行為が容易となったり、外国政府との交渉が不利になったりすることとなり、ひいては我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなる。 引き続き指定の要件を満たしていることから、令和6年12月に指定の有効期間を延長した。 (令和 8 年 4 月 7 日 審査会)
--	---

【内閣情報調査室】 (制度全般を所管する立場としての対応) ①について 特定秘密が記録された文書で作成から 30 年を超えているものを保有する行政機関に対し、それらの文書の開示の適否を改めて確認したところ、現時点においても、業務の遂行上特段の秘匿の必要性があり、開示すべきと判断されるものはないとの回答を得ているが、引き続き審査会意見の問題意識を踏まえ、作成から長期間が経過する文書について適時の確認を行っていく。 ②について 運用基準においても、指定の有効期間が満了した場合に、指定の理由を点検した上で当該指定の有効期間を延長するときは、その判断の理由を明らかにしておくこととしているが、その判断は、時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況に変化が生じていないかについて精査した上で行っている。審査会意見を踏まえ、今後、各行政機関において、特定秘密の指定を解除せずに延長する場合には、審査会からの求めに応じて、当該特定秘密が記録された文書の扱いを含め、その延長の理由について具体的に説明を行うよう促していく。 ③について (3)前半部分は、特定秘密の指定の解除等が行われる際に、当該特定秘密が記録された文書を他の秘密区分の文書等として保有し続ける場合に、その理由とともに具体的な内容について説明を行うよう求める趣旨と理解する。この点、令和6年に、内閣官房(内閣情報調査室)、警察庁、外務省において特定秘密の指定の解除又は一部解除が行われ、その後、当該特定秘密が記録された文書を秘密文書等として保有している例がある。また、警察庁、防衛省において指定の有効期間が満了したものについても、解除と同様に秘密文書等として保有している例がある。このような場合には、各行政機関において、審査会からの求めに応じ、他の秘密区分等として扱うこととした理由等について具体的に説明を行うよう促していく。 (3)後半部分に関し、各行政機関においては、特定秘密が記録された文書の廃棄又は移管に際し、「行政文書の管理に関するガイドライン」等で定められている具体的な移管・廃棄の判断指針に沿って判断し、内閣府(公文書管理課)とも協議の上で手続を進めており、アーキビスト等を活用している例はない。今回の意見を受け、専門的知見の活用方策について各行政機関で問題意識を共有したところだが、特定秘密の内容の開示など活用の際に際しての課題もあり、まずは内閣府とも連携して他の公文書管理に際しての活用事例も踏まえながら検討していく。 (令和7年12月2日・令和8年3月26日 審査会)	(内閣情報調査室内における対応) ①について 令和6年末時点における状況を確認し、同時点において保有する特定秘密文書について、作成から30年を超えているものはないことを確認した。 ②、③について 令和4年から令和6年までの間に、特定秘密を解除又は有効期間の満了したもののうち、当該特定秘密が記録された文書を他の秘密区分により保有しているか確認した。(なお、一部解除した情報の秘密区分及び保有状況について説明を受けた。) 特定秘密文書を廃棄又は移管する場合には、特定秘密保護法及び公文書管理法等に基づき適切に廃棄又は移管を行っているが、今後、必要に応じてアーキビスト等の専門的知見を活用し、助言を求める。 (令和8年4月7日 審査会) 【内閣府】 ①について 内閣府においては、現時点で、作成後30年を経過した行政文書であって、かつ特定秘密が記録された文書はないが、引き続き適時の確認を行っていく。 ②について 内閣府においては、これまで指摘の例はないが、今後、審査会意見の趣旨を踏まえて対応していく。 ③について 内閣府においては、これまで指摘の例はないが、今後、審査会意見の趣旨を踏まえて対応していく。 また、特定秘密が記録された文書の廃棄又は移管の判断は、「行政文書の管理に関するガイドライン」等に定められている具体的な移管・廃棄の判断指針に沿って行い、内閣府(公文書管理課)とも協議を行った上で手続を進めているところだが、今後、専門的知見の活用の方策について、本制度の所管省庁等とも相談していく。 (令和8年4月28日 審査会) 【警察庁】 ①について 警察庁において検討した結果、現在保有している特定秘密が記録された文書のうち、作成から30年を超えているものについて、現時点においても、これらの情報を公にした場合、警察による情報収集活動等に支障が生じるおそれがあるため、開示すべきではないと判断した。
---	---

(2)について 警察庁においては、引き続き、不開示情報を含めた明確な説明や丁寧な資料提示を心がけていく。 (3)について 警察庁においては、特定秘密であった情報が記録された文書について廃棄又は移管したものはないが、今回御意見を受けた専門的知見の活用方策については、制度を所管する内閣情報調査室等と連携し、引き続き検討していく。 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会) 【総務省】 令和 6 年中に、特定秘密の指定の有効期間が満了した 4 件について、特段の秘匿の必要性の要件を満たしていることを確認し、有効期間を延長した。引き続き、適切に運用することとしたい。 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会) 【法務省】 法務省においては、運用基準Ⅲ 1 (1)の規定に従い、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案した結果、当該諸情勢が少なくとも 5 年以内に変化することはないと判断し、その有効期間を 5 年間延長した。 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会) 【出入国在留管理庁】 (1)、(2)について 当庁が保有する特定秘密については、指定から 30 年経過しておらず、有効期間の延長についても、特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する指定の要件 (別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性) を満たすかどうかを検討し、同要件を満たすと判断したため、延長を決定したものである。 (3)について 特定秘密が記録された文書を廃棄・移管する場合については、当庁では、特定秘密が記録された文書を廃棄又は移管する場合に、当庁文書管理規則に基づき、保存期間満了時の措置の設定时に国立公文書館の専門的技術的助言を求めることとしており、保存期間が満了した文書を廃棄するときには、あらかじめ内閣府に協議し、その同意を得た上で廃棄することとしている。今後、特定秘密が記録された文書を廃棄又は移管する場合には、必要に応じてアーキビストを活用し、助言を求めることを検討する。 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会)	【公安調査庁】 (1)について 公安調査庁が保有する特定秘密文書には作成から 30 年を超えたものはないことを確認した。 (2)について 対象情報が引き続き特定秘密の指定の 3 要件を満たし、延長の理由を備えていることを確認するとともに、指定書及び延長書に具体的理由を記述していることを確認した。 (令和 8 年 4 月 16 日 審査会) 【外務省】 (1)について 一般論として作成から 30 年を経過した行政文書・外交文書については、歴史的価値のあるもの、交渉等に影響のないものは外交記録公開の対象となり、外務省の自主的な取組により公開している。他方、外務省が保有する作成後 30 年を経過した特定秘密文書は全て日露平和条約交渉に係るものであるが、当該特定秘密文書については、依然としてその内容が公になることにより交渉に著しい支障を与えるおそれがあるものとして、指定の 3 要件に該当し、特定秘密として管理することが適当と判断している。 国民への説明責任の重要性も十分に踏まえつつ、国民の知る権利に最大限配慮しながら引き続き適切な管理・運営に努めていきたい。 (2)について 特定秘密の指定の延長又は解除を行う場合は、その理由や具体的内容の説明も含め、各部署において、審査会設置の趣旨を踏まえ、真摯に対応するよう外務省内で改めて周知徹底している。 (令和 7 年 12 月 12 日・令和 8 年 3 月 26 日 審査会) 【経済産業省】 (1)について 令和 6 年末時点において、経済産業省では作成から 30 年を超えた特定秘密文書は保有していない。 (2)について 経済産業省が指定した特定秘密 4 件については、令和 6 年 12 月 25 日に指定の有効期間の満了時期を迎えたが、指定の理由の点検を行ったところ、当該特定秘密文書の原本を保有する内閣官房が指定の延長をしている中で、経済産業省だけが指定を解除することは、当該特定秘密の内容を了知している経済産業省職員の適切な情報管理の継続が難しくなるため、指定の維持が必要であると認められ、令和 6 年中に指定の有効期間を 5 年延長した。
---	--

(3)について
経済産業省において、これまで特定秘密の指定の解除又は有効期間の満了したものはなく、特定秘密が記録されていた文書について、他の秘密区分により保有しているものはない。

これまで経済産業省が保有していた特定秘密文書については、いずれも他の行政機関から提供を受けた「別途、正本が管理されている行政文書の写し」であるため、保存期間満了時の措置の設定や廃棄協議を行う際に、アーキビスト等の専門的知見を要することはなかったが、アーキビストの活用については、引き続き検討していく。

(令和八年四月二十八日 審査会)

【海上保安庁】

(1)について

海上保安庁では、保有している特定秘密が記録された文書で作成から30年を超えているものはなく、現在、指定の対象情報に係る諸情勢に変化がないため、本指定の対象となる情報が漏えいし、又は公になった場合に情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから、国民等に対して開示できる情報は保有していない。

(2)について

海上保安庁では、令和6年中に指定を解除せずに延長した特定秘密が18件あるが、指定の理由を十分に精査した結果、引き続き、特定秘密の指定の3要件全てに該当すると判断し、指定の有効期間を延長した。

(3)について

海上保安庁では、特定秘密が記録された文書の指定替えを行っていない。
海上保安庁では、これまで特定秘密が記録された文書の保管期間満了時の措置として廃棄又は移管していないため、廃棄又は移管する場合は、アーキビスト等の専門的知見の活用について検討する。

(令和八年四月二十八日 審査会)

【防衛省】

(1)について

特定秘密が記録された文書のうち、作成から30年を超えているものについて、開示の可否に関する確認作業を行った結果、現時点において開示すべきと判断されるものは確認されなかった。

(2)について

特定秘密の指定の有効期間を延長し、当該特定秘密が記録された文書の有効期間も延長する場合には、指定の理由を点検し、指定の要件を引き続き満たしていることや、指定の

対象情報に係る諸情勢が少なくとも5年以内に変化することはないと判断した理由を整理している。

(3)について

特定秘密の指定の延長又は解除等に伴い、当該特定秘密が記録された文書について秘密区分の変更（年次報告書でいう「指定替え」）を行う場合には、その理由等を適切に整理した上で対応している。

また、防衛省行政文書管理規則に基づき、保存期間満了時の措置を設定するに当たり、国立公文書館の専門的技術的助言を参酌して、廃棄又は移管の判断を行っている。

(令和八年五月十九日 審査会)

【防衛装備庁】

(1)について

令和6年末時点で、防衛装備庁が保有する特定秘密が記録された文書のうち、作成から30年を超えている文書は15件で、現時点において、国民に開示すべきものがないことを確認した。

(2)について

特定秘密の指定を解除せずに延長した場合は、内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察の受検の機会や審査会の場において、その延長した理由や具体的な内容について、丁寧に説明を行っている。

引き続き、特定秘密保護法に基づき、特定秘密に指定すべき情報の取扱いを適切に努めていく。

(3)について

令和6年12月末時点で、特定秘密の指定の延長又は解除等を行っていく中で、当該特定秘密文書等を指定替えした事例はない。
引き続き、特定秘密保護法に基づき、特定秘密に指定すべき情報の取扱いを適切に努める。

(令和八年四月二十八日 審査会)

3 独立公文書管理監関係 (1) 政府全体における特定秘密が記録された文書の保有件数に比して、独立公文書管理監が行った検証・監察数が少ないとの指摘を踏まえ、法の趣旨に則った検証・監察を行い、確認件数を増やすこと。 (2) 重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、独立公文書管理監の検証・監察の対象範囲に重要経済安保情報が加わることを踏まえ、情報保全監察室の体制強化を図ること。 (各行政機関における対応) 【独立公文書管理監】 (1)について 審査会意見を踏まえ、検証・監察における特定秘密が記録された文書の確認件数を増やすよう事務の効率化に努めるなど、今後も適切な検証・監察が行えるよう取り組み、必要に応じ、行政機関に対して対応を求めていく。 (2)について 重要経済安保情報に係る検証・監察を担当させるため、令和 7 年度に必要な増員を行った。その上で、これまでに当室が蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるよう取り組んでいく。 (令和 7 年 12 月 2 日・令和 8 年 3 月 26 日 審査会)	4 通報制度 重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、通報を行うことができる者に重要経済安保情報を取り扱う業務者が加わることを踏まえ、独立公文書管理監及び各行政機関に対する通報制度を充実させること。 (各行政機関における対応) 【内閣情報調査室】 (制度全般を所管する立場としての対応) 審査会意見を踏まえ、通報の処理を通じた業務改善を促すため、今後の運用基準の見直しでは、特定秘密の指定・解除及び特定秘密を記録する文書の管理が特定秘密保護法等に従って行われていない場合の通報のみならず、特定秘密の漏えいや各行政機関が定める保護措置に係る違反行為その他の違反行為に関する通報についても各行政機関及び内閣府独立公文書管理監が設ける通報窓口で受け付ける旨を規定することとしている。 この運用基準の見直しを契機に、これら通報制度についての行政機関の職員及び適合事業者の従業者への周知にも改めて取り組んでいく。 (令和 7 年 12 月 2 日・令和 8 年 3 月 26 日 審査会) (内閣情報調査室内における対応) 職員に対して、特定秘密の保護に関する教育等の機会を活用し、通報の制度及びその方法、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないことなどを周知している。 また、内閣官房内のインターネット及び内閣官房のホームページに通報窓口を掲示しているほか、内閣官房内のインターネットに通報フォームやメールで通報を受け付ける窓口を設置している。 加えて、特定秘密保護法令等に違反する行為に関する通報について、通報窓口において広く受け付けるよう内閣官房特定秘密保護規程を改正した。 (令和 8 年 4 月 7 日 審査会) 【内閣府】 重要経済安保情報保護活用法が施行されたことに伴い、大臣官房に重要経済安保情報の指定及び解除又は当該情報が記載された行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていない場合の通報窓口を設置し、関係する部局等に周知を行った。 また、特定秘密保護制度についても、令和 7 年 12 月の運用基準の見直しを踏まえ、内閣府本府特定秘密保護規程を改正し、特定秘密保護法等の法令に違反する行為に関する通報について広く受け付けることとし、関係する部局等に対して周知を行ったところである。 引き続き、制度の適切な運用に努める。 (令和 8 年 4 月 28 日 審査会)
---	--

【出入国在留管理庁】
重要経済安保情報については、今後取り扱うことも想定される中、通報制度の重要性が一層高まっていることから、職員に対する特定秘密に関する教育の機会に通報制度及びその方法について周知するとともに、当庁のホームページに通報窓口を掲示している。

(令和8年4月16日 審査会)

【公安調査庁】
全職員を対象として毎年実施する保全教育や掲示物の作成などにより庁内の通報窓口を周知しているほか、独立公文書管理監の通報窓口についても案内している。

(令和8年4月16日 審査会)

【経済産業省】
職員に対する特定秘密及び重要経済安保情報の保護に関する教育の機会に通報の制度及びその方法について周知しているほか、経済産業省のホームページや省内外ネットワークに通報窓口を掲示するなどして周知している。

(令和8年4月28日 審査会)

【海上保安庁】
海上保安庁の通報窓口は、令和7年12月26日に改正された運用基準の内容を踏まえ、海上保安庁の保護規程を改正し、特定秘密の漏えい等の法令等に係る違反行為等に関する通報についても受け付ける体制とした。

(令和8年4月28日 審査会)

【防衛装備庁】
重要経済安保情報保護活用法の施行に合わせて、重要経済安保情報に係る通報窓口、また、防衛装備庁の職員や企業の従業員が、特定秘密等の情報保全に関する制度に関する相談や問い合わせを行える窓口を設置した。

(令和8年4月28日 審査会)

(5) 重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に係る調査

令和7年5月16日、重要経済安保情報保護活用法が施行された。これに伴い、情報監視審査会において、特定秘密に加え、重要経済安保情報に係る行政運用の常時監視を行うこととなった。

当審査会は、今後の調査の進め方について協議した結果、特定秘密と重要経済安保情報に係る制度の担当を兼務している小野田国務大臣から、特定秘密に関する国会報告の説明に加え、重要経済安保情報についても説明を聴取することとした。また、重要経済安保情報の制度を所管する内閣府から、法施行後これまでの運用状況の概要を含め、重要経済安保情報に関する大臣説明の補足説明を聴取することとした。

11月27日、小野田国務大臣から、同法の施行日である5月16日から11月1日までの同法の施行状況について概括的に説明を聴取した。

12月2日、重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、内閣府より説明を聴取した後、質疑を行った。

令和8年3月26日、改めて内閣府より重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について説明を聴取した後、質疑を行った。当該説明及び質疑を受け、重要経済安保情報を指定した行政機関の先行的・試行的な調査を行うかについて協議した結果、令和7年12月末時点において重要経済安保情報を指定している経済産業省に対し、先行的・試行的な調査を行うこととした。

令和8年5月19日、重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について経済産業省より説明を聴取した後、質疑を行った。

なお、3月26日の審査会における質疑⁵⁵を踏まえ、4月7日、重要経済安保情報の漏えい等に関する罰則及び懲戒処分についての資料要求を内閣府に對して行った⁵⁶。

⁵⁵ 本報告書81頁参照
⁵⁶ 本報告書15頁参照

ア 内閣府からの説明聴取及び質疑

令和 7 年 12 月 2 日及び令和 8 年 3 月 26 日、内閣府から重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について説明を聴取した。

〔重要経済安保情報保護活用法に係る制度の概要及び政府の取組〕

- 令和 7 年 5 月に施行された重要経済安保情報保護活用法は、厳しい安全保障環境を踏まえ、経済安全保障の分野においても情報漏えいのリスクに万全を期すために制定されたものである。
- また、政府が保有する機微な情報を民間に共有し、経済安全保障に関する施策を官民連携により一層円滑かつ効果的に推進することを可能にするものでもある。
- 重要経済安保情報は、同法で定める 3 つの要件 ①重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報、②公になっていない、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なもの）に該当した場合に指定する。
- 重要経済安保情報の管理及び活用については、適性評価において情報を漏らすおそれがないと認められた者でなければ取り扱えないこととしている。適性評価は、本人の同意を前提として、内閣総理大臣による一元的調査を行い、その結果に基づいて各行政機関の長が実施する。
- また、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、適合事業者に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、契約に基づき、当該適合事業者に当該情報を提供することができる。
- これらにより、情報保全を図りつつ、経済安全保障に関する施策を官民連携により一層円滑かつ効果的に推進することが可能となっている。
- さらに、情報の漏えいや不正取得に対して罰則を定めることにより、情報保全を強化することとしている。
- 同法においては、内閣総理大臣は毎年 1 回、法の運用状況について有識者の意見を聴取した上で国会に報告し、公表することとされており、今後、令和 7 年 12 月末時点の状況に係る報告を国会に提出することを予定している。
- 同法の施行に向けて、同年 1 月、法の運用基準を閣議決定したほか、内閣府において、同運用基準を補足するガイドラインを公表した。なお、その過程においては、経済界や労働組合の団体を含め、有識者の

意見を聴取した。また、制度の円滑な施行に努めるとともに、必要な周知等を図ってきた。

〔対象期間〕

同法の施行日である令和 7 年 5 月 16 日から 12 月 31 日までの間

〔重要経済安保情報の指定・解除の状況等〕

- 対象期間中、9 行政機関において 20 件の重要経済安保情報を指定した。当該指定件数の内訳は、内閣官房 1 件、国家安全保障会議 1 件、内閣府 3 件、警察庁 3 件、総務省 2 件、公安調査庁 1 件、外務省 5 件、財務省 2 件、経済産業省 2 件であった。
- 重要経済安保情報は 4 つの類型に分けられる。当該類型別の件数は、①重要経済基盤を保護するための措置等が 5 件、②重要経済基盤に関する重要な情報が 8 件、③外国政府等からの情報が 3 件、④情報の収集整理及びその能力が 4 件であった。
- 対象期間中、解除された重要経済安保情報は総務省の 1 件であり、令和 7 年 12 月末時点では、9 行政機関において 19 件の重要経済安保情報が指定されている。

〔適性評価の実施状況等〕

- 重要経済安保情報保護活用法においては、内閣府が一元的に適性評価調査を実施することとしている。令和 7 年 12 月末時点で内閣府において適性評価の調査依頼を受けている人数は 217 名であった。
- 対象期間中、評価対象者が実施に同意をしなかった人数及び同意を取り下げた人数は 5 名であった。
- 対象期間中、適性評価結果を通知した人数は 18 名であり、いずれも重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた。
- 適合事業者の認定状況については、認定に至ったケースはなく、その従業員に対する適性評価も実施していない。

以上の説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

【参考】重要経済基盤保護情報 事項の細目		
第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究	① 外部から行われる行為から 基盤公共役務の提供体制を保護するための措置 又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの	A 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る 規制・制度 に関して 行政機関が行う審査・監督等の措置 b 施設・設備等に対する 外部からの物理攻撃、サイバー攻撃 その他の役務の提供に支障を与える行為に 対応するための措置 c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く。） イ 基盤公共役務を提供する 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
	② 外部から行われる行為から 重要物資の供給網を保護するための措置 又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの	A 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の 施設・設備等の安全確保 に関する措置 a 施設・設備等に対する 外部からの物理攻撃、サイバー攻撃 その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に 対応するための措置 b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。） ウ 重要物資の供給網に関わる 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に属する重要な情報であって安全保障に関するもの	① 重要経済基盤の 脆弱性 に関する情報であって 安全保障 に関するもの	A 基盤公共役務の提供体制の脆弱性 に関する情報であって 安全保障 に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の 施設・設備等の脆弱性 に関する情報 b 基盤公共役務を提供する 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に関する脆弱性 に関する情報 イ 重要物資の供給網の脆弱性 に関する情報であって 安全保障 に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の時期等につき 調査・分析 等により得られた情報 b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の 施設・設備等の脆弱性 に関する情報 c 重要物資の供給網に関わる 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に関する脆弱性 に関する情報
	② 重要経済基盤に関する 革新的な技術 に関する情報であって 安全保障 に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの	A 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発 において、 外国の政府等から提供 され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報 イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で 我が国が技術優位性を持つ分野 （これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する 研究・調査・分析・審査等 により得られた情報 ウ 重要経済基盤を 防護 するための革新的な技術に関する情報
第3号 第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報	外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した 外国の政府又は国際機関からの情報 であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む。）	
第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力	第2号及び第3号に掲げる 情報の収集整理又はその能力 に関する情報	

⁵⁷ 内閣府全体では令和7年12月末時点で合計3件の重要経済安保情報指定している。もう1件は「華天頂衛星システムに用いられる衛星に関する情報」である。
⁵⁸ 第213回国会衆議院内閣委員会第8号（令和6年4月5日）高市国務大臣（経済安全保障担当）答弁

【答弁概要】
● 重要経済安保情報保護活用法の法案審議過程で、初年度の指定件数は約数十件と見込んでいた⁵⁸。それが一つの目安となると考える。

問1-2. 重要経済安保情報の指定件数の規模感によっては、今後、審査会の調査体制の拡充を検討する必要があると見てくる。通年での重要経済安保情報の指定件数の見込み如何。
[令和7年12月2日審査会]

● 当該セッションは制度の概要に関するものであり、各行政機関による個別の指定について制度所管である内閣府の立場から説明することは難しいことをご理解いただきたい。
● その上で、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）として、制度所管の立場に加え、実際に重要経済安保情報を指定する立場でもあり、その立場としては2件の重要経済安保情報を指定している。
● 当該2件の内訳は、「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の分析評価に関する情報」及び「特許出願の非公開に関する制度の分析評価に関する情報」である。⁵⁷
● 特定社会基盤、すなわち公共インフラに関する制度及び特許出願非公開制度を所管しており、両制度の運用について分析、評価した情報を指定している。

問1-1. 重要経済安保情報に指定されている情報にはどのようなものがあるのか、可能な限り説明されたい。
[令和7年12月2日審査会]

【答弁概要】

問 1-3. 重要経済安保情報に指定された情報がまだ少ないように思えるが、今後、指定件数が増加する見込み如何。

[令和 8 年 3 月 26 日審査会]

〔答弁概要〕

●その点は内閣府としても注視している。今後の指定件数の見込みを具体的に示すのは難しいが、一例を挙げると、サイバー対処の観点からの情報指定が今後行われることを予想している。重要経済安保情報保護活用制度を所管する立場として、関係省庁と適切に議論し、連携していく所存である。

問 2-1. これまで特定秘密に関わっていない行政機関や民間事業者が今後、重要経済安保情報の指定行政機関や通合事業者となることが想定される。重要経済安保情報を指定する見込みで検討段階の行政機関もあると思われる中、内閣府としてはどのように対応していくのか。

[令和 7 年 12 月 2 日審査会]

〔答弁概要〕

●サイバー対処能力強化法の法案審議の際、内閣官房からセキュリティ強化プログラムの活用も含め必要な検討を進めていく旨の答弁⁹⁰があるなど、各行政機関において必要な検討を進めている。

●内閣府としては、制度を運用・周知する立場として各行政機関と適切に連携していきたい。

問 2-2. 令和 8 年 10 月 1 日より、サイバー対処能力強化に係る官民連携が始まる見込みであるが、これに関わる民間事業者の適性評価の実施状況又は今後の見通し如何。

[令和 8 年 3 月 26 日審査会]

〔答弁概要〕

●当該民間事業者については、現時点でまだ適性評価を実施しておらず、具体的な手続も始まっていない。

●他方、今後適性評価を実施することは当然あり得るということで、関係部署とは議論を行っている。

問 3-1. 重要経済安保情報の運用状況に関して、重要経済安保情報保護活用諮問会議を構成する有識者から何らかの意見は出ているのか。また、今後の同会議の開催見込み如何。

[令和 7 年 12 月 2 日審査会]

〔答弁概要〕

●重要経済安保情報保護活用法の運用基準の作成過程において、同会議を複数回開催し、委員である有識者から意見を聴取した⁹⁰。

●今後は重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに通合事業者の認定の状況について有識者に意見を聴取し、それを踏まえて国会報告を提出する。

⁹⁰ 第 217 回国会衆議院内閣委員会議員第 7 号（令和 7 年 3 月 21 日）門松内閣官房内閣審議官答弁

⁹⁰ 重要経済安保情報保護活用諮問会議 第 5 回（令和 6 年 11 月 26 日）及び第 6 回（令和 7 年 1 月 22 日）議事要旨

問3-2. 重要経済安保情報保護活用諮問会議の委員⁶¹には、情報保全諮問会議の委員⁶²を兼ねている者がいる。委員の兼務についての見解及び各委員の選考理由如何。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 当該委員については、行政法及び行政手続に非常に詳しいこと、また、情報保全諮問会議で意見を聴取していることも考慮して任命した。
- その他の委員についても、労使のバランス関係への考慮や、情報保全に関する専門性、マスメディアに関する知見等、さまざまな観点から任命した。

問4-1. 適性評価の実施に関して、内閣府における一元的調査⁶³に係る人員体制及び調査の現状如何。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- (令和7年11月1日現在の内閣府における一元的調査に係る人員体制について説明を受けた。)
- 適性評価の主体は各行政機関であるが、その過程の中で内閣府に調査を依頼する仕組みとなっている。
- (令和7年11月1日現在で内閣府が各行政機関から調査依頼を受けた人数及び最終的に結果を通知した人数について説明を受けた。)

⁶¹ 同会議は重要経済安保情報保護活用法の適正な適用のために開催されており、神崎一彦氏（立教大学法学部教授）、富田保氏（日本労働組合総連合会副事務局長）、原一郎氏（一般社団法人日本経済団体連合会常務理事）、吉田直人氏（株式会社日経BP代表取締役会長）、渡部俊也氏（東京科学大学副学長（研究・イノベーション本部）の5名が委員を務めている。（令和8年5月31日現在）

⁶² 同会議は特定秘密保護法の適正な適用のために開催されており、老川祥一氏（読売新聞グループ本社代表取締役会長、主筆（代理等））、神崎一彦氏（立教大学法学部教授）、清水勉氏（日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員）、住田裕子氏（弁護士）、島海智絵氏（野村證券株式会社代表取締役副社長）、永野秀雄氏（立教大学人間環境学部教授）、野口順久氏（一橋大学法学部）の7名が委員を務めている。（令和8年5月31日現在）

⁶³ 重要経済安保情報保護活用法における適性評価調査は、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を除き各行政機関の長からの依頼を受け、内閣府が一元的に調査を行うこととなっている。（重要経済安保情報保護活用法第12条第4項）

問4-2. 重要経済安保情報保護活用制度の新設に当たっては、政府が保有する重要経済安保情報を適合事業者に提供し、経済安全保障に関する施策を官民連携により推進することが重視されていた。重要経済安保情報の適合事業者の認定状況及び同事業者の従業員に対する適性評価の実施状況如何。

[令和7年12月2日審査会]

〔答弁概要〕

- 各行政機関において、当該事業者は情報を提供することで我が国の安全保障の確保に資する活動の促進につながる、との政策判断の上、当該事業者の信頼性の確認を行い、適合事業者に認定する。
- 現段階では適合事業者の認定はなされておらず、その従業員への適性評価も実施していない。

問5. 重要経済安保情報と特定秘密には重なる部分がある可能性もある。国際情勢等を踏まえ、重要経済安保情報に指定されていた情報の機微度が上がり、特定秘密に指定される可能性もあると考えるが、その際の両制度の運用に係るマニュアル等は整備されているか。

[令和8年3月26日審査会]

〔答弁概要〕

- 内閣府としては、重要経済安保情報保護活用法で規定する重要経済基盤保護情報について、時の経過により機微度が上がり、特定秘密の指定要件を満たせば特定秘密保護制度による保全措置を講ずることを念頭に、内閣情報調査室と緊密に連携している。
- 現在、マニュアルが整備されているわけではないが、令和7年末に特定秘密保護法の運用基準が見直され、特定秘密と重要経済安保情報の両制度をシームレスに運用する旨規定された。
- 国際情勢を踏まえて柔軟な運用ができるようにする、かつ、情報保全体制に漏れがないようにするとの観点で今後しっかり対応していく。

○委員からの指摘事項等 (令和 7 年 12 月 2 日審査会)

- 少なくとも重要経済安保情報の指定行政機関や指定件数については資料として明示すべきである。調査体制の人数についても正確な数字を出してほしい。
- 今回の説明内容では重要経済安保情報に関する状況が分からず、審査会として議論を進めることが難しい。今後の議論に向け、提出できる資料は提出し、しっかりとした対応をしてほしい。

イ 独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑

令和 7 年 12 月 2 日及び令和 8 年 3 月 26 日、重要経済安保情報に係る検証・監察の実施状況及び今後の進め方について、説明を聴取した。

〔重要経済安保情報に係る検証・監察の実施状況及び今後の進め方〕

重要経済安保情報保護活用法が令和 7 年 5 月に施行され、令和 7 年 12 月までの間に 9 府省庁合計 20 件の指定がなされており⁶⁴、指定の検証・監察に着手している。今後の検証・監察を実施していくに当たっては、法施行の初年度であり、全ての指定が新規の指定となることから、指定された情報の範囲の調査・聴取を中心として、徹底かつ丁寧な検証・監察を実施する。

以上の説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

――特定秘密に係る質疑については、本報告書 42 頁参照

問 1. 重要経済安保情報についても、特定秘密に設けられている制度と同様の通報制度はあるのか。

[令和 7 年 12 月 2 日審査会]

〔答弁概要〕

- あると承知している。

問 2. 当審査会は、情報保全監察室の体制強化を求めている⁶⁵が、具体的な取組状況如何。

[令和 7 年 12 月 2 日審査会]

〔答弁概要〕

- 重要経済安保情報に係る検証・監察が新たに付与されたことを踏まえ、令和 7 年度から情報保全監察室の体制は 20 名から 22 名に拡充した。また、実地調査の回数及び参加人員を増やすとともに、首都圏以外に所在する特定秘密保有部署への実地調査を遺漏なく行えるよう、令和 8 年度予算につき増額要求している。

――本報告書 46 頁の質疑を一部再掲

⁶⁴ 令和 7 年 12 月までに総務省において、重要経済安保情報 1 件が削除されている。

⁶⁵ 本報告書 132 頁参照

ウ 経済産業省からの説明聴取及び質疑

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に係る調査のため、令和8年5月19日、先行的・試行的な調査として経済産業省から説明を聴取し、質疑を行った。

(7) 政府参考人からの説明概要

令和7年末時点において、経済産業省が指定している重要経済安保情報は2件である。その内訳は、①外国為替及び外国貿易法に基づく措置に関して、経済産業省が収集・分析した情報1件、②重要物資の安定供給に関する技術のうち、保護措置を講じる技術に関し行う令和7年における情報分析の方針に関する情報1件である。

①は、外国為替及び外国貿易法及び輸出入貿易管理令に基づく措置に関して、特定の日から令和7年5月15日までの間に経済産業省が収集・分析して得られた情報である。同情報が漏えいすることにより、我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあることから、事項の細目第2号③⁶⁶に該当するものとして重要経済安保情報に指定した。②は、重要物資の安定供給に関する技術のうち、経済産業省が保護措置を講じる技術に関し行う情報分析の方針である。同情報が漏えいすることにより、我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあることから、事項の細目第1号②⁶⁷に該当するものとして重要経済安保情報に指定した。

令和7年中に解除した重要経済安保情報は0件であった。重要経済安保情報における適性評価の実施状況について、同年中、適性評価結果の通知人数及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった人数は0名であった。

同年中、適性評価の評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった人数及び同意を取り下げた人数は、それぞれ1名であった。

同年中に内閣府に適性評価の調査依頼をしている人数（調査を完了した人数を含む）は58名である。なお、同年中に経済産業省が自ら適性評価の調査を実施している人数（調査を完了した人数を含む）は

0名である。

通合事業者の認定状況について、同年中の認定件数は0件であった。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問、重要経済安保情報の指定やその解除の在り方については、同情報の取扱いによって経済活動そのものが萎縮あるいは制限されることも考えられるため、特定秘密に比べて柔軟な対応がなされるべきとの意見もあるが、経済産業省の見解如何。

[令和8年5月19日審査会]

[答弁概要]

- （経済安全保障に関する取組を進める中で経済産業省が収集する情報等について説明を受けた。）
- 経済産業省では、現時点における重要経済安保情報に指定した件数は2件であるが、今後の取組によってその対象が広がる可能性があることを認識している。
- （経済安全保障に関する経済産業省の取組について説明を受けた。）
- それらの取組の下、事業者が経済活動を積極的に行えるような形になればよいと考えている。
- 事業者が重要経済安保情報を提供する場合、事業者には重要経済安保情報の保全措置を求めることになっている。一定の負担はあるが、経済産業省においても施設整備に係る支援の予算などを措置しており、経済活動の萎縮が生じることや事業者が重要経済安保情報の活用に及び腰になることがないようにしたい。
- 事業者とよくコミュニケーションを取りながら対応していきたい。

⁶⁶ 本報告書138頁参照
⁶⁷ 同上

3 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中の調査を踏まえ、政府の特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の運用状況等に対して、以下のとおり改善を求めることで合意した。

(1) 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第 102 条の 16 第 1 項に基づく勧告⁶⁸を行うものとする。

1 特定秘密及び重要経済安保情報の指定の在り方

特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の両制度が、シームレスな運用となるよう、各指定行政機関は、現在指定している特定秘密又は重要経済安保情報の対象情報が、時の経過に伴い、指定要件の充足性に変化が生じていないか、秘匿度に応じ適切に指定されているかどうか、定期的に確認すること。

また、両制度を所管する内閣情報調査室及び内閣府は、各指定行政機関に対し、定期的な確認を促すこと。

2 特定秘密に関する情報保全の徹底

(1) 本対象期間においても、特定秘密の漏えい等の不適正事案が複数確認されていることに鑑み、特定秘密を指定している行政機関においては、情報保全に係る保護措置が適切に講じられているか改めて検証すること。特に、不適正事案が生じた行政機関においては、情報保全教育の徹底を図るとともに、再発防止策について確実に実施すること。

(2) 適合事業者から特定秘密の漏えい等の違反行為が生じないよう、適合事業者を有する行政機関においては、情報漏えい等防止の観点から、適合事業者との契約上、どのような規定が設けられているのか、適合事業者が行っている情報漏えい等を防ぐための対応策及び情報漏えい等が発生した場合の適合事業者に対する違約金等のいわゆる制裁措置の内容について確認を行い、適合事業者における情報保全に万全を期すこと。

3 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、検証・監察に伴う受検側の行政機関の負荷に留意しつつも、政府全体で保有する特定秘密が記録された文書件数と比べ、独立公文書管理監が行った確認件数が少ないとの指摘を踏まえ、より効果的な検証・監察を行えるよう、更なる効率的な検証・監察手法を具体的に検討し、検証・監察の質の向上に努めること。

⁶⁸ 国会法第 102 条の 16 第 1 項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があるとき、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ」とこととされている。

(2) 政府に対する意見の理由及び背景

1 特定秘密及び重要経済安保情報の指定の在り方について

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定、令和7年12月26日最終変更)においては、特定秘密保護法と重要経済安保情報保護法とのシームレスな運用による情報保全の強化を実現するため、重要経済基盤に関する情報について、秘匿度に応じ、特定秘密又は重要経済安保情報に適切に指定し、各情報について必要な保護措置が講じられるよう所要の遵守事項を規定しており⁶⁹、重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち、指定の3要件に照らし、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものについては、重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定するよう定めている⁷⁰。

今対象期間中の審査会において、委員からは、重要経済安保情報と特定秘密には重なる部分がある可能性もあり、国際情勢等を踏まえ、重要経済安保情報に指定されていた情報もその機微度が上がり、特定秘密に指定される可能性もあると考えられるため、両制度の運用に係るマニュアル等の整備状況について質疑がなされた。

2 特定秘密に関する情報保全の徹底について

(1) について

行政機関における特定秘密の不適正事案は、これまでも繰り返し生じている。今対象期間においても、特定秘密の漏えい等の不適正事案が複数確認された。防衛省においては、当審査会の勧告⁷¹などを受けた再発防止策に取り組み中で、令和7年12月には7事案11件の新たな特定秘密に係る情報保全事案を公表⁷²し、適性評価の有効期限切れの者が特定秘密取扱者に指名され、実際に特定秘密を取り扱った事案などが明らかになっている。

今対象期間中の審査会においても、防衛省に対する調査の中で、特定秘密文書の誤廃棄事案が生じていることについて、委員からは、再発防止に向けた対応状況について質疑がなされた。

(2) について

今対象期間中の審査会において、外務秘文書の漏えいに対する罰則内容及び根拠法に関する質疑が行われた。その際、特定秘密及び重要経済安保情報を故意又は過失により漏えいした者又は不適正に取り扱った者に対する罰則の内容及び根拠法令並びに懲戒処分の処分量定について、各府省庁において統一的な基準に基づく対応となっているか等についても質疑が行われた。本件について、当審査会は、内閣情報調査室、内閣府、外務省及び防衛省に対し資料の提出を要求し、後日その資料の提出を受けた⁷³。

これを踏まえ、委員からは、適合事業者の従業者に対する罰則の在り方及び適合事業者において情報漏えいが生じた場合の措置⁷⁴等についても質疑がなされた。

3 独立公文書管理監関係について

当審査会は、令和6年審査会意見⁷⁵において、政府全体で保有する特定秘密文書の件数に比して、独立公文書管理監が行った検証・監察数が少ないとの指摘を踏まえ、確認件数を増やすよう求めている。

本意見を踏まえ、今対象期間中の審査会において、独立公文書管理監からは、検証・監察における特定秘密が記録された文書の確認件数を増やすよう事務の効率化に努めるなど、今後も適切な検証・監察が行えるよう取り組み、必要に応じ、行政機関に対して対応を求めていく旨の説明⁷⁶がなされた。

委員からは、特定秘密文書の確認件数をむやみに増やすよう求めているわけではないが、政府全体で保有する特定秘密文書件数と比較し、確認件数が少ない⁷⁷との考えに基づき意見していることを踏まえ、更に確認件数を増やすべく、前向きに検討するよう求める指摘がなされた。

⁶⁹ 本報告書15頁参照

⁷⁰ 一例として、取引停止措置、違約金条項の適用、違反した従業者に対する懲戒手続等が挙げられる。

⁷¹ 本報告書132頁参照

⁷² 同上

⁷³ 令和6年度中に独立公文書管理監が確認した特定秘密文書等の件数は5,478件、政府全体での特定秘密が記録された文書の保有件数は744,774件(令和6年末時点)である。

- 152 -

- 153 -

第 3 審査の経過及び結果

第 3 審査の経過及び結果

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁷⁸はなかった。

なお、平成 26 年 12 月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

⁷⁸ 国会法第 104 条の 2、議院における重人の宣誓及び証言等に関する法律第 5 条の 2

参 考 資 料

I 関係法規	
(1) 国会法 (昭和22年法律第79号) (抄)	157
(2) 衆議院規則 (昭和22年6月28日議決) (抄)	162
(3) 衆議院情報監視審査会規程 (平成26年6月13日議決)	163
(4) 特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第106号) (抄)	168
(参考) 特定秘密の保護に関する法律のポイント (内閣府資料)	181
(5) 特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号) (抄)	182
(6) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月4日閣議決定) (閣議要旨：令和7年12月26日) (抄)	188
(参考) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の見直し (概要) (令和7年12月26日閣議決定) (内閣府資料)	194
(7) 重要経済安全保障情報保護活用法の概要 (内閣府資料)	195
(参考) 重要経済安全保障情報保護活用法の概要 (内閣府資料)	211
(8) 重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律施行令 (令和7年政令第26号) (抄) ...	212
(9) 重要経済安全保障情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準 (令和7年1月31日閣議決定) (抄)	218
II 国会報告 (令和7年6月17日閣議決定) の概要	
「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する報告」の概要	223
III 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表 (令和7年末現在) (内閣府資料)	228
IV 独立公文書管理監報告のポイント (令和7年6月27日) 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	231
V 防衛省における特定秘密に係る情報保全事業について (令和7年12月26日) ..	232
VI 提示を受けた特定秘密一覧	239
VII 会長及び委員一覧	240
VIII 委員派遣・海外派遣一覧	244
IX 参考人一覧	246
X 活動経過	247

I 関係法規
(1) 国会法 (昭和 22 年法律第 79 号) (抄)

〔情報監視審査会の設置〕
第 102 条の 13 行政における特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。)) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定 (同項の規定による指定をいう。)) 及びその解除並びに適性評価 (特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。)) の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安全保障情報 (重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律 (令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安全保障情報保護活用法」という。)) 第 3 条第 1 項に規定する重要経済安全保障情報をいう。以下同じ。の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安全保障情報の指定 (同項の規定による指定をいう。)) 及びその解除、適性評価 (重要経済安全保障情報保護活用法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。)) の実施並びに適合事業者の認定 (重要経済安全保障情報保護活用法第 18 条第 1 項に規定する適合事業者の認定をいう。)) の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項 (第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) の規定による特定秘密又は重要経済安全保障情報の提出の要求に係る行政機関の長 (特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長及び重要経済安全保障情報保護活用法第 2 条第 2 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)) の判断の適合等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。
〔調査のための報告〕
第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告及び重要経済安全保障情報保護活用法第 19 条の規定による報告を受ける。
〔特定秘密又は重要経済安全保障情報の提出〕
第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安全保障情報の提出 (提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。)) を求めたときは、その求めに応じなければならない。
② 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安全保障情報保護活用法の規定の運用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 号イ中「各議院又は参議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項 (同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) 又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和 22 年法律第 225 号) 第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項 (同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) 又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査 (公開しないで行われるものに限る。)) と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条 (国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) と、重要経済安全保障情報保護活用法第 9 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は参議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議

院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第2項中「第9条」とあるのは「第9条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

③ 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

④ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密又は重要経済安保情報の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

⑤ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出をしなければならない。

（勅告）

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勅告をすることができる。

② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勅告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（審査）

第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

③ 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の運用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第9条第1

項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第2項中「第9条」とあるのは「第9条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

④ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

⑤ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勅告をすることができる。この場合において、当該勅告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

⑥ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勅告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあるのは、「その勅告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

⑦ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

（事務を行う者の制限）

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

（特定秘密等の利用又は知ることができる者の範囲）

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密又は重要経済安保情報が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密又は重要経済安保情報は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

（準用規定）

第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕 第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。 〔官公署に対する報告及び記録の提出要求〕 第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。 ② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。 ③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。 ④ 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。 〔審査の要請〕 第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密又は重要経済安保情報である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を説明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。 〔特定秘密等を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕 第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。 附 則（抄）〔国会法等の一部を改正する法律（第 1 条）〕（平成 26 年法律第 86 号） （施行期日） 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。 （検討） 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。	4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 附 則 1 この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。
--	---

(2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）又は重要経済安全保障情報（重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安全保障情報をいう。以下同じ。））については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

② 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密若しくは重要経済安全保障情報を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

② 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密若しくは重要経済安全保障情報を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密又は重要経済安全保障情報の閲覧〕

第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密又は重要経済安全保障情報については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

② 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日（平成 26 年 12 月 10 日）から施行する。

附 則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（令和 7 年法律第 34 号）の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

（設置の趣旨）

第 1 条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下この条において「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安全保障情報（重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下この条において「重要経済安全保障情報保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安全保障情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安全保障情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安全保障保護活用法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安全保障保護活用法第 18 条第 1 項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密又は重要経済安全保障情報の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長及び重要経済安全保障情報保護活用法第 2 条第 2 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第 2 条 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

（委員）

第 3 条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第 4 条 委員は、選任後逐漸なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分並びに情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密及び重要経済安全保障情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び第 1 項とするとときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分並びに情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密及び重要経済安全保障情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第 5 条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を經由して、議院の許可を得なければならない。ただし、開会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

る。 3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密若しくは重要経済安保情報を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。 第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。 （会派） 第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。 2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について準用する。 第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。 （開会） 第9条 情報監視審査会は、会期中であると開会中であることを問わず、いつでも開会することができる。 第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。 2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。 （情報監視審査室） 第11条 情報監視審査会は、特定秘密及び重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。 （定足数） 第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。 （議決） 第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決することによる。 （審査） 第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事実を審査するには、その議決を要する。 2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。 （委員の発言） 第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。 （議長及び副議長の出席及び発言） 第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。 （審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言） 第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多	
	い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事実の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。 2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。 （特定秘密又は重要経済安保情報を利用し又は知ることのできる者の範囲） 第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。 （委員の派遣） 第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。 （特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示） 第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を求めることができる。 （勧告） 第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。 2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。 （報告書の提出） 第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。 3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

（会場の秩序保持） 第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 （休会及び散会） 第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休会を宣告し、又は散会することができる。 （懲罰事犯の報告等） 第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。 2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。 （傍聴） 第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。 2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとする。 （特定秘密又は重要経済安保情報の保管） 第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密又は重要経済安保情報は、情報監視審査会において保管するものとする。 （特定秘密又は重要経済安保情報の開示） 第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密又は重要経済安保情報については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その開示をすることができ。 2 前項の規定は、第32条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。 （会議録） 第29条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。 2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。 3 会議録は、各議員には提供しない。 4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。 第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。	2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その開示をすることができ。 3 前項の規定は、第32条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。 （特定秘密又は重要経済安保情報の漏えいに係る懲罰事犯の報告等） 第31条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。 2 衆議院規則第235条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。 （事務局） 第32条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。 2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。 3 事務局長は、会長の命を受けて、職務を掌理する。 第33条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 （準用） 第34条 衆議院規則第41条、第45条の2、第45条の3、第47条の2、第51条、第52条、第56条、第70条、第85条の2及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。 附 則 （施行期日） 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）の施行の日（平成26年12月10日）から施行する。 （衆議院政治倫理審査会規程の一部改正） 2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和60年6月25日議決）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。 附 則 この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第34号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。
--	--

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等）に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合においては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記載を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
- 3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第2号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第1号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えないことができる。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えないことができる。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関

する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならぬ。

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（特定秘密の保護措置）

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第7条第1項の規定により提供されるものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第8条第1項の規定により提供されるものを除く。）を保有させることができる。

5 前項の契約には、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

6 第4項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必

要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第1項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合には、第5条第3項の規定を準用する。

3 警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第5条第2項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の契約については第5条第5項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第6項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第8条第1項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

3 第5条第4項の規定により適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

第9条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長

から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

注 本号は次のとおり改正され、令和9年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第4項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項（同法第231条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第7条第3項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第1号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合）にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第2号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

3 適合事業者は、第8条第3項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第1項第1号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第2号若しくは第3号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長
- 二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において連に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業員として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
- 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
 - 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができると見られる若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に關する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公の私団の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第 13 条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業員について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業員が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第 14 条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

第 15 条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行

った場合にこれを漏らすおそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る文書において準用する第 13 条第 1 項の規定による通知があった日から 5 年を経過した以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する選任評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(適性評価に関する個人情報及び提供の制限)

第16条 行政機関の長及び警察本部長は特定秘密の保護以外の目的のために、評定対象者が第12条第3項（前条第3項）について適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条第5号、同法第75条第2項に規定する人事院規則で定める事由（同法第18条第5号、第79条第5号若しくは第82条第1項第5号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項第5号、外務省公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項第5号、第42条第5号、第43条第5号若しくは第46条第1項第5号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項第5号若しくは第3項第5号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第5号、第28条第1項第5号若しくは第2項第5号若しくは第29条第1項第5号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由）に該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

(権限又は事務の委任)

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に關し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計特定秘密の指定く）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定く）に對し、特定秘密であることを關し、行政機関の長に對し、その旨の指示をすることができ、その旨の指示を受けることとなる。

(國史の叢書)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

(関係行政機関の協力)

第20条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適正評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘密することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

(責任の命令)

第21条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第22条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有しかつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得た特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得た者がこれを漏

らしたときは、5年以下の拘禁刑に処し、又は情状により5年以下の拘禁刑及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号口に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1000万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前2項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、5年以下の拘禁刑に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の拘禁刑に処する。

第26条 第23条第3項若しくは第24条第2項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第1項若しくは第24条第1項に規定する行為の遂行を共謀したものか自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第24条及び第25条の罪は、刑法第2条の例に従う。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第18条第1項及び第2項（変更に係る部分を除く。）並びに附則第9条及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

（編注 平成26年10月政令335号により、平成26年12月10日から施行した。）

（経過措置）

第2条 この法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第5条第1項及び第5項（第8条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第5条第1項中「第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第5項中「第

11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第11条の規定は、適用しない。

（施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第3条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密（附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要があるに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）とする。

（政令への委任）

第8条 附則第2条、第3条、第5条及び第6条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（指定及び解除の適正の確保）

第9条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第10条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国庫の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することと定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

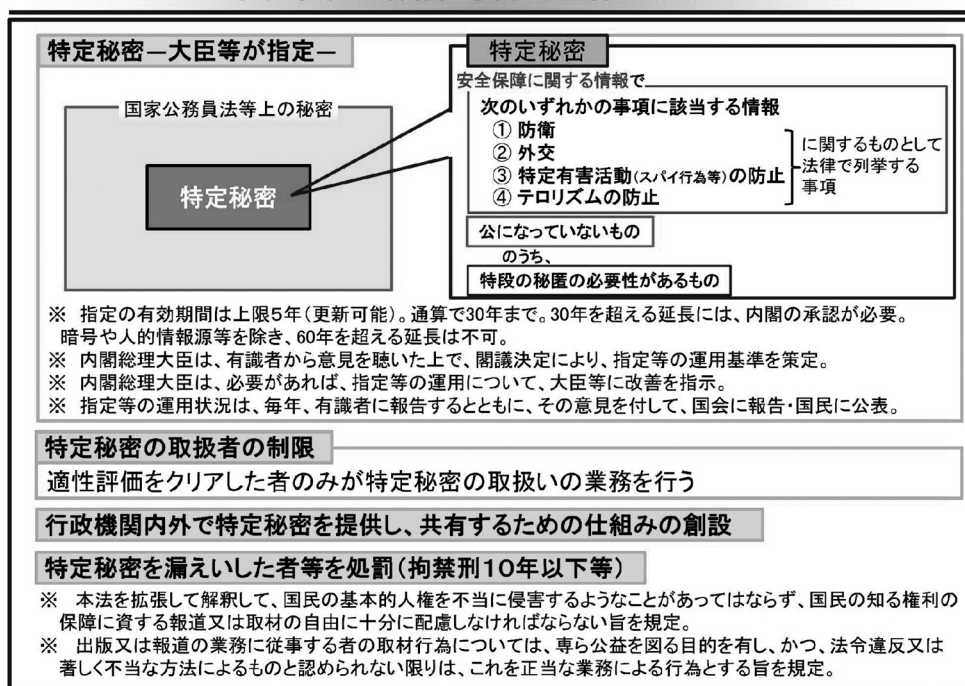
別表（第3条、第5条—第9条関係）

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見張り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見張り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ト 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項
- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出入若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
- 三 特定有害活動の防止に関する事項
- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号
- 四 テロリズムの防止に関する事項
- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

特定秘密の保護に関する法律のポイント



（参考）特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）

(5) 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成 26 年政令第 336 号)(抄)

(指定に関する記録の作成)

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第 18 条第 1 項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第 3 条第 1 項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための底簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第 1 号イからヌまで、第 2 号イからホまで、第 3 号イからニまで又は第 4 号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

第 4 条 法第 3 条第 2 項第 1 号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるようにしたときに、別記第 1 様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようすること。
- 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第 7 条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあ

つては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であつた情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができている状態にしたときに、別記第 1 様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないよう）にすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示を行うこと。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。
- イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号又は第 5 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による通知を受けた者
- ロ 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

(第 2 項以下 省略)

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第 8 条 行政機関の長は、法第 4 条第 2 項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
- イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号又は第 5 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による通知を受けた者
- ロ 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第 4 条第 4 項の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(指定の解除に伴う措置)

第 10 条 行政機関の長は、法第 4 条第 7 項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示を行うこと。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
- イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号又は第 5 条第 2 項若しくは第 4 項の規

定による通知を受けた者 口 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者 三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。 〔第 2 項以下 省略〕 (行政機関の長による特定秘密の保護措置) 第 11 条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置 四 法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限 七 前 2 号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限 八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第 17 条第 8 号において同じ。）の方法の制限 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄 十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置 十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置 2 法第 5 条第 1 項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。 3 法第 5 条第 2 項又は第 4 項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事項を記載した書面の交付により行うものとする。 (適合事業者に関する基準) 第 13 条 法第 5 条第 4 項の政令で定める基準は、第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 12 号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができるものと認められることとする。	一 代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第 1 項第 5 号において単に「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育 二 法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定 (適合事業者による特定秘密の保護措置) 第 14 条 法第 5 条第 5 項の政令で定める措置は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 12 号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。 一 当該特定秘密である情報について調べる法第 3 条第 2 項各号のいずれかに掲げる措置 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に關する次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。 ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。 (1) 法第 5 条第 6 項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置に限る。）を受けた者 (2) 法第 10 条第 3 項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ (1) 及び (2) に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 四 当該特定秘密の指定が解除された場合に關する次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。 ロ 第 2 号ロ (1) 及び (2) に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置 〔第 2 項 省略〕 (提供の際の通知) 第 15 条 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条又は第 18 条第 4 項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。 (他の行政機関による特定秘密の保護措置) 第 16 条 法第 6 条第 2 項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第 11 条第 1 項各号に掲げる措置の実施に関する事項
---	---

とする。
(第一号以下 省略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第 17 条 法第 10 条第 1 項第 1 号の政令で定める措置は、同条（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

- 一 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内でするものの方法を定めること。
- 二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。
- 三 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。
- 四 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
- 五 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。
- 六 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。
- 七 前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。
- 八 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。
- 九 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。
- 十 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。

(適性評価の実施の方法)

第 19 条 行政機関の長又は警察本部長は、法第 12 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項に関する質問票の交付（当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）をし、これらの事項についての記載又は記録を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項（法第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。

附 則

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に法附則第 5 条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図面若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。）第 113 条の 8 の規定により防衛秘密管理者が請じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。

別記第 1 様式（第 4 条関係）

特 定 秘 密

備考
色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

(6) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成 26 年 10 月 14 日閣議決定) (最終変更: 令和 7 年 12 月 26 日) (抄) Ⅱ 特定秘密の指定等 1 指定の要件 (1) から (3) まで省略) (4) 特に遵守すべき事項 (ア 省略) イ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護法」という。) 第 2 条第 4 項に定める重要経済基礎保護情報に該当する情報のうち、(1) に示した事項の細目に該当し、(2) の非公知性の要件も満たすものであって、(3) の特段の秘匿の必要性の要件に照らし、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものについては、同法第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すること。 (ウ 省略) エ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲を明確にするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で当該特定秘密の概要を分かりやすく記述するよう努めること。 (オ 以下 省略) 3 指定手続 (1) 行政機関又は都道府県警察の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が特定秘密に指定されるよう関係職員に通報するなどの措置を講ずるものとする。 (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう、その概要を具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由 (以下「指定の理由」という。) を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述 (以下「対象情報の記述」という。) は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。 (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(○) を含む。」、「(○) を除く。」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第 3 条第 3 号の特定秘密の概要は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどとして、適切に管理できるように記すものとする。 (4) 以下 省略)	Ⅴ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等 3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監査・是正 (1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監査・是正 (ア 省略) イ 内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。 ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監査の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除を、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。 (2) 以下 省略) 4 通報窓口の設置と処理 (1) 通報の処理の枠組み 内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第 4 条第 5 項、第 9 条、第 10 条若しくは第 18 条第 4 項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者 (以下「取扱業務者等」という。) が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと意料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口 (以下「通報窓口」という。) を設置し、公表するものとする。通報窓口においては、当該通報に限らず、特定秘密の漏えい、各行政機関が定める保護措置に係る違反行為その他の特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び関連規程に違反する行為 (以下「違反行為」という。) に関する通報を広く受け付けるものとする。ただし、内閣府独立公文書管理監が設置する通報窓口においては、内閣府本府組織令第 3 条の 2 第 1 号イに掲げる事務に係る通報に限り受け付けるものとする。 (2) 通報の処理 ア 行政機関に対する通報 (イ) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると思料するときは、当該違反行為に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができ。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密の漏えいに当たらないよう注意しなければならない。
--	--

- (イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。
- (ロ) 行政機関の長は、調査を行う場合は、遅滞なく必要な調査を行うものとする。
- (ハ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書フ
- ァイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為が明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書フ
- ァイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。
- (ニ) 行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。
- (ホ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。ただし、内閣府本府組織令第3条の2第1号イに掲げる事務に係るものに限る。

4 内閣府独立公文書管理監に対する通報

- (イ) 取扱業務等又は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書フ
- ァイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務等又は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密の漏えいに当たらないよう注意しなければならない。
- (ロ) (イ)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(イ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- ア ア(イ)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ロ ア(イ)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ハ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- (ロ) 内閣府独立公文書管理監は、通報を受理した場合、遅滞なく必要な調査を行うものとする。
- (イ) 通報の受理に関し、内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は其他調査をすることができる。
- (ロ) 行政機関の長は、(イ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。
- (ハ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保衛に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(イ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に説明しなければならない。

- (イ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書フ
- ァイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書フ
- ァイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書フ
- ァイル等の適正な管理その他の是正等を求めるものとする。
- (ロ) 行政機関の長は、(イ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
- (ハ) 内閣府独立公文書管理監は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(3) 通報者の保護等

ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

エ 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(イ)から(ウ)までに掲げる事項を内閣府安全監視委員会に、(イ)から(ウ)まで及び(イ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

- (イ) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（ハ(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(イ)において同じ。）
- (ロ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数
- (ハ) 過去1年に指定を解除した件数
- (ニ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書フ
- ァイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数
- (ホ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書フ
- ァイル等を過去1年に廃棄した件数
- (イ) 過去1年に廃棄した特定行政文書フ
- ァイル等の件数
- (ロ) 過去1年に処理した4(2)ア(イ)の通報の件数

(7) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(7)及び(1)において同じ。） (7) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数 (7) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数 (7) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例 (7) その他参考となる事項 イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。 ロ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(7)から(4)まで及び(5)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ツアイル等の管理についての意見を述べることができる。 エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。 オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ツアイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。 (2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。 (3) 国会への報告及び公表 ア 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。 イ なお、同院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。 6 その他の遵守すべき事項 (1) 2、3(1)イ、4(2)イ(2)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。 (2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。 (3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ツアイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。 (4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及	
	び向上させるために必要な研修を行うものとする。また、職員の保全意識の高揚を図るため、職員に対する特定秘密の保護に関する教育において、これまでに発生した不適正事実やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、より一層効果的なものとなるよう実施の時期や方法を工夫するなど、その充実強化を図るものとする。 (5) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務の適正を確保するため、当該業務に対する検査について、定期的なものと臨時的なものとを効果的に組み合わせる等して実施するほか、検査する項目についても対象とする業務の実態を踏まえて随時見直すなど、その実効性の向上を図るものとする。 (6) 行政機関の長は、適合事業者の選定に際し、指定をした特定秘密を適合事業者に保有させ、又は提供することができるのは、当該適合事業者に保有させ、又は提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ちゆかないような、いわば非代替性が認められる場合に限定されるという特定秘密保護法の趣旨に留意するものとする。 (7) 行政機関の長は、審査会の所掌に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和 22 年法律第 79 号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。 (8) 行政機関の長は、特定秘密の漏えいその他著しく不適正な取扱いをした事実があると認めるときは、事業の概要、発生の原因、再発防止のため講じようとする対策その他必要な事実を審査会に早期に報告するものとする。調査に長期間を要する見込みであるなど早期の報告が困難な事情がある場合においては、適時に中間報告を行うよう努めなければならない。 Ⅵ 本運用基準の見直し 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5 年を自途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

(参考) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の見直し(概要) (令和7年12月26日閣議決定) (内閣官房資料)

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の見直し

I 趣旨

本運用基準において、平成26年12月の施行後5年を経過し見直し(令和2年6月)から、5年を経過したメソッドで、これまでの運用実績、各有識者、衆参情報監視審査会等からの指摘、意見などを踏まえ見直しを行うもの

II 見直しのポイント

1. 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保(シームレスな運用)

重要経済安保情報保護活用法とのシームレスな運用による情報保全の強化を実現するため、重要経済情報に関する情報について、秘重度に応じ、特定秘密又は重要経済安保情報に適切に指定し、各情報について必要な保護措置が講じられるよう所要の遵守事項を規定[Ⅱ1(4)~]

2. 適性評価の適正かつ効率的・効果的な実施の確保

○ 適性評価の的確な実施を確保するため、評価対象者に関する必要な情報を漏れなく正確に把握した上で、主として評価対象者に対する面接を実施するよう手順・要領を見直し、同時に調査対象者等の負担軽減にも配慮して効率的な実施となるよう規定[Ⅴ5(3)~(6)]

なお、評価対象者の選定は、執務環境など業務の実情を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否やいわゆる有効期限(5年)を経過していないことを漏れなく確認するよう規定[Ⅴ3(1)~]

○ 適性評価の適正の確保に資するよう、それに関連して寄せられる、苦情の受理・処理を活性化するため、苦情受理窓口で受け付ける苦情について、実施に同意しなかった者や同意を取り下げた者などからの苦情も受け付けるよう規定[Ⅳ8(2)(5)]

○ 適性評価実施後に特定秘密取扱職員(従業者)に事情変更があった場合に、上司等が遅滞なく認知・報告できるよう、面談等を活用して年1回以上、その有無を確認することを規定[Ⅸ9(1)(2)]

○ 適性評価の効率的・効果的な実施を徹底するため、適合事業者の従業者を含め、過去に別の行政機関から適性評価を受けていた場合にはその記録の提供を受けると行政機関間で協力するよう規定。併せて、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者に関しても同様に行政機関間の協力を規定[Ⅸ12(2)]

3. 業務の適正の確保・特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化

○ 部内で特定秘密の漏えいと評価される事案が生じていることを踏まえ、特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、又は誤って取り扱うことのないよう注意する旨規定[Ⅰ3(4)]

○ 通報の処理を通じた業務改善を促進すべく、特定秘密の指定・解除及び関連文書管理に関する通報を受理する窓口で特定秘密漏えい事案や保護規程違反等幅広く受け付け、処理することを規定[Ⅳ4(1)(2)]

○ 特定秘密の保護に関する職員教育の充実強化を規定[Ⅵ6(4)]

○ 取扱い・業務に対する検査が真に効果的なものとなるようメソッドや項目を工夫するよう規定[Ⅵ6(5)]

○ 適合事業者を選定する際、特定秘密保護法で適合事業者に特定秘密を保有させ、又は提供することができないのは、(今般施行された重要経済安保情報保護活用法と異なり、)非公開性が認められる場合に限定されているという趣旨に留意するよう確認的に規定[Ⅵ6(6)]

○ 重大な不適正事案認知時に衆参審査会へ早期報告することを規定[Ⅵ6(8)]

4. その他

従来の規定の趣旨の明確化、引用文書名の変更、上記見直しと連動した改正、その他所要の修正

(7) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関し行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障(外部からの侵略等の脅威に對して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内府並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政機関の長」とは、次の各号に掲げる行政機関の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 次号及び第3号に掲げる機関以外の機関 当該機関の長

二 前項第4号及び第5号の政令で定める機関(次号に掲げるものを除く。) 当該機関ごとに政令で定める者

三 合議制の機関 当該機関

3 この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基礎となる公的的な役割であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網をいう。

- 4 この法律において「重要経済基礎保護情報」とは、重要経済基礎に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいう。
- 一 外部から行われる行為から重要経済基礎を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- 二 重要経済基礎の脆弱性、重要経済基礎に関する革新的な技術その他の重要経済基礎に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- 三 第1号の措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報
- 四 前2号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- （重要経済安保情報の指定）**
- 第3条** 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基礎保護情報であって、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。
- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る重要経済安保情報の範囲を明らかにするため、重要経済安保情報である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 政令で定めるところにより、重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 重要経済安保情報である情報の性質上前号に掲げる措置を講ずることが困難である場合においては、政令で定めるところにより、当該情報について指定が行われた旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
- 3 行政機関の長は、重要経済安保情報である情報について前項第2号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第1号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。
- （指定の有効期間及び解除）**
- 第4条** 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、政府の有するその諸活動や国民に説明する書物を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次に掲げる情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。
- 一 現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすその他の情報
- 二 情報収集活動の手法又は能力に関する情報
- 三 人的情報源に関する情報
- 四 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
- 五 前各号に掲げる情報に準ずるもので政令で定める重要な情報
- 5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該重要経済安保情報を提示することができる。
- 6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならぬ。
- 7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。
- （重要経済安保情報の保護措置）**
- 第5条** 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるとその他の当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。
- 2 警察庁長官は、都道府県警察が保有する情報について指定をしたときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。
- 3 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警務総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるとその他の当該重要経済安保情報の適切な

保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとする。

(他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供)

第6条 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該重要経済安保情報を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に重要経済安保情報を提供する行政機関の長は、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第1項の規定により重要経済安保情報の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとする。

(都道府県警察に対する重要経済安保情報の提供等)

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する重要経済安保情報について、その所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該重要経済安保情報を提供することができる。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定により都道府県警察に重要経済安保情報を提供する場合について準用する。

3 警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する重要経済安保情報で第5条第2項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

(外国の政府等に対する重要経済安保情報の提供)

第8条 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該重要経済安保情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供)

第9条 第4条第5項、前3条、次条第1項及び第18条第4項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限る、重要経済安保情報を提供するものとする。

一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの

注 本号は次のとおり改正され、令和9年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

ロ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第4項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項（同法第231条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第7条第3項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第1号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする重要経済安保情報が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあつては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第2号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府

県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、重要経済安全保障を提供することができる。

第10条 重要経済安全保障を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安全保障の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第4項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安全保障を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者は当該重要経済安全保障を提供することができると認める。ただし、当該重要経済安全保障を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安全保障について指定をしているとき（当該重要経済安全保障が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 行政機関の長は、当該行政機関の長が保有していない情報であって、当該行政機関の長がその同意を得て適合事業者に行わせる調査又は研究その他の活動により当該適合事業者が保有することが見込まれるものについて指定をした場合において、前項本文に規定する目的のために当該情報を当該適合事業者に利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者に対し、当該情報について指定をした旨を通知するものとする。この場合において、当該行政機関の長は、当該適合事業者との契約に基づき、当該指定に係る情報を、当該適合事業者は重要経済安全保障として保有させることができる。

3 前2項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 次条第1項又は第2項の規定により重要経済安全保障の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうち、当該適合事業者が指名して重要経済安全保障の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下この条、第12条第1項第1号及び第2号並びに第13条第2項において「従業者」という。）の範囲
- 二 重要経済安全保障の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
- 三 重要経済安全保障の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
- 四 従業者に対する重要経済安全保障の保護に関する教育に関する事項
- 五 前項の規定により重要経済安全保障を保有する適合事業者にあつては、当該行政機関の長から求められた場合には当該重要経済安全保障を当該行政機関の長に提供しなければならない旨
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該適合事業者による当該重要経済安全保障の保護に

関し必要なものとして政令で定める事項

4 第1項の規定により重要経済安全保障の提供を受け、又は第2項の規定により重要経済安全保障を保有する適合事業者は、当該各項の契約に依り、当該重要経済安全保障の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲を定めることその他の当該重要経済安全保障の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該重要経済安全保障の取扱いの業務を行わせるものとする。

5 第2項の規定により適合事業者は重要経済安全保障を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該重要経済安全保障の提供を求めることができる。

6 第4項に規定する適合事業者は、前条第1項第1号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする重要経済安全保障について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第2号若しくは第3号に掲げる場合には、重要経済安全保障を提供することができる。

7 第4項に規定する適合事業者は、前2項の規定により提供する場合を除き、重要経済安全保障を提供してはならない。

第11条 重要経済安全保障の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者は当該重要経済安全保障を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直ちに実施した次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価（第13条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者（次条第2項に規定する評価対象者をいう。同条第1項第1号及び第2号において同じ。）への通知があった日から10年を経過していないものに限る。）において重要経済安全保障の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があつた者（次項において「再評価対象者」という。）を除く。）でなければ行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該機関の長）
- 二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価を受けることなく重要経済安全保障の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者
- 2 前項の規定にかかわらず、重要経済安全保障の取扱いの業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者は当該重要経済安全保障を提供し、若しくは

保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が特定秘密保護法第12条第1項又は第15条第1項の規定により直近に実施したこれらの規定による適性評価（当該適性評価の後当該行政機関の長又は警察本部長による次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価が実施された場合のものを除く。以下「特定秘密直近適性評価」という。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（再評価対象者及び特定秘密保護法第12条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として特定秘密保護法第12条第3項（特定秘密保護法第15条第2項において読み替えて用いる場合を含む。）の規定による告知があった者を除く。）は、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項（特定秘密保護法第15条第2項において用いる場合を含む。）の規定による通知があった日から5年間に限り、重要経済安全保障情報の取扱いの業務を行うことができる。 3 特定秘密保護法第16条第1項の規定にかかわらず、行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安全保障情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は適合事業者が行わせるのに必要な限度において、同項に規定する適性評価の結果に係る情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。 4 特定秘密保護法第16条第2項の規定にかかわらず、特定秘密保護法第5条第4項に規定する適合事業者及び特定秘密保護法第16条第2項に規定する事業主は、重要経済安全保障情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は当該事業主に係る適合事業者が行わせるのに必要な限度において、特定秘密保護法第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容（同条第2項に規定する結果に係るものに限る。）を自ら利用し、又は提供することができるものとする。 （行政機関の長による適性評価の実施） 第12条 行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安全保障情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第1項若しくは第2項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安全保障情報の提供を受け、若しくは重要経済安全保障情報を保有する適合事業者の従業員として重要経済安全保障情報の取扱いの業務を新たにを行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるものの以外のも イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安全保障情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後重要経済安全保障情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの	二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安全保障情報の提供を受け、若しくは重要経済安全保障情報を保有する適合事業者の従業員として重要経済安全保障情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近適性評価認定者である者においては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年）を経過した日以後重要経済安全保障情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの 三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であって、引き続き重要経済安全保障情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第16条第1項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。 一 重要経済基礎毀損活動（重要経済基礎に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基礎に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基礎に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子を含む。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。） 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 四 薬物の濫用及び影響に関する事項 五 精神疾患に関する事項 六 飲酒についての節度に關する事項 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第7項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。 一 前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨 二 適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第6項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
---	---

- 4 行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第7項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。
- 5 内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第7項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。
- 6 適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 第2項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から10年を経過しておらず、かつ、第5項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限る）、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実施行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。
- 8 前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第1項の規定による通知は、前条第1項並びにこの条第1項第1号イ及び第2号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

（適性評価の結果等の通知）

- 第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果（当該適性評価が前条第7項の規定の適用を受けて実施された場合にあっては、その旨を含む。次項及び次条第1項において同じ。）を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知するものとする。
- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった

ときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を併せて通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

- 第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。
- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

- 第15条 警察本部長は、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。
- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに任じたこととなった者であって、次に掲げるものの以外のも
- イ 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次項において読み替えて準用する第13条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
- ロ 当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第15条第2項において準用する特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
- 二 当該都道府県警察の職員として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該警察本部長が直近に実施した適性評価に係る次項において読み替えて準用する第13条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定

秘密直近警察適性評価認定者である者にあつては、当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第15条第2項において準用する特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があつた日から5年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三 直近警察適性評価認定者又は特定秘密直近警察適性評価認定者であつて、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは「第15条第1項第3号」と、同条第4項中「内閣総理大臣」とあるのは「警察庁長官を通じて内閣総理大臣」と、「行政機関の業務」とあるのは「都道府県警察の業務」と、同条第5項中「結果を」とあるのは「結果を警察庁長官を通じて」と、同条第7項中「適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長」とあるのは「行政機関の長又は適性評価を実施する警察本部長（以下この項において「実施警察本部長」という。）以外の警察本部長」と、「実施行政機関の長による」とあるのは「実施警察本部長による」と、「実施行政機関の長が」とあるのは「実施警察本部長が」と、「実施行政機関の長の求め」とあるのは「実施警察本部長が警察庁長官を通じて行う求め」と、「当該実施行政機関の長」とあるのは「警察庁長官を通じて当該実施警察本部長」と、同条第8項中「この条第1項第1号イ」とあるのは「第15条第1項第1号イ」と、第13条第1項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、内閣総理大臣への通知は、警察庁長官を通じて行うものとする」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第16条 内閣総理大臣並びに行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかつたこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価又は適性評価調査の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価又は適性評価調査の実施によつて当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ず

るものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたとき及び特定秘密保護法第12条第4項に基づき国会に対して必要な事項を報告するときは、この限りでない。

2 第13条第2項又は第3項の規定による通知を受けた適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、当該通知の内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第17条 内閣総理大臣又は行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務をその職員に委任することができる。

（重要経済安保情報の指定等の運用基準等）

第18条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。以下同じ。）に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づき重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が第1項の基準に従つて行われていることを確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、重要経済安保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定について必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（国会への報告等）

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第20条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、重要経済安保情報の指定、適性評価の実施、適合事業者の認定その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、重要経済基盤保護情報であつて特に秘密することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

（政令への委任）

第21条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用) 第 22 条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。 2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。 第 23 条 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5 年以下の拘禁若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。 2 第 4 条第 5 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 5 項若しくは第 6 項又は第 18 条第 4 項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、3 年以下の拘禁若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第 9 条第 1 項第 1 号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。 4 過失により第 1 項の罪を犯した者は、1 年以下の拘禁若しくは 30 万円以下の罰金に処する。 5 過失により第 2 項の罪を犯した者は、6 月以下の拘禁若しくは 20 万円以下の罰金に処する。 第 24 条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、5 年以下の拘禁若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 前項の罪の未遂は、罰する。 3 前 2 項の規定は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用を妨げない。 第 25 条 第 23 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3 年以下の拘禁若しくは 300 万円以下の罰金に処する。 2 第 23 条第 2 項に規定する行為の共謀し、教唆し、又は煽動した者は、2 年以下の拘禁若しくは 200 万円以下の罰金に処する。 第 26 条 第 23 条第 3 項若しくは第 24 条第 2 項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第 23 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 24 条第 1 項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。	第 27 条 第 23 条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。 2 第 24 条及び第 25 条の罪は、刑法第 2 条の例に従う。 第 28 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（同条第 1 項に係る部分に限る。）又は第 24 条第 1 項若しくは第 2 項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 附 則 (施行期日) 第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項及び第 2 項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第 5 条、第 6 条及び第 8 条から第 10 条までの規定は、公布の日から施行する。 (重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関等の職員に関する経過措置) 第 2 条 この法律の施行の日（次条及び附則第 4 条において「施行日」という。）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、行政機関の長又は警察本部長は、当該行政機関又は都道府県警察の職員のうち当該行政機関の長又は警察本部長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができる。この場合において、第 5 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、第 5 条第 1 項中「第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる」ととされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同項及び同条第 3 項並びに第 6 条第 3 項中「〔の範囲を定める〕とあるのは「を指名する」と、第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項中「〔範囲その他〕とあるのは「指名その他」とする。 (民事訴訟法の規定により裁判所に重要経済安保情報を提示する場合に関する経過措置) 第 3 条 施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）の施行の日の前日までの間における第 9 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同号中「第 223 条第 6 項（同法第 231 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）とあるのは、「第 223 条第 6 項」とする。 (指定及び解除の適正の確保) 第 9 条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方) 第 10 条 国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能
---	---

を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 重要経済安保情報保護活用法の概要 (内閣府資料)

情報保全と「セキュリティ・クリアランス」

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国における情報保全措置の一環として、①政府が保有する安全保障上重要な情報を指定し、②指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱う（漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例）、とする制度。
 - 我が国では、「セキュリティ・クリアランス」制度を規定している法律として、特定秘密保護法（平成26年12月10日施行）と重要経済安保情報保護活用法（令和7年5月16日施行）がある。
- 【参考】同盟国・同志国等においても、情報保全のための「セキュリティ・クリアランス」の実施はスタンダード。



重要経済安保情報保護活用法の概要（令和6年法第27号）

1. 重要経済安保情報の指定
- ① 重要経済基礎保護情報（重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報）であって、
 - ② 公になつていない、
 - ③ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なものを重要経済安保情報として指定
2. 重要経済安保情報の管理ルール
 - 重要経済安保情報は、10年以内に「情報を漏らすおそれがない」という適性評価を受けた者でなければ、取り扱えない。なお、特定秘密保護法の適性評価を受けた者は、特定秘密の取扱いの業務を行える期間（5年）に限り、本法の適性評価なしに、同じ行政機関において重要経済安保情報を取扱うことができる（ただし、本法の適性評価を以て特定秘密を取扱うことはできない。）。
 - 適性評価は、本人の同意を前提として、内閣総理大臣による「元的調査の結果に基づいて、各行政機関の長が実施。（調査事項は、特秘法と基本的に同様であるが、特定有害活動・プロセスに関する事項は経済安保分野に限定）
3. 罰則等
 - 漏えいや不正取得は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科。
 - 未遂、過失犯（漏えいのみ）、共謀、国外犯等も処罰。
 - 法人の業務に関して漏えい又は不正取得（未遂を含む）をした場合は、法人にも罰金刑。⁴

(8) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令 (令和 7 年政令第 26 号) (抄)

(指定に関する記録の作成)

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による指定に関する記録の作成は、法第 18 条第 1 項の基準 (以下「運用基準」という。) で定めるところにより、法第 3 条第 1 項の規定による指定 (以下「指定」という。) 及びその解除を適切に管理するための帳簿 (その作成に代えて電磁的記録 (同条第 2 項第 1 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)) の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「指定管理簿」という。) に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 四 指定に係る重要経済安保情報である情報が法第 2 条第 4 項各号のいずれの事項に属するものであるかの別
- 五 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(重要経済安保情報の表示の方法)

第 4 条 法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する重要経済安保情報の表示 (以下「重要経済安保情報表示」という。) は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等 (重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。) の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準する確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。
- 二 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第 1 様式による表示を視覚により認識することができること。
- 三 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所 (見やすい箇所がない場合においては、その保管に用いる容器又は包装の外部) に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準する確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第 7 条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間 (延長された場合においては、延長後の有効期間。以下同じ。) が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等 (重要経済安保情報であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。) について、重要経済安保情報表示の抹消 (電磁的記録にあっては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第 1 様式による表示を視覚により認識することができないようにすることを含む。以下同じ。) をした上で、指定有効期間満了表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。
 - イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号、第 5 条第 2 項又は第 10 条第 2 項の規定による通知を受けた者
 - ロ 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る重要経済安保情報の提供を受けた者
 - 三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

(第 2 項以下 省略)

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第 8 条 行政機関の長は、法第 4 条第 2 項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 前条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
- 二 指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第 4 条第 4 項の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(指定の解除に伴う措置)

第 10 条 行政機関の長は、法第 4 条第 7 項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。
- 二 第 7 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
- 三 指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

(第 2 項以下 省略)

(行政機関の長による重要経済安保情報の保護措置)

第 11 条 行政機関の長は、重要経済安保情報を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名

二 職員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育 三 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置 四 法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる者とされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定 五 重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持ち込みの制限 六 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限 七 前 2 号に掲げるもののほか、重要経済安保情報文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限 八 重要経済安保情報の伝達（重要経済安保情報文書等の交付以外の方法によるものに限る。第 15 条第 8 号において同じ。）の方法の制限 九 重要経済安保情報の取扱いの業務の状況の検査 十 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における検知、破砕その他の方法による重要経済安保情報文書等の廃棄 十一 重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置 十二 前各号に掲げるもののほか、重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置 2 法第 5 条第 1 項の政令で定める措置は、前項の規程に依い、当該重要経済安保情報に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。 3 法第 5 条第 2 項の規定による通知は、当該通知に係る重要経済安保情報である情報について第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事項を記載した書面の交付により行うものとする。 （提供の際の通知） 第 13 条 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 18 条第 4 項の規定により重要経済安保情報の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。 （他の行政機関による重要経済安保情報の保護措置） 第 14 条 法第 6 条第 2 項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該重要経済安保情報に関する第 11 条第 1 項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。 一 当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等であって当該他の行政機関において作成したもののについて講ずる法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第 2 号に掲げる措置 二 当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。	ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。 (1) 法第 6 条第 3 項の規定により当該他の行政機関の長から前号に掲げる措置(法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置に限る。)を受けた者 (2) 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項の規定により当該他の行政機関の長から当該重要経済安保情報の提供を受けた者 三 当該重要経済安保情報の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 四 当該重要経済安保情報の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。 ロ 第 2 号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 （その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による重要経済安保情報の保護措置） 第 15 条 法第 9 条第 1 項第 1 号の政令で定める措置は、同条(同号(イ)に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定により重要経済安保情報の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。 一 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が重要経済安保情報であることを認識させるために必要な表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。)又は通知であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内でするものの方法を定めること。 二 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者を指名すること。 三 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に対し、重要経済安保情報の保護の重要性を理解させること。 四 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。 五 当該提供の目的である業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすること。 六 当該重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。 七 前号に掲げるもののほか、当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。 八 当該重要経済安保情報の伝達の方法を制限すること。 九 当該重要経済安保情報の利用の状況の検査の方法を定めること。 十 当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。
---	--

(適合事業者に関する基準) 第 16 条 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 12 号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、重要経済安保情報を適切に保護することができることと認められることとする。 一 代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第 5 号において「従業者 1」という。）に対する重要経済安保情報の保護に関する教育 二 法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定 2 第 11 条第 3 項の規定は、法第 10 条第 2 項の規定による通知について準用する。 (適合事業者との契約において定めるべき事項) 第 17 条 法第 10 条第 3 項第 6 号の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置及び当該重要経済安保情報に関する第 11 条第 1 項第 5 号から第 12 号までに掲げる措置の実施に関する事項とする。 一 当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等であって当該適合事業者において作成したものであるものについて講ずる法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第 2 号に掲げる措置（法第 10 条第 2 項の契約にあっては、当該情報について講ずる法第 3 条第 2 項各号のいずれかに掲げる措置） 二 当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。 ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。 (1) 法第 10 条第 4 項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置に限る。）を受けた者 (2) 法第 10 条第 6 項の規定により当該適合事業者から当該重要経済安保情報の提供を受けた者 三 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に対し、重要経済安保情報の保護の重要性を理解させること。 四 当該重要経済安保情報の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。 ロ 第 2 号ロ (1) 及び (2) に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 五 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者について、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた場合における当該重要経済安保情報の提供をした行政機関の長（法第 10 条第 2 項の契約にあっては、当該重要経済安保情報の指定をした行政機関の長）に対する報告その他の措置	
	附 則 (施行期日) 1 この政令は、法の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。 別記第 1 様式（第 4 条関係） 重要経済安保情報 備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

(9) 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準 令和7年1月31日閣議決定(抄)

第6章 重要経済安保情報保護法の実施の適正を確保するための措置

第2節 内閣府独立公文書管理監による検証・監察

1 内閣府独立公文書管理監による検証・監察

以下同じ。は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等(重要経済安保情報を記録する行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。以下同じ。))の管理が、法、施行令及び本運用基準第1章から第3章まで(以下「法等」という。))に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

ここでいう、重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の検証・監察には、保存期間1年未満の重要経済安保情報文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。なお、保存期間1年未満の重要経済安保情報文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

2 行政機関の長に対する資料の要求

内閣府独立公文書管理監は、業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

行政機関の長は、上記による求めがあったときは、法第9条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に重要経済安保情報を提供するものとし、当該重要経済安保情報の提供が、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして、上記の求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に説明しなければならない。

3 是正の求め

内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと認める場合には、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該重要経済安保情報行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとし、その是正を求めたときは、その内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知するものとする。

行政機関の長は、上記による是正の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

4 行政機関の長による指定管理簿の写しの提出等

上記で定めるもののほか、行政機関の長は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の検証・監察の実施に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 重要経済安保情報を指定し、指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したとき、又は、指定の有効期間を延長し、若しくは指定を解除し、施行令第8条第2号若しくは第10条第1項第3号に基づき、それぞれ指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監に、当該指定に関する指定管理簿の写しを提出すること。
- (2) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理について、毎年1回、次に掲げる事項その他の重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に資する事項を、内閣府独立公文書管理監に報告すること。
- ① 重要経済安保情報行政文書ファイル等の名称
- ② 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存場所
- ③ 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存期間
- ④ 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置
- (3) 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと行政機関の長が認めた場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監に報告すること。
- (4) 以下省略

第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

1 通報窓口の設置

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は法第4条第5項、第8条、第9条、第10条若しくは第18条第4項の規定により提供された重要経済安保情報について、当該提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知得した者(以下「取扱業務者等」という。)が、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料する場合に通報するための窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、公表するものとする。

2 通報の処理

(1) 行政機関に対する通報

① 取扱業務者等による通報

取扱業務者等は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料するときは、通報窓口に対し、その旨の通報をすることができ、この場合において、取扱業務者等は、指定管理簿に記載され、又は記録された重要経済安保情報の概要や、重要経済安保情報が記録された文書の番号を用いるなどし、重要経済安保情報を漏らしてはならない。

② 行政機関による調査の判断

行政機関の長は、受理した通報に基づき調査の必要性を十分に検討した上で、調査を行う場合にはその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合にはその旨及び理由を、当該通報を行った者(以下「通報者」という。)に対し、速滞なく通知

するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。 ③ 行政機関による調査の実施 行政機関の長は、調査を行う場合には、遅滞なく必要な調査を行い、調査の結果、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該重要経済安保情報行行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。 ④ 調査結果の通知 行政機関の長は、調査を実施した場合には、その結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。 (2) 内閣府独立公文書管理監に対する通報 ① 取扱業務者等による通報 取扱業務者等は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、指定管理簿に記載され、又は記録された重要経済安保情報の概要や、重要経済安保情報が記録された文書の番号を用いるなどし、重要経済安保情報を漏らしてはならない。 この通報は、2(1)②において調査を行わない旨の通知又は2(1)④の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 ア 2(1)①に定める通報をすれば、不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合 イ 2(1)①に定める通報をすれば、当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合 ウ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合 ② 内閣府独立公文書管理監による調査の実施 内閣府独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとし、必要があると認めるときは、①の通知に係る行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は实地調査をすることができる。行政機関の長は、当該求めがあったときは、法第9条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に重要経済安保情報を提供するものとし、当該重要経済安保情報の提供が、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして、その求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に説明しなければならない。 ③ 是正の求め	
	内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めるときは、当該重要経済安保情報の指定及びその解除をい、又は重要経済安保情報行行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該重要経済安保情報行行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとし、その是正を求めたときは、その内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知するものとする。 ④ 調査結果の通知 行政機関の長は、上記の是正の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。内閣府独立公文書管理監は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。 (3) 通報者の保護等 ① 個人情報保護 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。 ② 不利益取扱いの禁止 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業員である場合にあつては、当該適合事業者を含む。③前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。 ③ 違反に対する措置 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他の適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についてと同様とする。 ④ 通報に係る記録の保存 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

(1) 当該行政機関の長が指定した重要経済安保情報の件数（第2章第1節1に規定する事項の細目ごと。（2）～（4）において同じ。） (2) 過去1年に新たに指定をした重要経済安保情報の件数 (3) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数 (4) 過去1年に指定を解除した件数 (5) 重要経済安保情報であった情報を記録する行政文書フナイル等を過去1年に国立公文書館等に移置した件数 (6) 重要経済安保情報であった情報を記録する行政文書フナイル等を過去1年に廃棄した件数 (7) 過去1年に廃棄した重要経済安保情報行政文書フナイル等の件数 (8) 過去1年に処理した第3節2の通報の件数 (9) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む（10）及び（11）において同じ。） (10) 過去1年に適性評価の評価対象者が法第12条第3項の同意をしなかった件数 (11) 過去1年に申出のあった苦情の件数 (12) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例 (13) 適合事業者の認定の件数 (14) その他参考となる事項 2 重要経済安保情報保護活用諮問会議への報告 重要経済安保情報保護活用委員会は、1に基づく報告を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、重要経済安保情報指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を、内閣総理大臣に報告するものとする。 内閣総理大臣は、毎年1回、上記の状況を、法第18条第2項に規定する者で構成される重要経済安保情報保護活用諮問会議に報告し、その意見を聴かなければならない。 3 国会への報告及び公表 内閣総理大臣は、毎年1回、2の意見を付して、重要経済安保情報指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を、法第19条に基づき国会に報告するとともに、公表するものとする。 なお、国会に報告する際には、法第9条第1項第1号イに基づき行政機関の長が保存する指定管理簿を取りまとめたものを、上記の報告に添付するものとする。 第7節 その他の遵守すべき事項 (略) 行政機関の長は、審査又は調査のために国会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、法や国会法（昭和22年法律第79号）その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。（略）	II 国会報告（令和7年6月17日開議決定）の概要 令和7年6月 内閣官房 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要 特定秘密保護法第19条及び運用基準V5（3）の規定により、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間を対象期間とする報告・公表を行う。その概要は下記のとおりである。 なお、令和6年末時点で同法上の行政機関は28機関あり、このうち秘密指定権限を有するものは20機関である。 記 1 令和6年中の状況 (1) 特定秘密の指定 令和6年中、8機関で48件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表1のとおりである。 (2) 指定の有効期間の満了、延長及び解除等 令和6年中、指定の有効期間を満了したものは2機関・10件、延長したものは11機関・388件、指定を解除したものは1機関・1件であった。また、特定秘密を指定している13機関全てが、指定の理由の点検を実施している。 (3) 行政文書フナイル等の移管及び廃棄 令和6年中、国立公文書館等への移管件数は0件、特定行政文書フナイル等の廃棄件数は3機関・403件、緊急廃棄された文書の件数は0件であった。 (4) 違反行為に関する通報の状況 令和6年中に通報窓口に寄せられた通報件数は1件であった。 (5) 適性評価 令和6年中の実施件数は26機関・35、839件（このうち適合事業者の従業者は4機関・841件）であった。行政機関別の内訳は、別表2のとおりである。このうち、7件については、特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は14件であった。 2 令和6年末時点における状況 (1) 特定秘密の指定 令和6年末時点の総指定件数は13機関・788件である。行政機関別の内訳及び過去5年間の推移は、別表3のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計275件と多くなっている。 (2) 指定の有効期間 788件のうち770件に5年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間は、5年未満であるものが2件、5年以上10年未満であるものが233件、10年以上15年未満であるものが218件、15年以上であるものが335件となる。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは200件である。
--	---

(3) 特定秘密が記録された行政文書の保有状況
令和6年末時点、特定秘密が記録された行政文書が15機関で計744、774件保有されている。前年末時点より61、933件増加した。

(4) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者
令和6年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は26機関・141、723人（このうち、適合事業者の従業者は5機関・5、144人）である。行政機関別の内訳は、別表4のとおりである。

3 制度の適正な運用の確保

(1) 不適正事案の発生及び対応の状況

護衛艦における適性評価の未実施事案等の発覚を発端に、令和6年中に防衛省で全般的な点検を行った結果、類似事案が多数確認されたほか、無許可録音、文書の誤廃棄や不正共有等の不適正事案も判明した。外部への漏えいは確認されなかったが、衆参両院による改善勧告を踏まえ、同省では、保全教育の技術的改善、関連制度の改正、ヒューマンエラーを防ぐシステムの構築等の再発防止策を取りまとめた。また、他機関でも、これらの反省教訓事項を生かした諸対策を推進した。

(2) 内閣府独立公文書管理監への対応

内閣府独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において、特定秘密文書の該当頁に特定秘密の表示をする等の所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。

(3) 情報監視審査会への対応

衆議院情報監視審査会の令和5年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和6年6月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

(4) 内閣府独立公文書管理監からの意見

特定秘密を取り扱う者に対して、特定秘密保護法等の内容を十分に理解させ、その責務について再認識させることにより、同法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。

(5) 有識者からの意見

制度の運用一般について、重要経済安保情報保護活用法やサイバー対処能力強化法との関連性、情報・通信技術の利用と制約、通報制度の周知や通報者の保護、適性評価の適正・実効性の確認、国会に対する政府の説明責任などに関する意見が示された。

また、不適正事案について、組織の緩みと緊張感の不足、現場実態に即したミス防止対策、文書管理のプロセスの確認・点検、定期検査の見直しなどに関する意見が示された。

さらに、国会報告文書の構成や内容について、管理体制や有効期間の満了、指定の一部解除、文書の誤廃棄等に関する説明の補足、関係文書のURLの追記等に関する意見が示された。

別表1：令和6年中の行政機関別の特定秘密の指定件数

行政機関	指定件数
国家安全保障会議	1 (1)
内閣官房	11 (5)
警察庁	5 (5)
公安調査庁	2 (2)
外務省	1 (1)
海上保安庁	1 (1)
防衛省	26 (21)
防衛装備庁	1 (0)
合計	48 (36)

(注) 括弧内の数値は、単単位等で期間を区切って指定した件数で、内数。

別表2：令和6年中の行政機関別の適性評価の実施件数

行政機関	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
国家安全保障会議	0	0	0
内閣官房	488	179	677
内閣法制局	1	0	1
内閣府	113	0	113
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	1,029	0	1,029
警務庁	261	0	261
都道府県警察	768	0	768
金融庁	9	0	9
消費庁	6	0	6
総務省	59	0	59
消防庁	14	0	14
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	16	0	16
公安調査庁	68	0	68
外務省	365	3	368
財務省	131	0	131
文部科学省	9	0	9
厚生労働省	14	0	14
農林水産省	30	0	30
水産庁	46	0	46
経済産業省	62	0	62
資源エネルギー庁	11	0	11
国土交通省	96	0	96
気象庁	5	0	5
海上保安庁	234	0	234
環境省	9	0	9
原子力規制委員会	15	0	15
防衛省	32,005	297	32,302
防衛装備庁	146	362	508
合計	34,998	841	35,839

別表 3：毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年末		令和3年末		令和4年末		令和5年末		令和6年末	
	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点	時点
国家安全保障会議	7	8	9	10	11					
内閣官房	94	102	108	116	127	1				
内閣府	0	0	1	1	1					
国家公安委員会	0	0	0	0	0					
警察庁	41	45	49	55	57					
金融庁	0	0	0	0	0					
総務省	11	11	11	10	10					
消防庁	0	0	0	0	0					
法務省	1	1	1	1	1					
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1					
公安調査庁	26	30	32	34	36					
外務省	40	41	43	44	44					
財務省	0	0	0	0	0					
厚生労働省	0	0	0	0	0					
経済産業省	4	4	4	4	4					
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0					
海上保安庁	21	22	23	24	25					
原子力規制委員会	0	0	0	0	0					
防衛省	349	375	399	429	448					
防衛装備庁	18	19	21	22	23					
合計	613	659	702	751	788					

別表 4：適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和4年～6年）

行政機関	令和4年末時点		令和5年末時点		令和6年末時点	
	計	行政・通合事 機関の業務の 職員等、従業者	計	行政・通合事 機関の業務の 職員等、従業者	計	行政・通合事 機関の業務の 職員等、従業者
内閣官房	1,909	932	2,095	1,065	2,269	1,163
内閣法制局	3	3	1	1	2	2
内閣府	118	118	117	117	181	181
警察庁	3,648	3,648	3,777	3,777	3,842	3,842
警察庁	658	658	681	681	726	726
都道府県警察	2,990	2,990	3,096	3,096	3,116	3,116
金融庁	10	10	10	10	11	11
消費庁	10	10	16	16	10	10
総務省	120	120	113	113	139	139
消防庁	23	23	24	24	24	24
法務省	20	20	19	19	20	20
出入国在留管理庁	47	47	50	50	49	49
公安調査庁	270	270	275	275	289	289
外務省	1,176	1,140	1,298	1,262	1,461	1,424
財務省	257	257	290	290	335	335
文部科学省	94	79	79	67	60	55
厚生労働省	16	16	31	31	32	32
農林水産省	46	46	45	45	65	65
水産庁	42	42	48	48	46	46
経済産業省	166	166	167	167	175	175
資源エネルギー庁	15	15	9	9	14	14
国土交通省	96	96	97	97	156	156
気象庁	12	12	12	12	12	12
海上保安庁	814	814	915	915	988	988
環境省	10	10	10	10	11	11
原子力規制委員会	39	39	21	21	36	36
防衛省	120,876	119,900	122,459	121,302	126,634	126,634
防衛装備庁	2,735	906	1,829	951	2,540	886
合計	132,572	128,739	135,469	130,694	141,723	136,579

Ⅲ 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和 7 年末現在）
（内閣官房資料）

[illegible]

- 230 -

Ⅳ 独立公文書管理監報告のポイント（令和7年6月27日）

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- 報告対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

検証・監察の結果

- (1) 特定秘密の指定
 - 令和7年3月12日に1件、特定秘密の指定については是正を求めた。
 - 特定秘密の指定48件について適正と認めた。
 - (2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - 有効期間の延長57件について適正と認めた。
 - (3) 特定秘密の指定の解除
 - 解除3件（一部解除2件を含む。）について適正と認めた。
 - (4) 特定秘密の記録とその表示
 - 令和7年3月12日に1件、特定秘密の記録とその表示については是正を求めた。
 - それ以外の43部署による記録とその表示を適正と認めた。
 - (5) 特定行政文書ファイル等の保存
 - 令和7年3月12日に1件、立入り制限については是正を求めた。
 - それ以外の43部署による保存を適正と認めた。
 - (6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - 内閣官房4件、公安調査庁2件、防衛省84件及び防衛装備庁3件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
 - (7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - 令和6年10月24日に1件、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については是正を求めた。
 - それ以外の14部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
- 定量的指標**
- 説明聴取、実地調査等の回数：124回
 - 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：5,478件
- （これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ13,061件）
- 通報への対応**
- 独立公文書管理監の窓口に対して、特定秘密の漏えいに関する通報が1件あった。なお、所要の調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。
- 今後の展望**
- 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

Ⅴ 防衛省における特定秘密に係る情報保全事業について（令和7年12月20日）

（お知らせ）

令和7年12月26日
防 衛 省

防衛省における特定秘密に係る情報保全事業について

令和6年12月27日に防衛省における特定秘密に係る情報保全事業を公表した以降に、新たに次の事業が確認されたため調査を行い、当該調査が終了したのでお知らせします。なお、部外者への情報漏えいは確認されませんでした。

また、これらの事業のうち懲戒手続が完了した事業について、本日、合計19名（停職6名、減給2名、戒告5名、訓戒6名）の懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

- 通性評価の有効期限切れの者を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱った事業 2件（陸上自衛隊）
- 通性評価の有効期限切れの者等を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事業 1件（航空自衛隊）
- 通性評価実施済みであるが、特定秘密取扱職員に指名されていない者にメールの宛先誤りにより送信した事業 1件（航空自衛隊）
- 特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機（システム）で特定秘密を取り扱った事業 1件（情報本部）
- 特定秘密が記録された文書（複製物）を所定の手続を経ずに廃棄した事業 3件（陸上自衛隊：2件、航空自衛隊1件）
※ 上記3件のほか、調査に着手して間もない事業2件（海上自衛隊）
- 特定秘密が記録された物件（複製物）を誤った操作により消去した事業 2件（航空自衛隊）
- 特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事業 1件（海上自衛隊）

特定秘密に係る情報保全事案の概要及び再発防止策

1 特定秘密に係る情報保全事案の概要

- (1) 適性評価の有効期限切れの者を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱った事案

ア 陸上自衛隊第36普通科連隊(伊丹)

(7) 事案の概要

- 令和7年1月28日、特定秘密の不適切な取扱いに関する情報提供を受け、事実確認を行ったところ、適性評価の有効期限が切れているにもかかわらず、隊員1名を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱っていたことが発覚した。

(4) 事案の調査結果

- 当該隊員の特定秘密取扱職員への指名に際し、上司は否定しているものの、当該上司から担当者Aに対し不適切な指導が行われた可能性が高く、担当者Aは不正と認識しながらも、指名手続を行った。
- 令和6年4月、防衛大臣指示により特定秘密保護法に基づく関係規則が適切に運用されているか点検を行った際、担当者Aは、当該隊員が適性評価の有効期限切れのまま特定秘密取扱職員に指名されていることを認識していたにもかかわらず、異常なしの報告を行った。
- また、特定秘密の取扱いはなかったものの、同連隊の複数の中隊等において、担当者等の理解や確認の不足により、適性評価手続中の隊員16名が特定秘密取扱職員に指名されていた。
- 特定秘密の部外者への漏えいは確認されなかった。
- (4) 懲戒処分
手続中

イ 陸上自衛隊第7特科連隊(東千歳)

(7) 事案の概要

- 令和7年6月12日、同年3月の転入者Bの適性評価の有効期限について、上級部隊から問合せがあったことから確認したところ、転入者Bは、令和6年9月8日に有効期限が切れているにもかかわらず、令和7年4月15日に特定秘密取扱職員に指名され、特定秘密文書を取り扱っていたことが発覚した。

(4) 事案の調査結果

- 担当者Cは、転入者Bの特定秘密取扱職員の指名手続に当たり、令和6年9月頃に適性評価の手続を行った別の隊員の結果通知を受けたことから、転入者Bについても転入前の部隊で同時期に手続を実施していたため、適性評価の結果も同様に通知されているものと誤って認識し、その旨を担当者D及び関係者に報告した。
- 転入者B、担当者D及び担当者Eは、それぞれが転入者Bの適性評価の実施状況を確認することなく、担当者Cの誤った認識を看過し、転入者Bの適

性評価が実施済みと誤って認識し、指名手続を行った。

- 担当者Fは、知識が十分でない担当者Gに特定秘密取扱職員名簿の作成を指示し、担当者Gは、誤った認識で特定秘密取扱職員名簿を作成した。
- 特定秘密の部外者への漏えいは確認されなかった。

(4) 懲戒処分

- 転入者B 3等陸佐 50歳代 「停職6日」
- 担当者C 准陸尉 50歳代 「停職5日」
- 担当者D 佐官 40歳代 「停職6日」
- 担当者E 佐官 40歳代 「停職6日」
- 担当者F 1等陸尉 30歳代 「戒告」
- 担当者G 准陸尉 50歳代 「戒告」

- (2) 適性評価の有効期限切れの者等を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事案

ア 航空自衛隊北部高射群第11高射隊(長沼)

(7) 事案の概要

- 令和6年12月20日、他部隊から問合せを受けて適性評価等の実施状況を確認したところ、適性評価の有効期限切れの者等4名を特定秘密取扱職員に指名していたことが発覚した。

(4) 事案の調査結果

- 担当者Hは、転入者Iの適性評価の実施に当たり、事務手続の手順が分からず、これを放置し、その後、適性評価未実施のまま特定秘密取扱職員の指名手続を行った。
- 令和6年4月、防衛大臣指示により特定秘密保護法に基づく関係規則が適切に運用されているか点検を行った際、担当者Hは、転入者Iの適性評価が未実施のまま特定秘密取扱職員に指名されていることを認識していたにもかかわらず、異常なしの旨の報告を上司Jに行った。
- また、他の隊員3名の適性評価の手続も放置し、有効期限切れのまま特定秘密取扱職員の指名を継続させた。
- 担当者Hは、当該4名の適性評価の手続を怠ったことのみならず、あたかも手続が完了したかのように偽り、故意に適性評価の有効期限が記載された関連文書を書き換えて、上司J及び上司Kに虚偽の報告をした。
- なお、有効期限は切れていなかったものの、当該4名以外に43名の適性評価の有効期限等も書き換えて、上司J及び上司Kに虚偽の報告を行っていた。
- 事案発覚までの間、担当者Hは、上司J及び上司Kから複数回にわたり適性評価の実施状況等の確認を受けていたものの、問題ない旨の虚偽の報告を行っていた。
- 上司J及び上司Kは、自ら適性評価の実施状況を確認することなく、担当者Hの虚偽の報告を信用し、指名手続を行った。
- 当該4名の、特定秘密を取り扱う可能性のある訓練への参加状況や関係者から聴取した結果、特定秘密の取扱いとは確認されなかった。
- (4) 懲戒処分等
担当者H 2等空曹 30歳代 「停職5日」

(3) 通社評価実施済みであるが、特定秘密取扱職員に指名されていない者にメールの宛先誤りにより送信した事案 ア 航空自衛隊偵察航空隊第502飛行隊（三沢） (7) 事案の概要 ○ 令和7年9月2日、隊員シは、特定秘密の取扱いが認められているシステムで特定秘密文書を添付したメールを、宛先の確認不足により誤って関係する部隊全員に送信した。 (4) 事案の調査結果 ○ 隊員シは、当該メールの送信後に問合せを受け、誤ってメールを送信したことを認識し、その後、メールの送信の取消しを行ったものの、既に当該特定秘密文書を20名が閲覧しており、そのうち3名が適性評価実施済みであったものの、当該特定秘密の特定秘密取扱職員に指名されていないかった。 (9) 懲戒処分等 隊員シ 「訓戒」 (4) 特定秘密の取扱いが認められない電子計算機（システム）で特定秘密を取り扱った事案 ア 情報本部（市ヶ谷） (7) 事案の概要 ○ 令和7年2月28日、特定秘密の取扱いが認められていないシステムにおいて、特定秘密の内容を含むデータを添付したメールを送信した。 (4) 事案の調査結果 ○ 隊員Mは、当該システムで特定秘密を取り扱ってはならないことを認識しながら、通常業務で使用している特定秘密の取扱いが認められているシステムが検装のため使用できなくなることから、この間も業務を継続するため、故意に特定秘密データを2度におたり、USBメモリを使用し、移動させ、作業をしていた。 ○ また、データを移動する際、点検者Nの点検を受ける必要があったが、点検者Nは、隊員Mの口頭報告のみで点検を了とし、データの内容の点検を怠っていた。 ○ 隊員Mは、特定秘密の内容を含むデータを添付してメールを送信した直後に、自らこれに気づき、メールの送信の取消しを行ったため、送信相手が閲覧することはなかった。 (9) 懲戒処分 隊員M 1等陸曹 50歳代 「減給1月1／5」 点検者N 1等陸尉 40歳代 「減給1月1／30」 (5) 特定秘密が記録された文書（複製物）を所定の手続を経ずに廃棄した事案 ア 陸上自衛隊中部方面総監部（伊丹） (7) 事案の概要	○ 令和7年5月29日、令和3年11月16日に交付され、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に返却との条件が付された特定秘密文書3件について、交付元から返却を求められ確認したところ、所定の手続を経ることなく、令和4年11月28日に廃棄していたことが発覚した。 (4) 事案の調査結果 ○ 担当者Oは、特定秘密文書を接受した際、特定秘密文書等管理簿に返却条件を記載せず、1年未満の保存期間を設定し、関係者の確認不足により廃棄した。 (9) 懲戒処分 手続中 イ 陸上自衛隊第109教育大隊（大津） (7) 事案の概要 ○ 令和7年7月1日、令和6年4月10日に交付された特定秘密文書6件について、上級部隊から当該特定秘密文書の廃棄状況の問合せを受けて確認したところ、保存期間1年未満に設定した当該文書を実質1年以上保存した後、所定の手続を経ることなく、令和7年5月15日に廃棄していたことが発覚した。 (4) 事案の調査結果 ○ 担当者Pは、保存期間1年未満の行政文書を実質1年を超えて保存した場合であっても、行政文書整理期間内（3月から6月までの間）であれば、廃棄しても問題ないと誤って認識し、廃棄実施者等に説明していた。 (9) 懲戒処分 手続中 ウ 航空自衛隊第1航空団司令部（浜松） (7) 事案の概要 ○ 令和7年6月20日、特定秘密文書2件について、上級部隊から当該特定秘密文書の廃棄状況の問合せを受けて確認したところ、所定の手続を経ることなく、令和6年1月26日に廃棄していたことが発覚した。 (4) 事案の調査結果 ○ 所定の手続を経た行政文書ファイル2冊と当該手続を経していない行政文書ファイル1冊の間で特定秘密文書の入替えが発生していた。 ○ 令和4年5月、行政文書の整理を実施した際に、全ての行政文書ファイルの背表紙の貼り替えを実施しており、この際に貼り替えを間違えて、特定秘密文書の入替えが発生した可能性が高い。 ○ 担当者Qは、特定秘密文書の入替えが発生したことを確認しないまま、廃棄を行った。 (9) 懲戒処分等 担当者Q 准空尉 50歳代 「戒告」 関係者 「訓戒」（2名） (6) 特定秘密が記録された物件（複製物）を誤った操作により消去した事案 ア 航空自衛隊北部高射群第23高射隊（八雲）
---	--

(7) 事案の概要 ○ 令和 7 年 4 月 2 1 日、隊員 R は暗号装置の操作を誤り、特定秘密である暗号規約を消去した。 (4) 事案の調査結果 ○ 隊員 R は、暗号装置に暗号規約を読み込ませようとした際、スイッチを反時計回りに回す必要があったが、誤って時計回りに回し、実行ボタンを押した。 (9) 懲戒処分等 - 隊員 R 「訓戒」 4 航空自衛隊南西高射群第 1 9 高射隊 (恩納) (7) 事案の概要 ○ 令和 7 年 7 月 1 0 日、隊員 S は、無線機の操作を誤り、特定秘密である暗号規約を消去した。 (4) 事案の調査結果 ○ 隊員 S は、無線機内に装填された暗号規約を消去しようとした際、装填用の USB を無線機から取り外して、操作を行う必要があったが、USB を取り外さないまま操作を行った。 (9) 懲戒処分等 - 隊員 S 「訓戒」 (7) 特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案 ア 海上自衛隊潜水艦「せいりゅう」(横須賀) (7) 事案の概要 ○ 令和 6 年 1 1 月 1 8 日、隊員 T が艦内の携帯電話等の持ち込みが制限された区画に無許可で私有スマートフォンを持ち込んだ情報保全義務違反が判明したことから、その他の違反行為の有無を確認したところ、特定秘密が記録された手書きの資料 1 枚が綴られたフタイルを自宅に保管していたことが発覚した。 (4) 事案の調査結果 ○ 平成 3 0 年 6 月頃、隊員 T は、勤務していた艦内において、自身の勉強のために当該資料を作成し、フタイルに綴り、保管していた。 ○ 令和 3 年 1 月頃、隊員 T は、異動に伴い、当該資料等を綴っていたフタイルを艦内から他の荷物と一緒に自宅に持ち帰った。 ○ 隊員 T は、荷物を持ち帰る際、当該フタイルを持ち帰った認識はあったものの、当該資料が綴られていることは失念していた。 ○ また、持ち帰ったフタイルには、当該資料のほか、秘密が記録された資料 6 件が綴られていた。 ○ 隊員 T 及び関係者からの聴取等を行った結果、自宅に他者が訪れた形跡や第三者に提供した形跡は確認されず、部外者への漏えいは確認されなかった。 (9) 懲戒処分 - 隊員 T 3 等海曹 3 0 歳代 「停職 5 日」	
	2 再発防止策 令和 6 年 1 2 月に公表した「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築」等における各種の再発防止策を一つ一つ着実に進めるとともに、今回の事案を踏まえ、以下の取組を新たに実施する。 (1) 情報保全教育等 ア 今般の事案が発生した要因や対策等を教育資料に反映 イ 制度の理解度が低い内容を把握するため、省全体で情報保全テストを実施 ロ 隊員が手軽に視聴できる教育動画を制作 (2) 秘密制度に係る相談窓口の活用 令和 7 年 5 月以降に順次設置した秘密制度に係る相談窓口をさらに普及 (3) 適性評価等の状況管理機能の先行的運用 適性評価の有効期限切れの者を誤って特定秘密取扱職員に指名することを防止するため、令和 1 1 年度末の総合秘密保全システム(仮称)の導入に先立ち、令和 7 年度から、システム上で適性評価の実施状況を管理する機能や期限切れに関するアラート機能を先行運用 また、令和 8 年度から特定秘密取扱職員名簿を電子的に作成する機能を拡充するとともに、利用者を大幅に拡大

VI 提示を受けた特定秘密一覧

提示日 提示場所	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
平成 28.1.25 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
平成 28.11.30 審査会	警察庁	作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの
平成 30.1.26 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたものうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「[そうりゅう]型潜水艦の安全滑航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
平成 30.6.6 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・情報収集衛星に係る暗号に関する情報
令和 5.5.15 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・情報収集衛星に係る暗号に関する情報

VII 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会 長 名	就 任 日	退 任 日
額 賀 福志郎 君 (自民)	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日 *
額 賀 福志郎 君 (自民)	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 24 日
浜 田 靖 一 君 (自民)	平成 30 年 10 月 24 日	令和 2 年 10 月 26 日
松 野 博 一 君 (自民)	令和 2 年 10 月 26 日	令和 3 年 10 月 8 日
小野寺 五 典 君 (自民)	令和 3 年 10 月 8 日	令和 3 年 10 月 14 日 *
小野寺 五 典 君 (自民)	令和 3 年 11 月 11 日	令和 5 年 10 月 20 日
浜 田 靖 一 君 (自民)	令和 5 年 10 月 20 日	令和 6 年 1 月 26 日
岩 屋 毅 君 (自民)	令和 6 年 1 月 26 日	令和 6 年 10 月 4 日
田 村 憲 久 君 (自民)	令和 6 年 10 月 4 日	令和 6 年 10 月 9 日 *
伊 藤 達 也 君 (自民)	令和 6 年 11 月 13 日	令和 8 年 1 月 23 日 *
船 田 元 君 (自民)	令和 8 年 2 月 20 日	—

(※は衆議院の解散に伴う退任)

(2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期 間	委 員 名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎 君 (自民) 岩 屋 毅 君 (自民) 平沢 勝栄 君 (自民) 松 本 純 君 (自民) 大塚 高司 君 (自民) 松 本 剛明 君 (民主) 井出 庸生 君 (維新) 漆原 良夫 君 (公明) ※11 月 10 日松本剛明 君 (民主) 委員辞任 ※12 月 18 日井出庸生 君会派異動 (維新→民維ク)
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎 君 (自民) 岩 屋 毅 君 (自民) 平沢 勝栄 君 (自民) 松 本 純 君 (自民) 大塚 高司 君 (自民) 後藤 祐一 君 (民維ク) 井出 庸生 君 (民維ク) 漆原 良夫 君 (公明) ※3 月 28 日後藤祐一 君及び井出庸生 君所属会派名称変更 (民維ク→民進) ※8 月 3 日松本純 君 (自民) 委員辞任
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎 君 (自民) 岩 屋 毅 君 (自民) 平沢 勝栄 君 (自民) 今津 寛 君 (自民) 大塚 高司 君 (自民) 井出 庸生 君 (民進) 後藤 祐一 君 (民進) 漆原 良夫 君 (公明) ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一 君 (民進) 委員辞任 ※同年 9 月 28 日衆議院解散

期 間	委 員 名
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 今村 雅弘君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 井出 庸生君 (希望) 太田 昭宏君 (公明) ※平成 30 年 5 月 7 日井出庸生君会派異動 (希望→無所属)
平成 30 年 5 月 8 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 今村 雅弘君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 渡辺 周君 (国民) 太田 昭宏君 (公明) ※ 9 月 27 日渡辺周君 (国民) 委員辞任 ※10 月 2 日岩屋毅君 (自民) 委員辞任 ※10 月 4 日大塚高司君 (自民) 委員辞任
平成 30 年 10 月 24 日～	○浜田 靖一君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 金田 勝年君 (自民) 江崎 鐵磨君 (自民) 赤澤 亮正君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 大島 敦君 (国民) 太田 昭宏君 (公明) ※令和元年 9 月 30 日山内康一君所属会派名称変更 (立憲→立国社)、大島敦君会派異動 (国民→立国社)
令和元年 10 月 4 日～	○浜田 靖一君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 金田 勝年君 (自民) 小野寺五典君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立国社) 篠原 孝君 (立国社) 太田 昭宏君 (公明)
令和 2 年 10 月 26 日～	○松野 博一君 (自民) 山口 俊一君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 大島 敦君 (立国社) 津村 啓介君 (立国社) 太田 昭宏君 (公明) ※10 月 27 日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称変更 (立国社→立民) ※令和 3 年 2 月 1 日大塚高司君会派異動 (自民→無所属)
令和 3 年 2 月 9 日～	○松野 博一君 (自民) 山口 俊一君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大島 敦君 (立民) 津村 啓介君 (立民) 太田 昭宏君 (公明)

期 間	委 員 名
令和 3 年 10 月 8 日～	○小野寺五典君 (自民) 山口 俊一君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大島 敦君 (立民) 津村 啓介君 (立民) 太田 昭宏君 (公明) ※10 月 14 日衆議院解散
令和 3 年 11 月 11 日～	○小野寺五典君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大島 敦君 (立民) 新垣 邦男君 (立民) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明)
令和 3 年 12 月 6 日～	○小野寺五典君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 松本 剛明君 (自民) 伊東 良孝君 (自民) 長妻 昭君 (立民) おおつき紅葉君 (立民) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明) ※令和 4 年 8 月 8 日長妻昭君及びおおつき紅葉君所属会派略称変更 (立民→立憲)
令和 4 年 10 月 3 日～	○小野寺五典君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 松本 剛明君 (自民) 伊東 良孝君 (自民) 大西 健介君 (立憲) 鈴木 庸介君 (立憲) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明)
令和 4 年 11 月 29 日～	○小野寺五典君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 伊東 良孝君 (自民) 大西 健介君 (立憲) 鈴木 庸介君 (立憲) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明)
令和 5 年 10 月 20 日～	○浜田 靖一君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 柴梨 康弘君 (自民) 大西 健介君 (立憲) 鈴木 庸介君 (立憲) 中司 宏君 (維新) 大口 善徳君 (公明) ※令和 6 年 1 月 16 日中司宏君所属会派略称変更 (維新→維教)
令和 6 年 1 月 26 日～	○岩屋 毅君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 柴梨 康弘君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 山岸 一生君 (立憲) 中司 宏君 (維教) 大口 善徳君 (公明)
令和 6 年 10 月 4 日～	○田村 憲久君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 柴梨 康弘君 (自民) 齋尾英一郎君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 山岸 一生君 (立憲) 中司 宏君 (維教) 大口 善徳君 (公明) ※10 月 9 日衆議院解散

期 間	委 員 名
令和6年11月13日～	○伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 葉梨 康弘君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 岡田 克也君 (立憲) 本庄 知史君 (立憲) 中司 宏君 (維新) 田中 健君 (国民)
令和6年11月28日～	○伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 中西 健治君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 岡田 克也君 (立憲) 本庄 知史君 (立憲) 中司 宏君 (維新) 田中 健君 (国民)
令和7年10月21日～	○伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 中西 健治君 (自民) 篠原 豪君 (立憲) 岡田 克也君 (立憲) 道下 大樹君 (立憲) 美延 映夫君 (維新) 長友 慎治君 (国民)
令和7年11月4日～	○伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 藤丸 敏君 (自民) 篠原 豪君 (立憲) 岡田 克也君 (立憲) 道下 大樹君 (立憲) 美延 映夫君 (維新) 長友 慎治君 (国民) ※令和8年1月22日篠原豪君、岡田克也君及び道下大樹君所属会派解散 (立憲)、会派結成 (中道) ※同年1月23日衆議院解散
令和8年2月20日～	○船田 元君 (自民) 伊藤信太郎君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大塚 拓君 (自民) 藤丸 敏君 (自民) 濱地 雅一君 (中道) 藤田 文武君 (維新) 長友 慎治君 (国民)

Ⅷ 委員派遣・海外派遣一覧

(1) 委員派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
190 (第)	H28.1.25	東京都 (内閣府産情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実態の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 若屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 松本 純君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進) 委員 井出 庸生君 (民進) 委員 津原 良夫君 (公明)
196 (第)	H30.6.6	東京都 (内閣府産情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実態の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 若屋 毅君 (自民) 委員 今村 雅弘君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 山内 康一君 (立憲) 委員 津辺 勇君 (国民) 委員 太田 昭宏君 (公明)
211 (第)	R5.5.15	東京都 (内閣府産情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実態の状況に関する 実情調査	会長 小野寺五典君 (自民) 委員 田村 憲久君 (自民) 委員 伊藤 達也君 (自民) 委員 伊東 良孝君 (立憲) 委員 大西 健介君 (立憲) 委員 鈴木 庸介君 (立憲) 委員 和田有一朗君 (維新) 委員 大口 善徳君 (公明)

(2) 海外派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
191 (第) 開 会 後	H28.8.31 ～9.11 (12日間)	英国 ドイツ 米国	欧米各国における情報機関 に対する議会の監視等の実 情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 若屋 毅君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進) 委員 井出 庸生君 (民進)
193 (第) 開 会 後	H29.9.2 ～9.9 (8日間)	オーストラリア 韓国	オーストラリア及び韓国に おける情報機関に対する議 会の監視等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 若屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 今津 寛君 (自民)

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
196 (常) 開 会 後	H30.7.28 ～8.5 (9日間)	イスラエル フイソラント デソブーク	イスラエル、フイソラント 及びデソブークにおける情 報機関に対する議会の監視 等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 渡辺 周君 (国民)

(参考)
令和 6 年 11 月 28 日及び 29 日、イタリヤ議会において、「G 7 議会情報機関監視委員
会会合」が開かれることとなった。
しかし、解散の時期と重なり、委員の出席がかなわない状況であったため、伊藤達也会
長の指示により、衆議院情報監視審査会事務局及び衆議院事務局国際部の職員 2 名が代理
で出席している。

IX 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成 28 年 5 月 12 日 〔平成 27 年年度報告書に 対する意見聴取〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
平成 29 年 5 月 15 日 〔平成 28 年年度報告書に 対する意見聴取〕	ジャーナリスト	着名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
	前内閣情報官	植松 信一君
平成 30 年 5 月 21 日 〔平成 29 年年度報告書に 対する意見聴取〕	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君
	元警視総監 元内閣危機管理監	米村 敬朗君
令和元年 5 月 20 日 〔平成 30 年年度報告書に 対する意見聴取〕	公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長	五百頭頭真君
	原後綜合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

X 活動経過	
年 月 日	事 項
平成25 (2013)	第185回国会 (臨時会) 召集 (会期 55 日間 12. 8 まで)
	特定秘密の保護に関する法律案 (内閣) 提出
	10. 15 特定秘密の保護に関する法律案 (内閣) 提出
	10. 25 本会議にて、同法案議決 (修正)
	11. 26 参議院本会議にて、同法案可決、成立
	12. 6 特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 公布
平成26 (2014)	第186回国会 (常会) 召集 (会期 150 日間 6.22 まで)
	1. 24 国会法等の一部を改正する法律案 (自民・公明) 提出
	5. 30 国会法等の一部を改正する法律案 (自民・公明) 提出
	6. 5 衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 (いずれも自民・公明) 提出
	6. 13 本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決 (いずれも修正)
	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
6. 20 第187回国会 (臨時会) 召集 (会期 54 日間 11.21 解散)	
9. 29 政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定	
10. 14 特定秘密の保護に関する法律施行	
12. 10 ※法第 11 条 (取扱者の制限) は平成 27 年 12 月 1 日から施行	
特定秘密の保護に関する法律施行	
国会法等の一部を改正する法律施行	
衆議院規則の一部を改正する規則施行	
衆議院情報監視審査会規程施行	
第188回国会 (特別会) 召集 (会期 3 日間 12.26 まで)	
12. 24 第189回国会 (常会) 召集 (会期 245 日間 9.27 まで)	
平成27 (2015)	1. 26 本会議にて、情報監視審査会委員の選任
	2. 26 情報監視審査会委員の宣誓
	3. 30 ○情報監視審査会【第 1 回】
	・会長互選 額賀福志郎会長選出
	5. 18 政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(案) を説明
	6. 18 ○情報監視審査会【第 2 回】
6. 22	・運営協議会設置について協議決定
	・内規各件の制定に関する件について協議決定
	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
平成28 (2016)	7. 2 ○情報監視審査会【第 3 回】
	・上川国務大臣から説明聴取 (特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告)
	8. 19 ○情報監視審査会【第 4 回】
	・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議)
	8. 24 ○情報監視審査会【第 5 回】
	・説明聴取及び対政府質疑 (警察庁、法務省、公安調査庁、外務省)
8. 27 ○情報監視審査会【第 6 回】	
・説明聴取及び対政府質疑 (総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省)	
9. 25 ○情報監視審査会【第 7 回】	
・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省)	
11. 10 議長において、委員松本剛明君の辞任許可	
11. 19 ○情報監視審査会【第 8 回】(閉会中)	
・説明聴取及び対政府質疑 (防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省)	
平成28 (2016)	1. 4 第190回国会 (常会) 召集 (会期 150 日間 6. 1 まで)
	本会議にて、後藤祐一君 (民維ク) 委員選任。宣誓
	1. 20 ○情報監視審査会【第 1 回】
	・特定秘密提示要求決議
	・委員派遣承認申請決議
	・説明聴取及び対政府質疑 (独立公文書管理監、法務省)
1. 25 ○委員派遣 [内閣衛星情報センター (東京都)] (行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査)	
3. 23 ○情報監視審査会【第 2 回】	
・説明聴取及び対政府質疑 (独立公文書管理監、内閣官房)	
3. 30 ○情報監視審査会【第 3 回】	
・平成 27 年次報告書の決定	
4. 1 額賀会長から大島議長に平成 27 年次報告書を提出	
4. 20 本会議にて、額賀会長が平成 27 年次報告書について報告	
4. 26 ○情報監視審査会【第 4 回】	
・対政府質疑 (外務省)	
◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	
5. 12 ○情報監視審査会【第 5 回】	
・参考人からの意見聴取	

5. 18	○情報監視審査会【第 6 回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する報告）	5. 15	○情報監視審査会【第 5 回】 ・参考人からの意見聴取 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
8. 1	第 191 回国会（臨時会）召集（会期 3 日間 8. 3 まで）	5. 19	○情報監視審査会【第 6 回】 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
8. 3	議長において、委員松本純君の辞任許可	5. 31	○情報監視審査会【第 7 回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 31	○海外派遣【イギリス、ドイツ、アメリカ】（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）	6. 5	○情報監視審査会【第 7 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
～9. 11	第 192 回国会（臨時会）召集（会期 83 日間 12.17 まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓	9. 2	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 26	第 192 回国会（臨時会）召集（会期 83 日間 12.17 まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓	～9. 9	議長において、委員後藤祐一君の辞任許可
10. 14	○情報監視審査会【第 1 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）	9. 20	第 194 回国会（臨時会）召集（会期 1 日間、衆議院解散）
10. 17	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）	9. 28	第 195 回国会（特別会）召集（会期 39 日間 12. 9 まで）
10. 26	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）	11. 1	本会議にて、情報監視審査会委員の選任
11. 9	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）	11. 2	情報監視審査会委員の宣誓
11. 21	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁）	11. 14	○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
11. 30	○情報監視審査会【第 6 回】 ・特定秘密提示要求決議 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）	11. 22	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
平成 29 (2017)	第 193 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.18 まで）	11. 30	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
1. 20	○情報監視審査会【第 1 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）	12. 4	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
3. 6	○情報監視審査会【第 2 回】 ・情報監視審査会の傍聴許可	12. 8	○情報監視審査会【第 6 回】 ・特定秘密提示要求決議
3. 29	○情報監視審査会【第 3 回】 ・平成 28 年年度報告書の決定	平成 30 (2018)	第 196 回国会（常会）召集（会期 182 日間 7.22 まで）
4. 4	額賀会長から大島議長に平成 28 年年度報告書を提出	1. 22	○情報監視審査会【第 1 回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
4. 27	○情報監視審査会【第 4 回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定	1. 26	・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）

	・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課） 3. 6 ○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可 3. 28 ○情報監視審査会【第4回】 ・平成29年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成29年年次報告書について報告 4. 3 本会議にて、額賀会長が平成29年年次報告書について報告 4. 18 ○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定 5. 8 本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任 5. 9 委員渡辺周君（国民）の宣誓 5. 18 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 5. 21 ○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取 5. 31 ○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 6. 6 ○情報監視審査会【第8回】 ・内規の一部を改正する件について協議決定 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣「内閣衛星情報センター（東京都）」（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査） 7. 10 ○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） 7. 28 ○海外派遣（イスラエル、フィリピン及びチンマーニにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査） ～8. 5 議長において、委員渡辺周君の辞任許可 9. 27 議長において、委員岩屋毅君の辞任許可 10. 2 議長において、委員大塚高司君の辞任許可 10. 4 第197回国会（臨時会）召集（会期48日間 12.10まで） 10. 24 本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓	
	10. 31 ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議） 11. 6 ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省） 11. 8 ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） 11. 27 ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁） 12. 6 ○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） 平成31（2019） 第198回国会（常会）召集（会期150日間 6.26まで） 1. 28 ○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可 3. 5 ○情報監視審査会【第2回】 ・平成30年年次報告書の決定 3. 26 浜田会長から大島議長に平成30年年次報告書について報告 4. 2 本会議にて、浜田会長が平成30年年次報告書について報告 令和元（2019） 5. 14 ○情報監視審査会【第3回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定 5. 20 ○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取 6. 7 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 6. 18 ○情報監視審査会【第5回】 ・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） 8. 1 第199回国会（臨時会）召集（会期5日間 8.5まで） 10. 4 第200回国会（臨時会）召集（会期67日間 12.9まで） 本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立憲社）を委員に選任 新任委員の宣誓 10. 24 ○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議） 10. 29	

11. 5	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11. 7	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）
12. 9	○情報監視審査会【第7回】
令和 2 (2020)	
1. 20	第201回国会（常会）召集（会期150日間 6.17まで）
3. 4	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・令和元年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に令和元年年次報告書を提出 本会議にて、浜田会長が令和元年年次報告書について報告 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 16	○情報監視審査会【第3回】 ・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
9. 16	第202回国会（臨時会）召集（会期 3日間 9.18まで）
10. 26	第203回国会（臨時会）召集（会期 41日間 12. 5まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、 松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任
	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出 新任委員の宣誓
11. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11. 24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
12. 3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出

令和 3 (2021)	
1. 18	入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
2. 9	第204回国会（常会）召集（会期150日間 6.16まで） 本会議にて、委員大塚竜司君の辞任許可、 盛山正仁君（自民）を委員に選任
3. 16	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
4. 13	○情報監視審査会【第3回】
5. 11	○情報監視審査会【第4回】 ・令和2年年次報告書の決定 松野会長から大島議長に令和2年年次報告書を提出 本会議にて、松野会長が令和2年年次報告書について報告 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 16	○情報監視審査会【第5回】 ・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
10. 4	第205回国会（臨時会）召集（会期 11日間 10.14解散）
10. 8	本会議にて、委員松野博一君の辞任許可、 小野寺五典君（自民）を委員に選任
	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出 第206回国会（特別会）召集（会期 3日間 11.12まで） 本会議にて、情報監視審査会委員の選任
11. 10	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出 第207回国会（臨時会）召集（会期 16日間 12.21まで） 本会議にて、委員高市早苗君、柴山昌彦君、盛山正仁君、大島敦君、新垣邦男君の辞任許可、 田村憲久君（自民）、松本剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻昭君（立民）及びおおつき紅葉君（立民）を委員に選任 新任委員の宣誓
11. 17	第208回国会（常会）召集（会期150日間 6.15まで）
3. 3	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
3. 10	○情報監視審査会【第2回】

3. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁） ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び外務省） ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、防衛省及び防衛装備庁） 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長）提出。本会議にて、同規程案可決 ※委員会議決等の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議録の印刷及び配付に関する規定を整理するもの 5. 12 ○情報監視審査会【第6回】 6. 7 ○情報監視審査会【第7回】 ・令和3年年次報告書の決定 小野寺会長から細田議長に令和3年年次報告書を提出 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 本会議にて、小野寺会長が令和3年年次報告書について報告 第209回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.5まで） 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程施行 第210回国会（臨時会）召集（会期69日間 12.10まで） 本会議にて、委員長妻昭君及びおおつき和果君の辞任許可、大西健介君（立憲）及び鈴木庸介君（立憲）を委員に選任 新任委員の宣誓 10. 27 ○情報監視審査会【第1回】 ・高市国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） 本会議にて、委員松本剛明君の辞任許可、伊藤達也君（自民）を委員に選任 委員伊藤達也君（自民）の宣誓 令和5（2023） 1. 20 ○情報監視審査会【第3回】（閉会中） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） ・防衛大臣に対する報告及び報告要請を協議決定 ○細田議長を経由して、浜田防衛大臣に対し、報告及び報告要請を実施 第211回国会（常会）召集（会期150日間 6.21まで） 1. 23	3. 6 ○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛装備庁、内閣官房及び国家安全保障会議） ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び防衛省） 報告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領 ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） ・防衛大臣に対する報告の結果とられた措置の報告聴取及び対政府質疑（防衛省） ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ○情報監視審査会【第4回】 ○委員派遣【内閣衛星情報センター（東京都）】（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査） 6. 8 ○情報監視審査会【第5回】 ・令和4年年次報告書の決定 小野寺会長から細田議長に令和4年年次報告書を提出 本会議にて、小野寺会長が令和4年年次報告書について報告 6. 13 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 第212回国会（臨時会）召集（会期55日間 12.13まで） 本会議にて、委員小野寺五典君、伊東良孝君、和田有一朗君の辞任許可、浜田靖一君（自民）、栗梨康弘君（自民）、中司宏君（維新）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓 10. 25 ○情報監視審査会【第2回】 ・高市国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） 令和6（2024） 1. 26 第213回国会（常会）召集（会期150日間 6.23まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、大西健介君、鈴木庸介君の辞任許可、岩屋毅君（自民）、伊藤俊輔君（立憲）、山岸一生君（立憲）を委員に選任
-------	---	--

11. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 岩屋毅会長選出 新任委員の宣誓
2. 27	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣）提出
3. 8	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、国家安全保障会議、内閣府及び防衛省）
3. 14	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
3. 21	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
4. 9	本会議にて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案議決（修正） ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省及び防衛装備庁） 参議院本会議にて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案可決、成立
5. 10	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）公布
5. 17	○情報監視審査会【第7回】 ・令和5年年度報告書の決定
5. 23	○情報監視審査会【第8回】 岩屋会長から額賀議長に令和5年年度報告書を提出 本会議にて、岩屋会長が令和5年年度報告書について報告
6. 11	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 18	○情報監視審査会【第9回】（閉会中） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省）
7. 11	○情報監視審査会【第10回】（閉会中） ・防衛大臣に対する勧告及び報告要求を協議決定
7. 17	○額賀議長を經由して、木原防衛大臣に対し、勧告及び報告要求を実施
10. 1	第214回国会（臨時会）召集（会期9日間 10.9解散）
10. 4	本会議にて、委員岩屋毅君の辞任許可、 寛尾英一朗君（自民）を委員に選任
11. 11	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 田村憲久会長選出 第215回国会（特別会）召集（会期4日間 11.14まで）

11. 13	本会議にて、情報監視審査会委員の選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 伊藤達也会長選出
11. 14	情報監視審査会委員の宣誓
11. 28	第216回国会（臨時会）召集（会期27日間 12.24まで） 本会議にて、委員葉梨康弘君の辞任許可、 中西健治君（自民）を委員に選任 委員中西健治君（自民）の宣誓
12. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・域内国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
12. 19	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び防衛省）
令和 7 (2025)	
1. 24	第217回国会（常会）召集（会期150日間 6.22まで） 政府が重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令等を閣議決定
1. 31	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、国家安全保障会議及び内閣府）
3. 11	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
3. 19	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） 勧告の結果とられた措置について、中谷防衛大臣から額賀衆議院議長宛報告書を受領
3. 28	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） ※防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置の報告の説明聴取及び対政府質疑も併せて実施
4. 8	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省） 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（いずれも議院運営委員長）提出。本会議にて、各案可決
4. 9	参議院本会議にて、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案可決、成立
4. 17	○情報監視審査会【第6回】 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行
4. 24	
5. 9	
5. 13	
5. 16	

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令施行 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を 改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程施行 ○情報監視審査会【第7回】 ・内規各件の一部改正に関する件について協議決定 ・令和6年年度報告書の決定 伊藤会長から額賀議長に令和6年年度報告書を提出 本会議にて、伊藤会長が令和6年年度報告書について報告 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに通性評価の実施の状況 に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 第218回国会（臨時会）召集（会期5日間 8.5まで） 第219回国会（臨時会）召集（会期58日間 12.17まで） 本会議にて、委員伊藤俊輔君、木庄知史君、中司安君、田中健君の辞任 許可、 篠原豪君（立憲）、蓮下大樹君（立憲）、美延映夫君（維新）、長友慎治君 （国民）を委員に選任 新任委員の宣誓 本会議にて、委員中西健治君の辞任許可、 藤丸敏君（自民）を委員に選任 委員藤丸敏君（自民）の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） 11.27 ○情報監視審査会【第2回】 ・小野田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並び に通性評価の実施の状況に関する報告及び重要経済安保情報の保 護及び活用に関する制度の概要等） 12.2 ○情報監視審査会【第3回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） （重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣府及び独立公文書管理監） 12.12 ○情報監視審査会【第4回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省及び防衛省） 令和8（2026） 1.23 第220回国会（常会）召集（会期1日間、衆議院解散） 2.18 第221回国会（特別会）召集		2.20 本会議にて、船田元君（自民）、伊藤信太郎君（自民）、盛山正仁君（自 民）、大塚拓君（自民）、藤丸敏君（自民）、渡地雅一君（中道）、藤田文 武君（維新）、長友慎治君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 船田元会長選出 委員の宣誓 3.26 ○情報監視審査会【第2回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、外務省及び独立公文書管理監） （重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣府及び独立公文書管理監） 4.7 ○情報監視審査会【第3回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議） 4.16 ○情報監視審査会【第4回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出 入国在留管理庁及び公安調査庁） 4.28 ○情報監視審査会【第5回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（内閣府、経済産業省、海上保安庁及び防 衛装備庁） 5.19 ○情報監視審査会【第6回】 （特定秘密保護制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） （重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について） ・説明聴取及び対政府質疑（経済産業省）
--	--	--

予防接種法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年六月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

予防接種法の一部を改正する法律

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ワクチン」を「特定医薬品」次に掲げる医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。第二号において同じ。)をいう。以下同じ。)に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 ワクチン
- 二 単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品

第三条第二項第五号及び第四条第二項第四号中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

第十三条第四項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改め、「(昭和三十五年法律第四十五号)」を削り、「ワクチン」を

「特定医薬品の」に改める。

第二十三条第三項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第四十七条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改め、同条第五項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第五十三条第一項中「ワクチン」を「特定医薬品」に、「ワクチンの」を「特定医薬品の」に、「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に、「ワクチンを」を「特定医薬品を」に改め、同条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「ワクチン」を「予防接種法第二条第一項に規定する特定医薬品」に改める。

理 由

近年における医薬品技術の高度化を踏まえ、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を予防接種法に基づく予防接種に用いることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における医薬品技術の高度化を踏まえ、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を予防接種法に基づく予防接種に用いることができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

近年における医薬品技術の高度化を踏まえ、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を予防接種法に基づく予防接種に用

いることができることとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年六月二十六日

厚生労働委員長 大串 正樹

衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法の施行後、速やかにRSウイルス感染症に対する抗体製剤の定期接種化に向けた議論を行うとともに、抗体製剤がこれまで予防接種に用いてきたワクチンとは異なる技術を用いた医薬品であることを踏まえ、接種の判断が適切になされるよう、抗体製剤の有効性及び安全性、作用機序その他の接種の判断に必要な情報を、国民に対しても分かりやすく迅速かつ的確に公表すること。

二 諸外国における予防接種施策を調査し、海外の状況や最新の科学的知見等に基づき、対象疾

病や接種対象者の範囲について適切に検討を行うこと。また、接種対象者の範囲については、その判断根拠を国民に分かりやすく説明すること。	国旗の損壊等の処罰に関する法律案 右の議案を提出する。 令和八年六月十六日 提出者	二十万円以下の罰金に処する。 2 前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。 (適用上の注意)	理由 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
三 既に自治体において進められている予防接種記録のデジタル化を積極的に支援するとともに、予防接種データベースの情報を活用し、抗体製剤を含む予防接種の有効性及び安全性を継続的かつ安定的に評価できるような仕組みを構築すること。	松野 博一 田野瀬太道 藤原 崇 高木 啓 長谷川淳二 勝目 康 鈴木 英敬 塩崎 彰久 石橋林太郎 平沼正二郎 黒田 征樹 阿部 圭史 奥下 剛光 池下 卓 原山 大亮 飯泉 嘉門 豊田真由子 賛成者 阿部 弘樹外三十五名	第三条 この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 2 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。	国旗の損壊等の処罰に関する法律案 松野 博一君外十六名提出に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を設けるもので、その主な内容は次のとおりである。 1 この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいうこと。 2 罰則等 (一) 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処すること。
四 予防接種法に基づく予防措置として抗体製剤が新たに位置付けられることを踏まえ、予防接種健康被害救済制度の対象となること及びその内容について、国民に対する分かりやすい情報提供を行うとともに、万が一健康被害が生じた場合に適切な救済が受けられる体制の確保及び制度に対する信頼の向上に努め、国民が安心して予防措置を選択できる環境整備を図ること。	国旗の損壊等の処罰に関する法律 (定義) 第一条 この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律(平成十一年法律第二百二十七号)に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。 (罰則等) 第二条 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は	要の措置が講ぜられるものとする。	(二) (一)の方法に該当するかどうかの判断は、
五 予防接種法に基づく新たな予防措置の導入に当たっては、地方公共団体の財政負担に配慮するとともに、地方交付税措置の対象とならない不交付団体についても、住民の接種機会に格差が生じることのないよう必要な措置を講ずること。			

行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

3 この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこと。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

(二) この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

二 議案の可決理由

人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を設ける本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議

決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年六月二十六日

内閣委員長 山下 貴司

衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

国旗の損壊等の処罰に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項を遵守しつつ、運用すべきである。

一 政治的意見表現や芸術表現など「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」として正当に保障される国旗への表現やメッセーヂの記載は第二条第一項の構成要件のうち「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」によるものに該当しないこと。

二 第二条第二項における同条第一項の「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に該当するかどうかについては、国旗に文字を書く行為そのものによつて該当すると判断し得るものではなく、また、その判断は、国旗に記載された文言によつて左右されないこと。

三 本法の施行に当たっては、国民の政治的意見表現や芸術表現の萎縮を招かないように、本法の趣旨及び内容を周知するよう努めること。

